

第3章

ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物処理の現状と課題

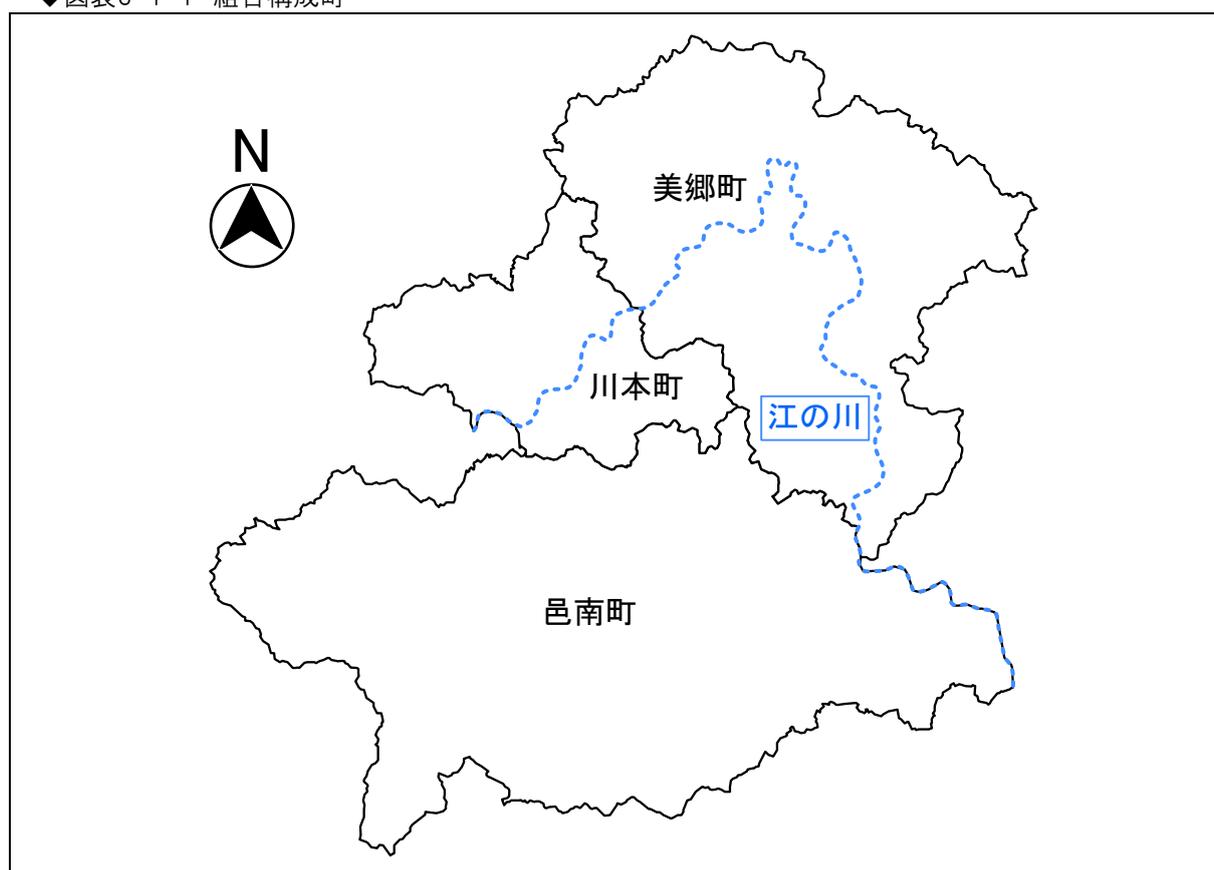
1. 清掃事業の変遷

本町のごみ処理は、昭和47年6月に旧邑智町と川本町の2町で邑智町川本町清掃組合を設立、昭和48年5月に邑北ごみ処理場を供用開始して本格的に始動した。

その後、平成6年4月に邑智町川本町清掃組合（川本町、旧邑智町）及び邑南地区ごみ処理組合（旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）の統合により、邑智郡町村総合事務組合を設立した。

平成16年10月の町村合併（美郷町：旧邑智町、旧大和村、邑南町：旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）に伴い、名称を邑智郡町村総合事務組合から邑智郡総合事務組合（以下「組合」という。）に変更したものである。

◆図表3-1-1 組合構成町



まず、処理・処分施設についてみると、組合設立時において、必要となる施設を邑智クリーンセンターに集約して設置した。具体的に施設の整備履歴をみると、平成10年4月にゴミ焼却施設(12t/8h)を、平成11年4月にリサイクルプラザ(5t/5h)及び埋立処分地施設(14,300m³)を供用開始した。加えてゴミ減量とリサイクルの推進のために、平成16年4月に同敷地内にリサイクルセンター(1.7t/5h)を供用開始、平成22年8月に同敷地内にRPF原料となるものなどを民間委託するためのストックヤードを設置した。また、平成22年度は可燃ごみの安定的な処理を継続するため、ゴミ焼却施設の基幹改良工事による長寿命化を図った。

次に、分別区分についてみると、平成11年度より、可燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ(ビン、カン)、資源ごみ(新聞、広告・雑誌・書籍・紙箱類、段ボール、紙パック)、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみの7種11分別を開始した。その後、平成16年度のリサイクルセンター稼働に合わせ、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙の3種類を追加して、現在の10種13分別に至っている。

◆図表 3-1-2 ゴミ処理の変遷

年 月	内 容
S47.5	○ 邑南地区ゴミ処理組合(旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町)を設立
S47.6	○ 邑智町川本町清掃組合(川本町、旧邑智町)を設立
S48.3	○ 邑南ゴミ処理場(ゴミ処理施設 10t/8h、破碎施設5t/5h、最終処分場 20,000m ³)を設置
S48.5	○ 邑北ゴミ処理場(ゴミ処理施設 10t/8h、破碎施設5t/5h、最終処分場 7,417m ³)を設置
H6.4	○ 邑智町川本町清掃組合(川本町、旧邑智町)及び邑南地区ゴミ処理組合(旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町)を統合し、川本町、旧邑智町、旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町、旧桜江町の5町2村で邑智郡町村総合事務組合を設立(ゴミ処理については旧桜江町を除く)
H10.4	○ 笹畑クリーンセンター(ゴミ焼却施設)(12t/8h)を設置
H11.4	○ 笹畑クリーンセンター(リサイクルプラザ5t/5h)及び(埋立処分地施設 14,300m ³)を設置 ○ 分別区分を可燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ(ビン、カン)、資源ごみ(新聞、広告・雑誌・書籍・紙箱類、段ボール、紙パック)、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみの7種 11 分別に変更
H16.4	○ 笹畑クリーンセンター(リサイクルセンター)(1.7t/5h)を設置 ○ 分別区分にペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙を追加し、10 種 13 分別に変更
H16.10	○ 町村合併に伴い組合名を邑智郡総合事務組合に変更
H22.6	○ 搬入ごみの一部を委託処理し、RPF化
H22.8	○ スtockヤードを増設
H22	○ ゴミ焼却施設の基幹改良工事による長寿命化を実施 ○ 2軸破碎機を導入
H23.4	○ 可燃ごみの指定袋のサイズを変更
H24.4	○ ゴミ袋の販売を各町へ移管。(袋の製作は組合)
H27.2	○ 笹畑クリーンセンターを邑智クリーンセンターに名称変更
H31.2	○ 新可燃ごみ共同処理施設建設工事実施
H31.4	○ 最終処分場施設整備工事(最終処分場既設埋立地の拡幅増設による延命化)実施

注) 旧桜江町は江津市との合併に伴い、H16.10に組合(し尿処理)より脱退した。

※RPFとは

「RPF」とは Refuse Paper & Plastic Fuelの略で、古紙及び廃プラスチックを主な原料とした固形燃料のこと。リサイクルが困難となった古紙・廃プラスチックを用いることで資源の有効利用促進と、化石燃料の代替品として使用することで温室効果ガス排出抑制に資することができる燃料である。

2. ごみの分別流れ

本町から排出されるごみの分別区分は基本的に、「燃えるごみ」、「資源物」、「不燃ごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の5分別であるが、このうち「資源物」を「古紙類・紙パック」、「ビン」、「カン」、「PETボトル」、「容器包装プラスチック」、「容器包装紙」の6区分とし、さらに「古紙類・紙パック」を「新聞紙・折込広告」、「広告・雑誌・書籍」、「段ボール」、「紙パック」に細分化した10種13分別としている。

◆図表 3-1-3 収集ごみの分類等

区 分		品 目		分 別 の 注 意	
② 古 紙 類 ・ 紙 パ ッ ク (2) 資 源 物	① 燃えるごみ 1	木くず、生ごみ、紙くず、食用油、DVDなどのディスク、使用済みカイロ、貝がら、古着、布類、マスク、ゴム類、食品のついたアルミ製品、プラスチック(容器包装プラスチック以外)衛生用品(医療系施設、介護施設からのものを除く)、革製品、草木類など		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは水分をよく切る ・油は固めるか、紙や布などに吸い込ませる ・オムツは汚物を除く ・金属はできるだけ取り除く ・ゴムホース、木くずなどは80cm以下 	
	③ 古紙類・紙パック	新聞紙・折込広告 2	新聞紙、折込広告		<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙・折込広告、広告・雑誌・書籍、段ボール、紙パックは別々に紐で十字にくくり、まとめて出す ・段ボールは1m×1.5mまでの大きさにする ・金文字・金箔印刷物、油紙、カーボン紙、写真、防水加工紙、金属類、セロテープ、粘着テープ、フィルム類等を混入させない
		広告・雑誌・書籍 3	広告(折込広告以外)、雑誌、カタログ、米袋(紙製)、週刊誌、文庫本、ノートなど		
		段ボール 4	段ボールのみ(断面に空気層があるもの)(段ボール以外の紙箱は容器包装紙)		
		紙パック 5	牛乳パック、ジュースのパックなど(内側にアルミ箔が貼ってあるものは容器包装紙) 		
	④ 資源物	③ 容器包装紙 6	紙箱(菓子箱・たばこの箱・ティッシュの箱・ラップの箱など)、アイスのカップ・フタ、紙袋、包装紙など 		<ul style="list-style-type: none"> ・異物は取り除く ・箱はつぶす ・洗ったら水切りをする ・汚れたものは燃えるごみ
		④ 容器包装プラスチック 7	レジ袋、食品トレイ、カップ麺の容器、ペットボトルのキャップ、卵パック、プリンなどの容器豆腐の容器、菓子袋、発泡スチロール、シャンプー・ケチャップ・マヨネーズの容器など 		<ul style="list-style-type: none"> ・アルミや紙製フタ、内容物などの異物は取り除き洗って水切りをする ・汚れが取れにくいものは燃えるごみ
		⑤ ビン 8	透明なビン、茶色ビン、黒色ビン、青色ビン、緑色ビンで食品や飲料が入っていたビン(化粧品のビン、油ビン、割れたビンは不燃ごみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品・油・割れたビンは不燃ごみ ・フタは外して分別する ・農薬ビンは販売店に返却
		⑥ カン 9	ジュース、ビール、コーヒーのカン等(コーヒー等のボトル缶の金属製フタ、汚れたカン、のりや菓子や油の入っていたカンは不燃ごみ) 		<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの吸い殻等の異物を入れない ・カンの高さは25cm未満 ・つぶさないで出す(つぶれたものは不燃ごみ)
		⑦ PETボトル 10	飲料用、しょうゆ、焼酎が入っていたもの(油やソースなどが入っていたものは燃えるごみ)(フタやラベルは容器包装プラスチック) 		<ul style="list-style-type: none"> ・つぶさないで出す(切ったりつぶしたり色を塗ったものは燃えるごみ)
⑧ 不燃ごみ 11		割れたガラス・陶磁器、天ぷらガードなどアルミ製品、金属類、小型家電(電池は取り除く)、メガネ、カメラ、かさ、化粧ビン、包丁、カミソリ・針、金属を含むおもちゃなど(長辺50cm以上のものは粗大ごみ)(スプレー缶は使い切り穴をあける)		<ul style="list-style-type: none"> ・割れたガラス、包丁、針、カミソリは新聞紙などに包み、指定袋に「危険」と表記する 	
⑨ 有害ごみ 12		ボタン電池以外の電池(ボタン電池やリサイクルマークがある小型充電式電池は販売店に引き取りを依頼)、水銀体温計・温度計・血圧計(乾電池と水銀体温計等は別の袋に入れる)、蛍光管(ひもでくるか購入時の箱に入れる)		<ul style="list-style-type: none"> ・中身の見える透明袋に入れ「有害ごみ」と表記する(蛍光管を除く) ・10kg程度まで入れる 	
⑩ 粗大ごみ 13	布団・絨毯、家具、掃除機、自転車、ストーブ、自転車、ソファ、(冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコンは販売店に引き取りを依頼)		<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ解体する ・燃料、電池を取り除く 		

注)専用袋・シールに地区名、氏名を記入する。

ごみの処理手数料は、家庭系収集ごみについては指定袋、シールにより処理経費の一部を徴収している。具体的にみると、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみとも平成11年度より導入しており、現在の可燃ごみ35リットル有料指定袋の価格は1枚66円/枚としている。また、資源ごみは、分別排出を促す観点から、可燃ごみ、不燃ごみより低価としている。

なお、組合事務として行っていたごみ指定袋の製造、販売、管理のうち、販売、管理については平成24年4月に本町に移管した。

◆図表 3-1-4 家庭系収集ごみ処理手数料(指定袋(シール)1枚の値段) 単位:円(税込)

ごみ種類	袋サイズ	H11	H12	H14	H15	H21	H23	H26	H29	R1
可燃ごみ (プラごみ)	10 ^{リットル}	50	50	30	31.5					
	15 ^{リットル}					31.5	31.5	32.4	32.4	33.0
	25 ^{リットル}	80	80	60	63.0					
	30 ^{リットル}					63.0				
	35 ^{リットル}						63.0	64.8	64.8	66.0
	45 ^{リットル}	20	20	15	資源ごみとした					
不燃ごみ	(シール)	30								
	25 ^{リットル}		30	30	31.5	31.5	31.5	32.4	32.4	33.0
資源ごみ	(シール)	30								
	カン・ビン	袋		30	15					
	カン	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	ビン	25 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	プラ製容器	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	紙製容器	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	ペットボトル	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
粗大ごみ	(シール)	30	30	30	30.0	31.4	31.4	32.4	32.4	33.0

注) 令和元年10月より消費税が8%から10%に引き上げられた。

◆図表 3-1-5 ごみ直接搬入処理手数料(税込)

家庭系ごみ(事業活動以外のもの)	40円/10kg
事業系ごみ(事業活動により生じたもの)	80円/10kg

※ごみの分別区分について

本計画においては、島根県及び国との指標の比較等を行うことから、ごみの分別区分について、一般的な名称を用いている。

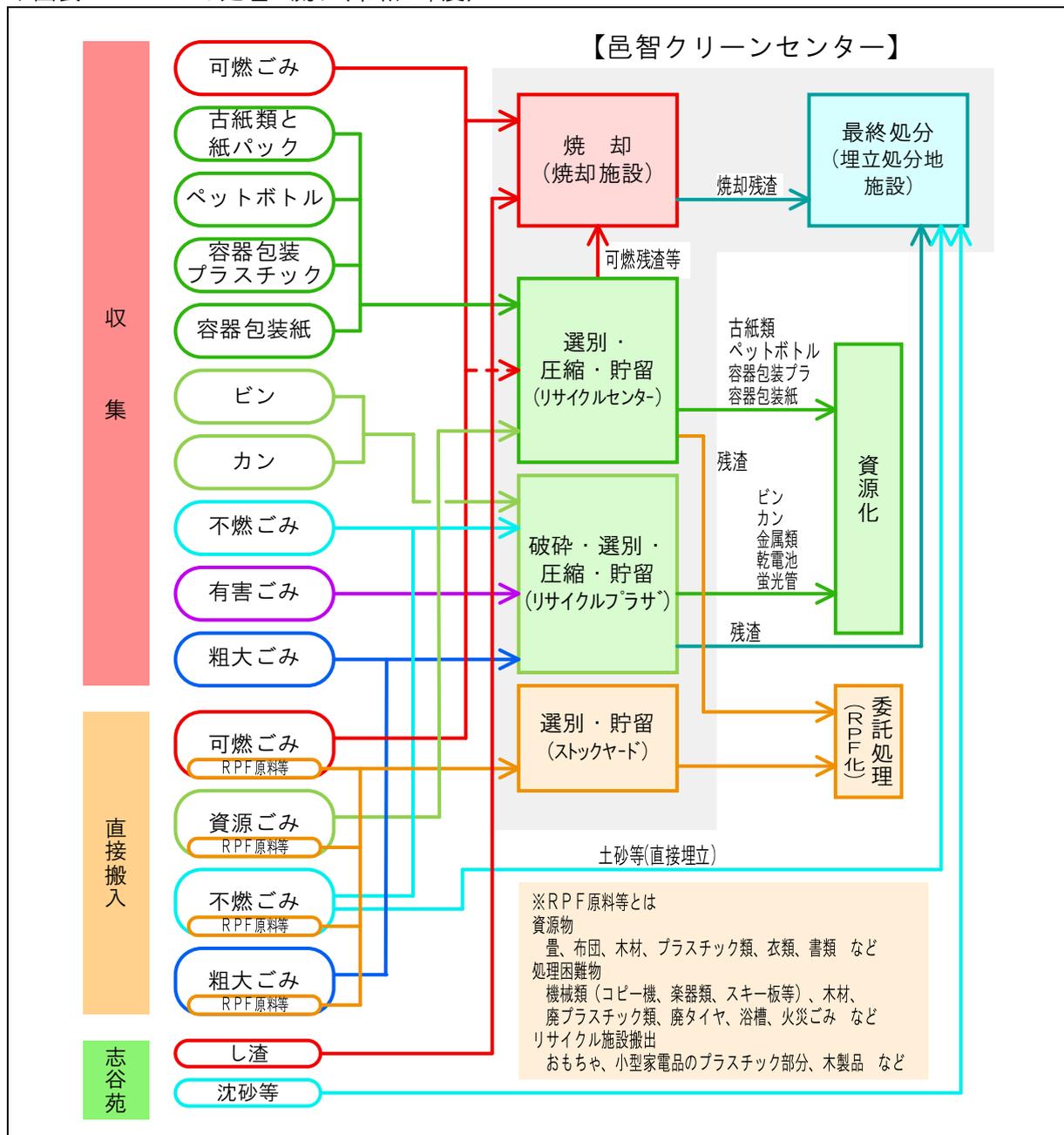
- ・燃えるごみ → 可燃ごみ
- ・資源物 → 資源ごみ
- ・PETボトル → ペットボトル

3. ごみ処理の流れ

ごみの処理・処分は、邑智クリーンセンターに集約整備したごみ焼却施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、埋立処分地施設により行っている。

まず、可燃ごみは、ごみ焼却施設にて焼却処理を行い、焼却残渣は、同センターの埋立処分地施設にて最終処分している。次に、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ及びビン、カンはりサイクルプラザにて選別・破碎・圧縮処理し、資源物を回収した後の破碎残渣は、埋立処分地施設にて最終処分している。加えてペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙はりサイクルセンターにて選別、圧縮処理し、資源化に適さないものは焼却処理及び埋立処分している。古紙類と紙パックはりサイクルセンターで一時保管し、直接資源化している。直接持込みされるものうち、RPF原料となるものや収集資源ごみ残渣は、RPF化している。

◆図表 3-1-6 ごみ処理の流れ(令和3年度)



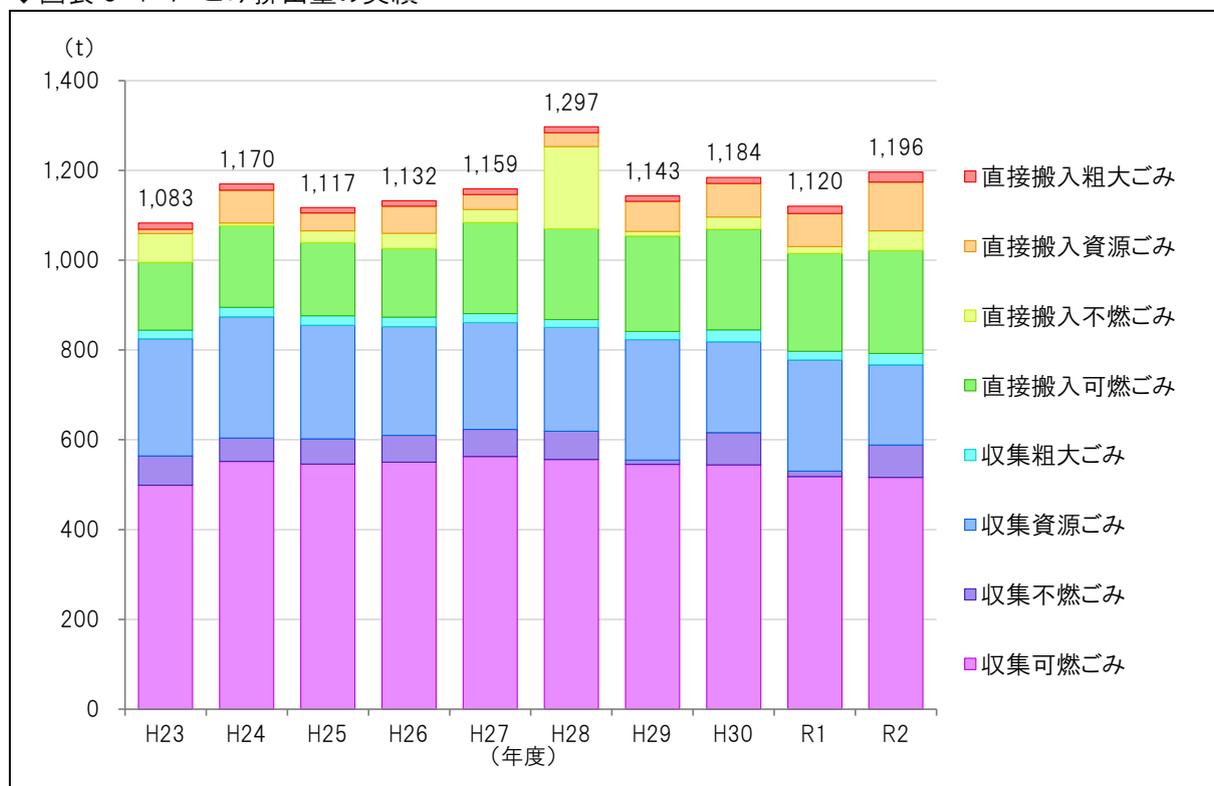
4. ごみ排出量の実績及び性状

4-1 ごみの排出量の実績

本町のごみ排出量は、平成29年度を境に減少したが近年は増加傾向に転じており、ごみ種類別には平成29年度から直接搬入資源ごみの増加、直接搬入不燃ごみの減少が顕著である。

令和2年度のごみ排出量は1,196tである。

◆図表 3-1-7 ごみ排出量の実績



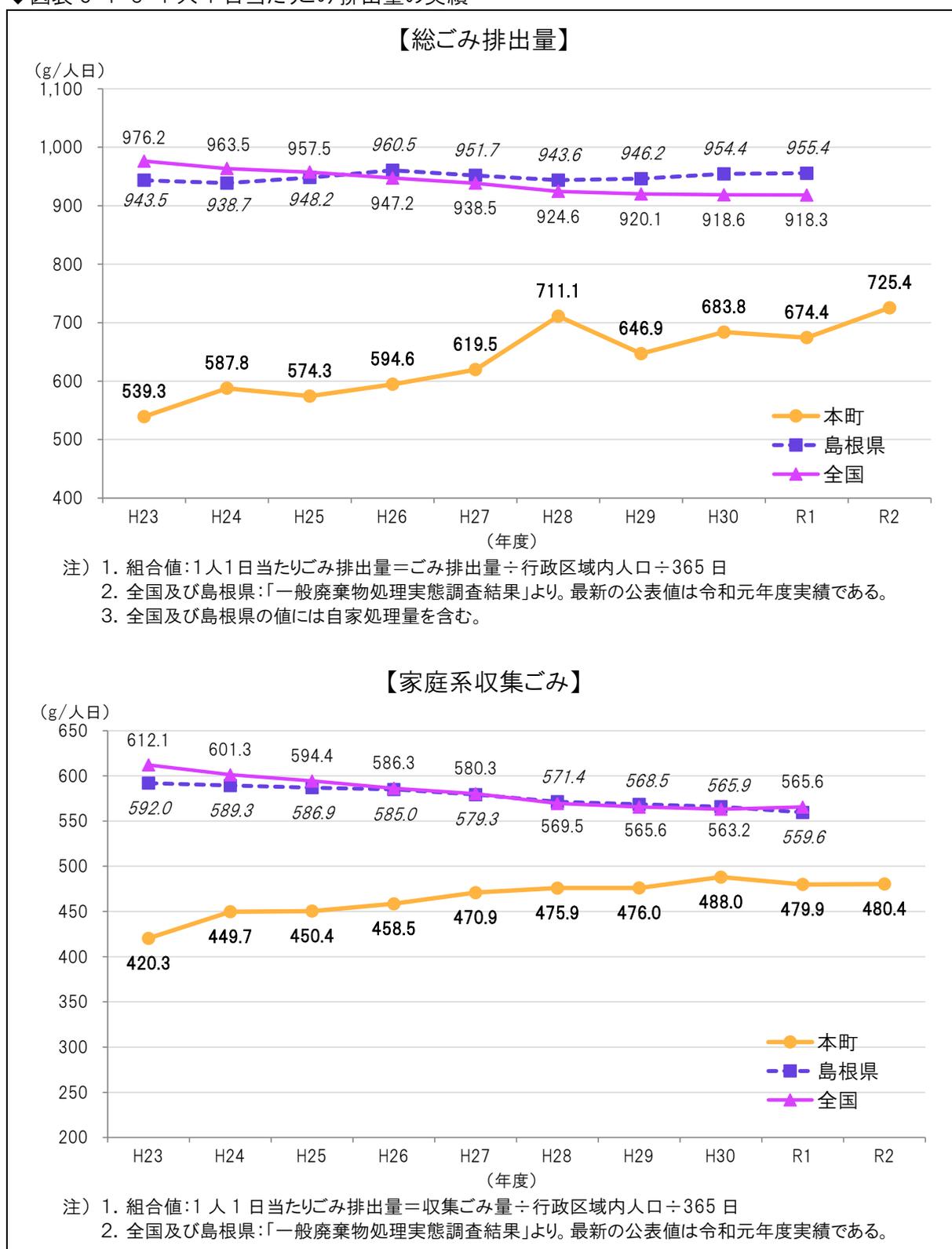
	単位:t/年									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集可燃ごみ	499	552	546	550	563	556	545	544	518	516
収集不燃ごみ	65	52	56	60	60	63	10	72	12	72
収集資源ごみ	261	270	253	242	238	231	268	202	248	179
収集粗大ごみ	19	21	21	21	20	18	18	27	19	25
直接搬入可燃ごみ	151	182	163	153	203	202	213	224	218	230
直接搬入不燃ごみ	64	6	26	34	29	183	10	27	15	43
直接搬入資源ごみ	10	73	40	60	33	31	67	75	74	109
直接搬入粗大ごみ	14	14	12	12	13	13	12	13	16	22
合計	1,083	1,170	1,117	1,132	1,159	1,297	1,143	1,184	1,120	1,196
収集ごみ	844	895	876	873	881	868	841	845	797	792
直接搬入ごみ	239	275	241	259	278	429	302	339	323	404

資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

本町の総ごみ排出量は、全国平均及び島根県平均との比較では大幅に少ない。しかしながら、全国平均が減少傾向にある中、島根県平均は平成29年度に減少したもののその後増加傾向にあり、本町においては、過去10年間に185g/人・日程度増加している。

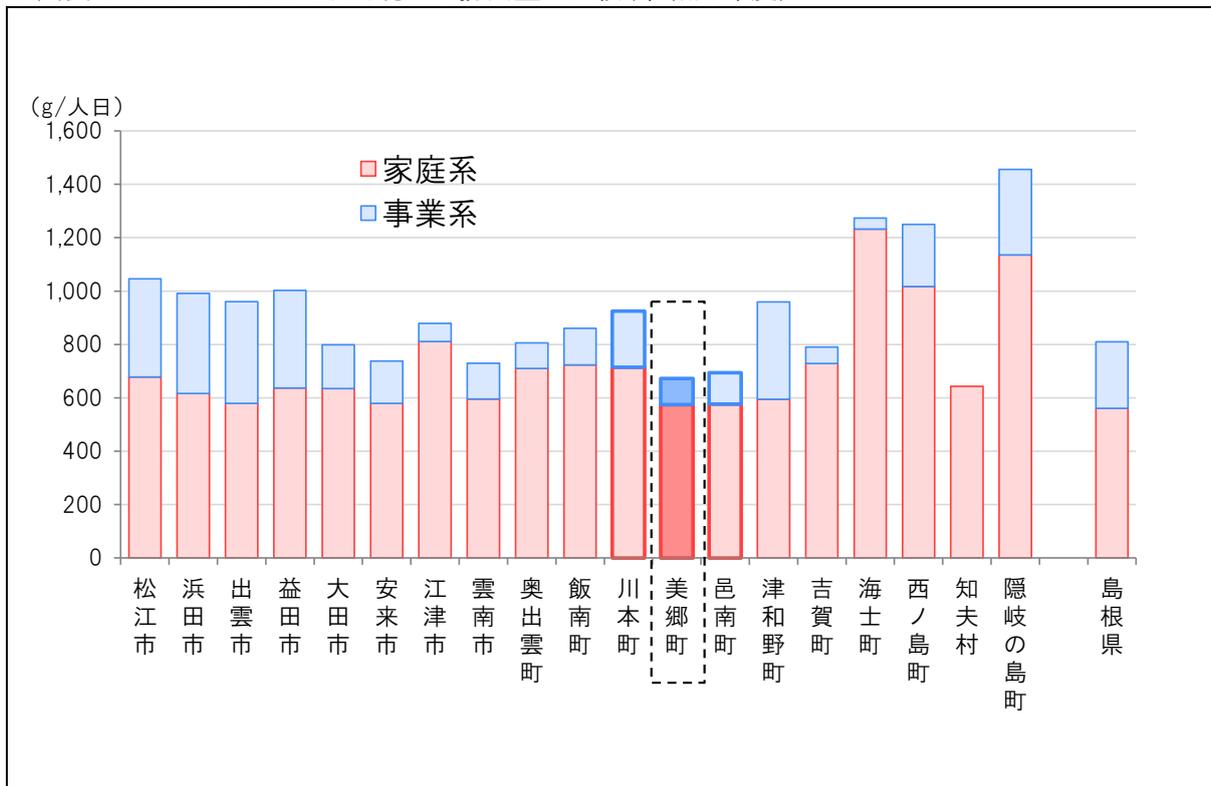
家庭系収集ごみの1人1日当たりごみ排出量も同様の傾向にあり、全国平均及び島根県平均との比較では大幅に少ないものの、近年では増加傾向にある。

◆図表 3-1-8 1人1日当たりごみ排出量の実績



本町の1人1日当たり総ごみ排出量と島根県の各自治体の値を比較すると、本町の値は島根県平均より低く、県内で2番目に小さい。

◆図表 3-1-9 1人1日当たり総ごみ排出量の比較(令和元年度)



資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

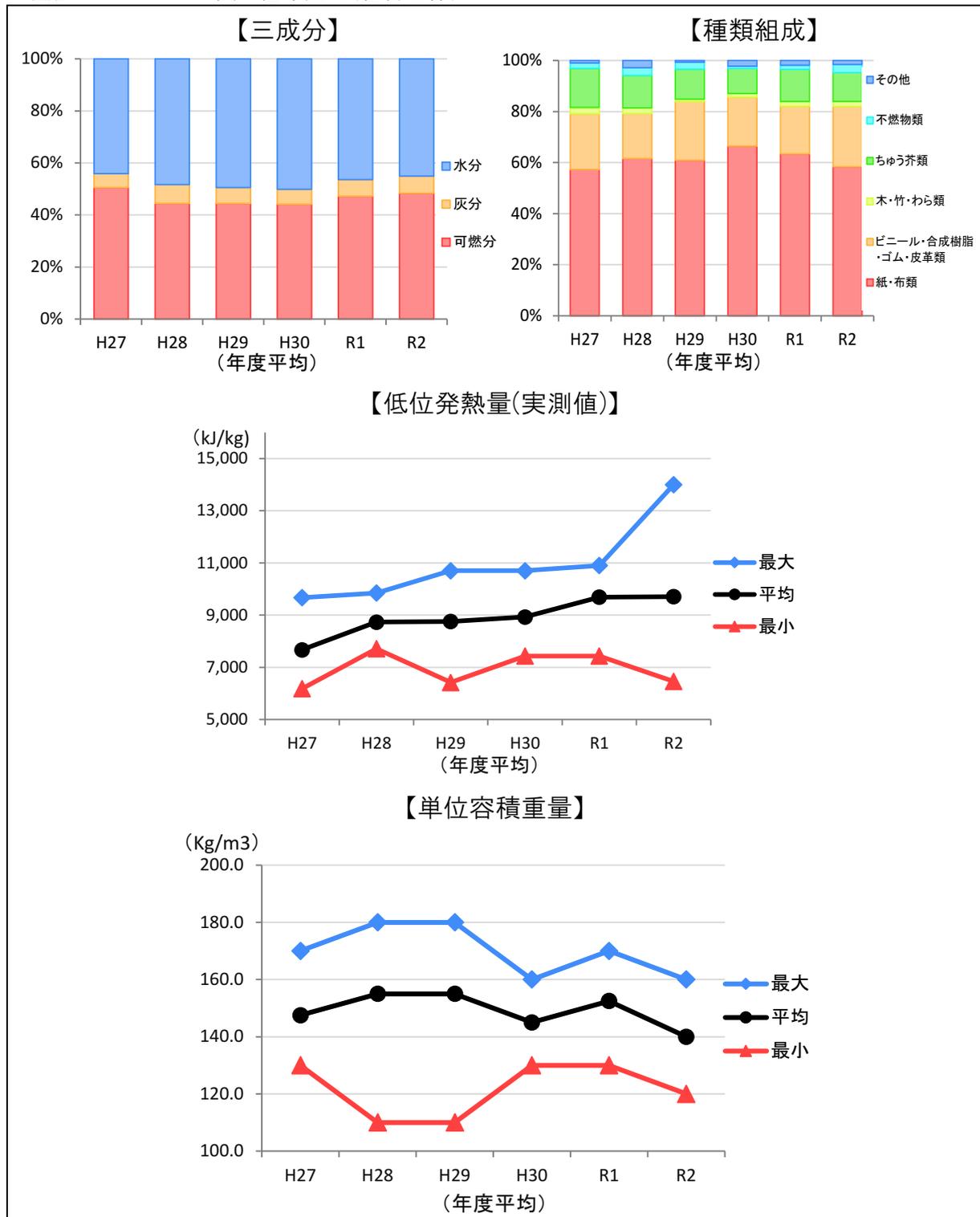
4-2 ごみの性状

4-2-1 可燃ごみ定期検査結果

本町から排出される可燃ごみの性状については、邑智クリーンセンター（ごみ焼却施設）で年に4回実施している組成調査結果を整理した。

組合の三成分（水分、灰分、可燃分）では、水分が概ね50%程度を占めており、種類組成では、紙、布類が最も多い。ごみ低位発熱量は概ね8,000kJ/kg程度から10,000kJ/kg程度で上昇傾向にある。

◆図表 3-1-10 ごみ質の経年変化(組合全体)

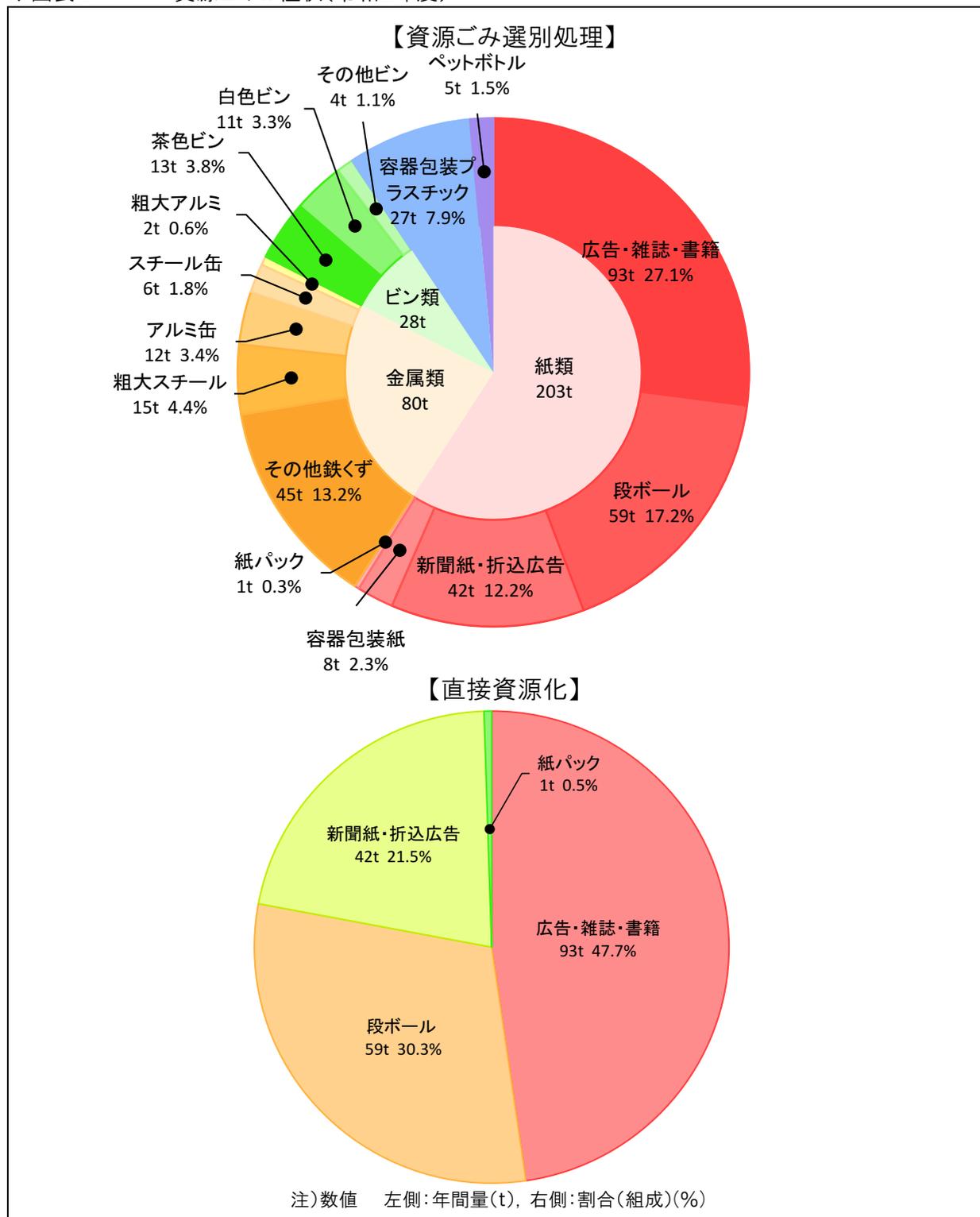


4-2-2 資源ごみ

資源ごみ（可燃ごみから資源化されたものを含む）の性状は、邑智クリーンセンター（リサイクルセンター及びリサイクルプラザ）での処理内訳を基に整理した。なお、リサイクルセンターストックヤードに一時保管され直接資源化される古紙類・紙パックについてもここで扱うものとした。

処理内訳は、広告・雑誌・書籍が93tで27.1%と最も多く、次いで段ボール59tで17.2%、その他鉄くず45tで13.2%と続いている。

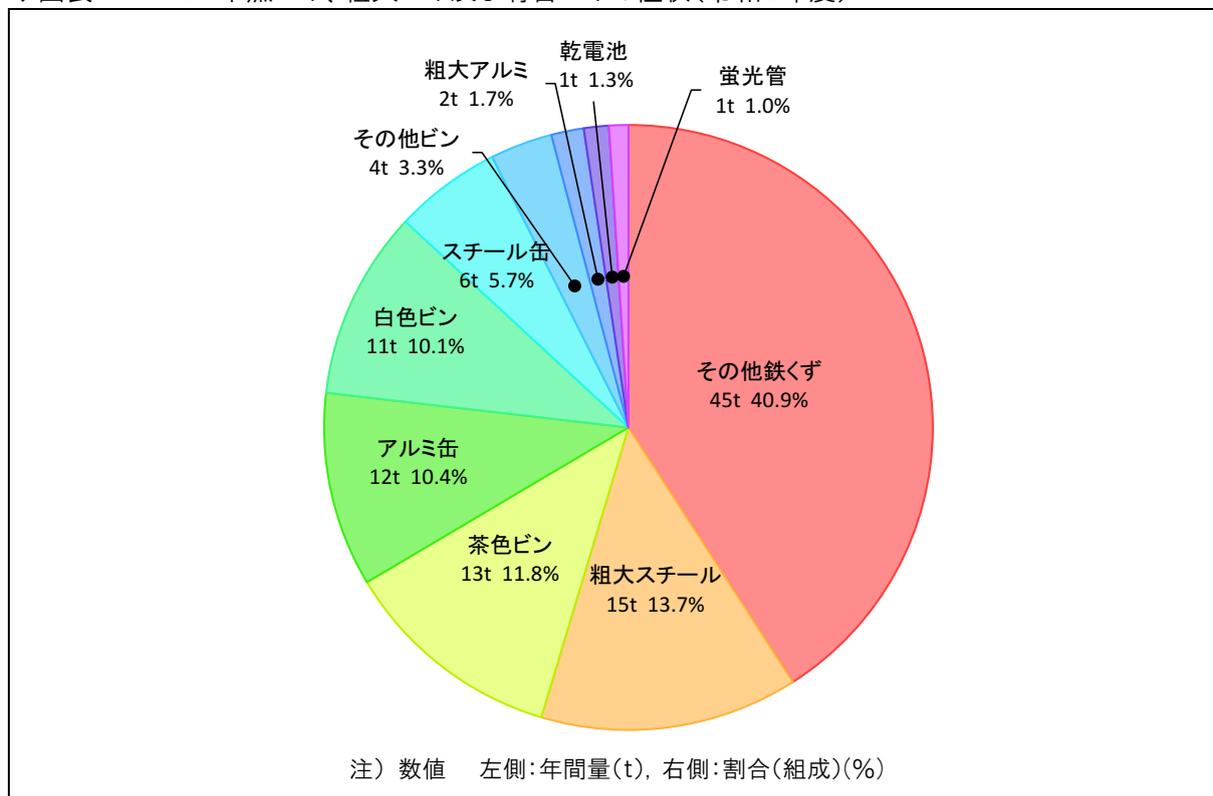
◆図表 3-1-11 資源ごみの性状(令和2年度)



4-2-3 不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ

不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみの性状は、邑智クリーンセンター（リサイクルプラザ）での処理内訳を基に整理した。不燃ごみの内37 tは直接最終処分されており、ここでは扱わないものとした。

◆図表 3-1-12 不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみの性状(令和2年度)



5. ごみの排出抑制等の実績

本町におけるごみ排出抑制、再生利用の実績を以下に示す。

5-1 事業者等による資源回収

本町では、5店舗が環境に配慮した取り組みを行う「しまエコショップ」として認定されている。登録基準は3Rの実践、省エネ・省資源の実践、環境配慮型経営の実践など5区分（35項目）のうち、異なる区分で2項目以上の実践をすることで申請・登録となる。

◆図表 3-1-13 しまエコショップ認定店の状況(令和3年現在)

自治体	認定状況
美郷町	町内商店、スーパー、コンビニ、金融機関等5店舗

資料:しまエコショップホームページ

5-2 ちゅう芥類のコンポスト化

本町では、過去に助成金の交付を実施していたが現在は終了しており、助成開始から助成終了までに201基を助成した。

5-3 啓発事業

本町では、前記以外にも、広報及びチラシによる啓発事業を実施している。

◆図表 3-1-14 その他の排出抑制施策の状況

施策	概要
広報、チラシによる啓発	ごみの分別や減量化のための情報をチラシや広報等で配布又は周知する。
公式LINEによる分別の促進	「美郷町公式LINE」 機能:各種通報機能(不法投棄等)、ごみ収集カレンダー、収集日の当日通知、ごみ分別区分一覧等

6. 中間処理・最終処分の実績

6-1 ごみ焼却量

組合全体の焼却量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にある。また、焼却処理後の残渣は最終処分している。

◆図表 3-1-15 ごみ焼却施設の処理実績(組合全体)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
年間焼却量(t)		2,975	2,909	2,988	2,995	2,892	2,835	662
焼却残渣量(t)		395	395	409	425	417	414	95
	焼却灰(t)	253	246	249	260	254	247	57
	飛灰(t)	142	149	160	165	163	167	38
焼却残渣率		13.3%	13.6%	13.7%	14.2%	14.4%	14.6%	14.4%
焼却日数(日)		285	265	263	269	277	287	287
稼働率		77.8%	72.6%	72.1%	73.7%	75.7%	78.6%	78.6%
1日処理量(t/日)		10.4	11.0	11.4	11.1	10.4	9.9	2.3

- 注) 1. 焼却残渣率(%)=焼却残渣量÷焼却量
 2. 稼働率(%)=焼却日数÷365または366
 3. 1日処理量(t/日)=年間焼却量÷焼却日数
 4. 端数処理により、合計が一致しない場合がある。
 5. 焼却量にはし渣を含む。

6-2 資源化量

6-2-1 邑智クリーンセンターでの資源化

(1) リサイクルプラザ(粗大ごみ処理施設)の資源化量

リサイクルプラザでは、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ及び有害ごみについて、破碎・圧縮・選別等の処理を行っている。令和2年度組合において粗大スチール、粗大アルミ、その他鉄くず、スチール缶、アルミ缶、乾電池・蛍光灯等、白色ビン・茶色ビン・その他ビンで357t資源化し、破碎残渣162tを最終処分している。本町においてはそれぞれ111tを資源化し、破碎残渣37tを最終処分している。

◆図表 3-1-16 不燃ごみ・粗大ごみ及び有害ごみの資源化実績(組合全体)

単位:t

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
粗大スチール		53	60	48	54	50	49	15
粗大アルミ		9	9	8	8	5	6	2
その他鉄くず		106	118	103	126	133	147	45
スチール缶		9	17	11	12	11	20	6
アルミ缶		38	34	23	34	23	37	12
乾電池・蛍光灯等		6	18	6	14	12	8	3
白色・茶色ビン・その他ビン		102	112	102	103	88	88	28
資源化合計(施設回収)		324	368	302	350	322	357	111
資源化不適物		122	113	128	173	169	162	37

- 注) 1. 業者への資源化物の引渡し量実績。
 2. 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

(2) リサイクルセンター(資源ごみ処理施設)の資源化量

リサイクルセンターでは、資源ごみ及び可燃ごみの一部について、圧縮・選別等の処理を行っている。令和2年度組合において935t(ストックヤード分を含む)を資源化し、資源化不適物として可燃性残渣31tを焼却処分している。本町においては235tを資源化し、可燃性残渣9tを焼却処分している。

◆図表 3-1-17 資源ごみ・可燃ごみの資源化実績(組合全体)

単位:t

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
古紙類		880	852	822	852	791	779	194
紙パック		4	4	4	4	4	5	1
容器包装紙		39	37	36	35	36	33	8
容器包装プラ		115	105	106	102	101	97	27
ペットボトル		28	26	28	29	27	21	5
施設回収		446	426	187	171	164	151	40
直接資源化		620	598	809	851	795	784	195
資源化合計		1,066	1,024	996	1,022	959	935	235
資源化不適物		31	35	29	33	31	31	9

注) 1.業者への資源化物の引渡し量実績 2. 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

6-2-2 RPF化の実績

焼却量や最終処分量の削減を目的に、可燃ごみ中のプラスチック類等をRPF化するため、平成22年度より直接搬入可燃ごみや資源化不適物の一部を委託処理している。

◆図表 3-1-18 RPF化の実績(組合全体)

単位:t

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町
RPF化		459	479	442	548	579	698	161

注) 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

6-3 最終処分量

6-3-1 邑智クリーンセンターの実績

埋立処分地施設の最終処分量は令和2年度において329t/年である。本町の最終処分量は75t/年である。

◆図表 3-1-19 埋立処分地施設の最終処分実績(組合全体)

単位:t

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
直接埋立		129	343	3	3	0	0	0
焼却残渣		395	395	408	423	159	167	38
不燃物残渣		148	146	147	173	169	162	37
合計		672	884	558	599	328	329	75

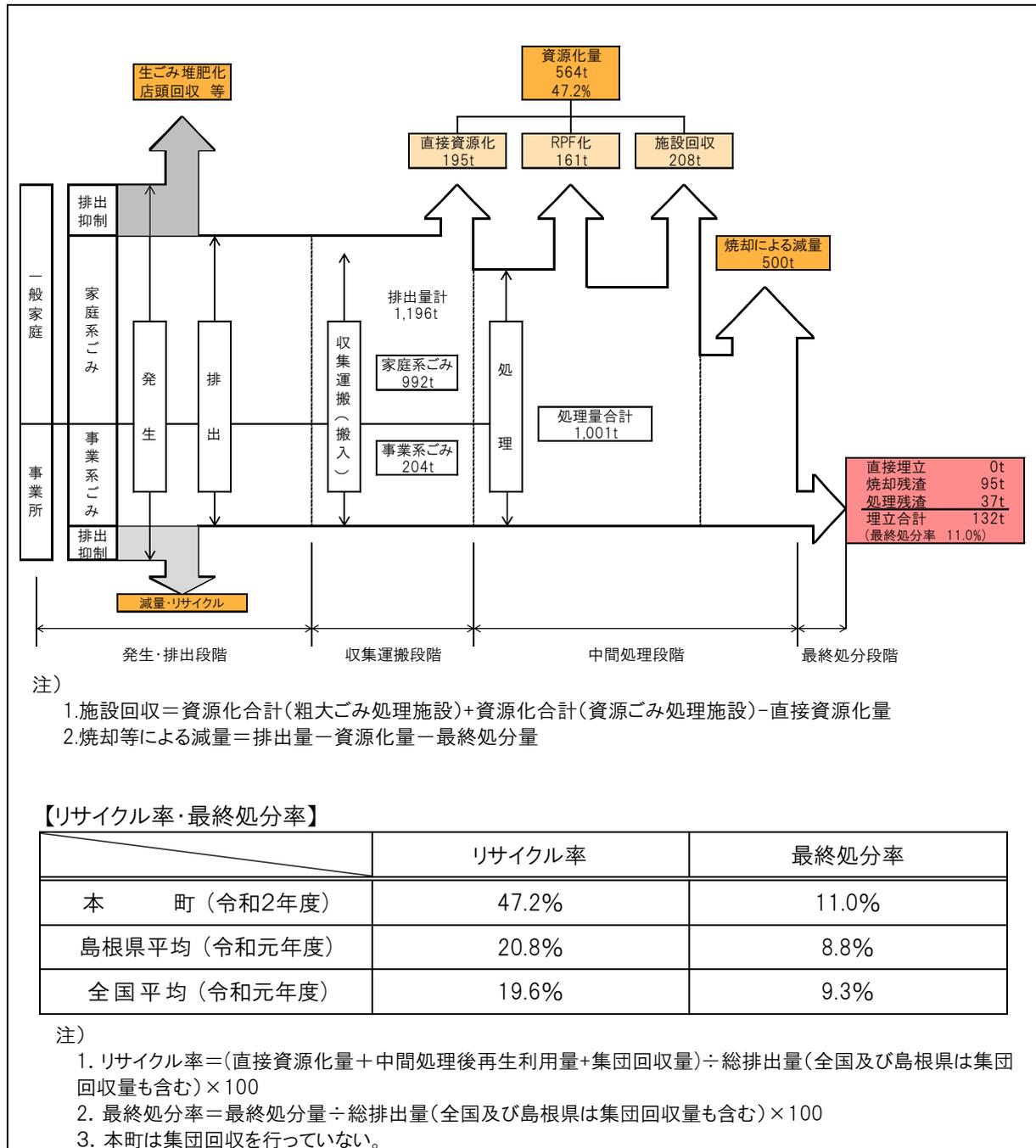
注) 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

6-4 ごみ処理のまとめ

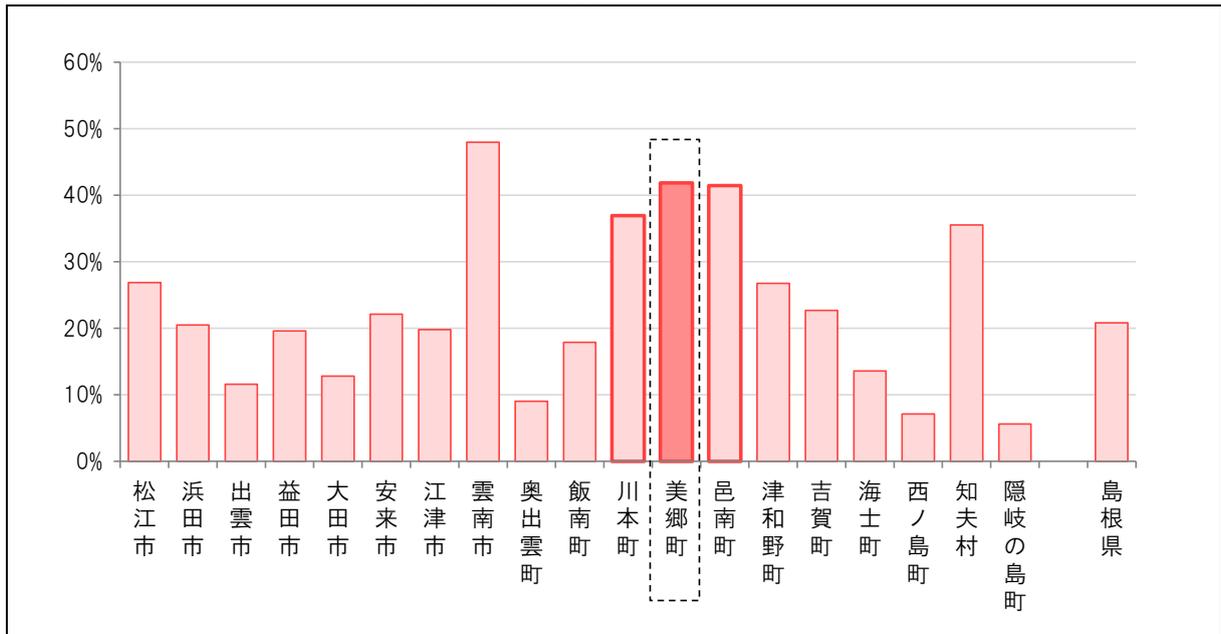
本町の令和2年度における排出量は1,196tである。このうち資源化量は564t/年、焼却処理による減量は500t/年、最終処分量は132tである。

リサイクル率は47.2%（令和2年度）で、島根県平均20.8%（令和元年度）及び全国平均19.6%（令和元年度）より2倍以上高い水準である。

◆図表 3-1-20 本町におけるごみ資源化・減量の流れ(令和2年度)

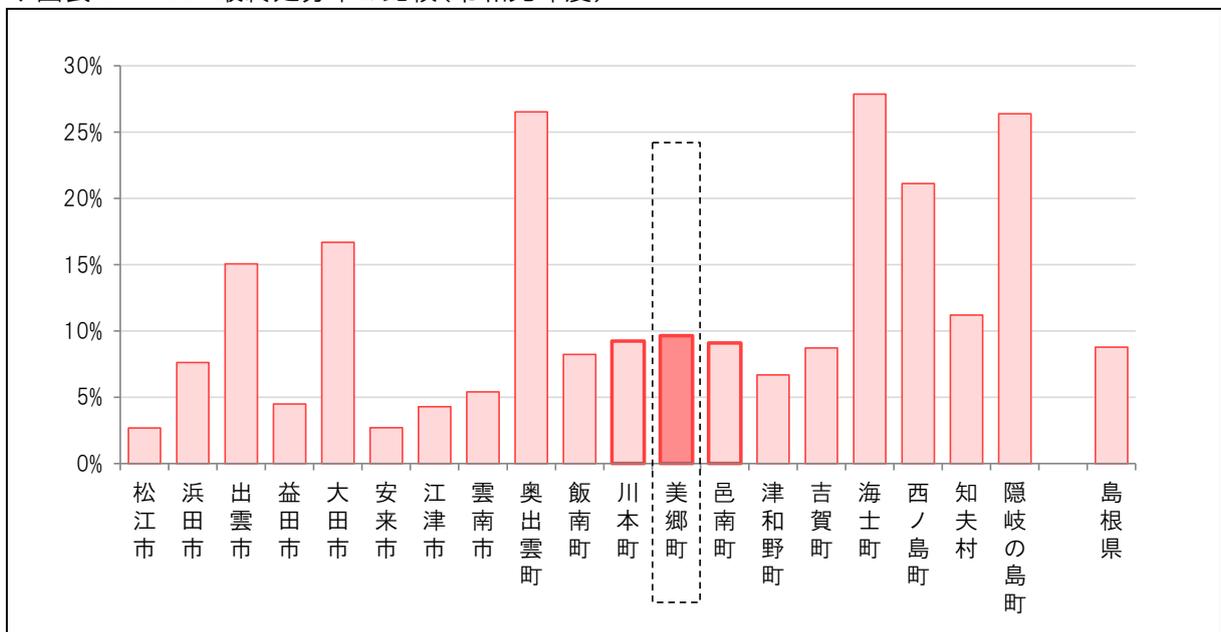


◆図表 3-1-21 リサイクル率の比較(令和元年度)



資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

◆図表 3-1-22 最終処分率の比較(令和元年度)



資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

7. ごみ処理体制

7-1 収集・運搬システム

本町から排出されるごみの排出方法はステーション方式、手数料は資源ごみ（古紙類・紙パック）及び有害ごみ以外は全て有料とし、収集・運搬は民間委託により行っている。また、事業所からのごみは施設への直接持込みとしている。

なお、組合事務として行っていたごみ指定袋の製造、販売、管理のうち、販売、管理については平成24年4月に本町に移管した。

◆図表 3-1-23 収集体制と排出方法等

区分		排出場所	収集頻度	収集形態	排出方法
燃えるごみ		ステーション	週2回	委託	指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
古紙類・ 紙パック	新聞紙・折込広告	ステーション	月1回		古紙類・ 紙パック
	広告・雑誌・書籍	ステーション	月1回		紐で十字にくくる (10kg まで)
	段ボール	ステーション	月1回		紐で十字にくくる (10kg まで)
	紙パック	ステーション	月1回		紐で十字にくくる (10kg まで)
容器包装紙		ステーション	月2回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
容器包装プラスチック		ステーション	週1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
ビン		ステーション	月1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
カン		ステーション	月1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
ペットボトル		ステーション	月2回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
不燃ごみ		ステーション	月1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
有害ごみ		ステーション	年2回		中の見える透明な袋 (「有害ごみ」と記入) (地区名、氏名を記入)
粗大ごみ		ステーション	年2回		手数料シールを貼る (10kg につき 1 枚)
直接搬入ごみ	家庭系 (令和4年3月 31 日まで)	—	・平日 搬入時間9:00～15:00 ・土日祝(年6回のみ) 搬入時間9:00～15:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	
	事業系 (令和4年3月 31 日まで)	—	・平日 搬入時間9:00～15:00 ・土日祝(年6回のみ) 搬入時間9:00～15:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	
直接搬入ごみ	家庭系 (令和4年4月1日から)	—	・平日 搬入時間9:00～16:00 ・毎月第3日曜日 搬入時間9:00～16:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	
	事業系 (令和4年4月1日から)	—	・平日 搬入時間9:00～16:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	

注) 1. 可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる令和4年4月より、直接搬入ごみの搬入時間は9:00～16:00に変更となる。また土日祝日の搬入可能日は家庭系直接搬入ごみのみ可能となり、毎月第3日曜日となる。

2. お盆及びゴールデンウィーク、年末年始は例外となるため、各町ホームページや広報誌等で告知する。

7-2 中間処理・最終処分システム

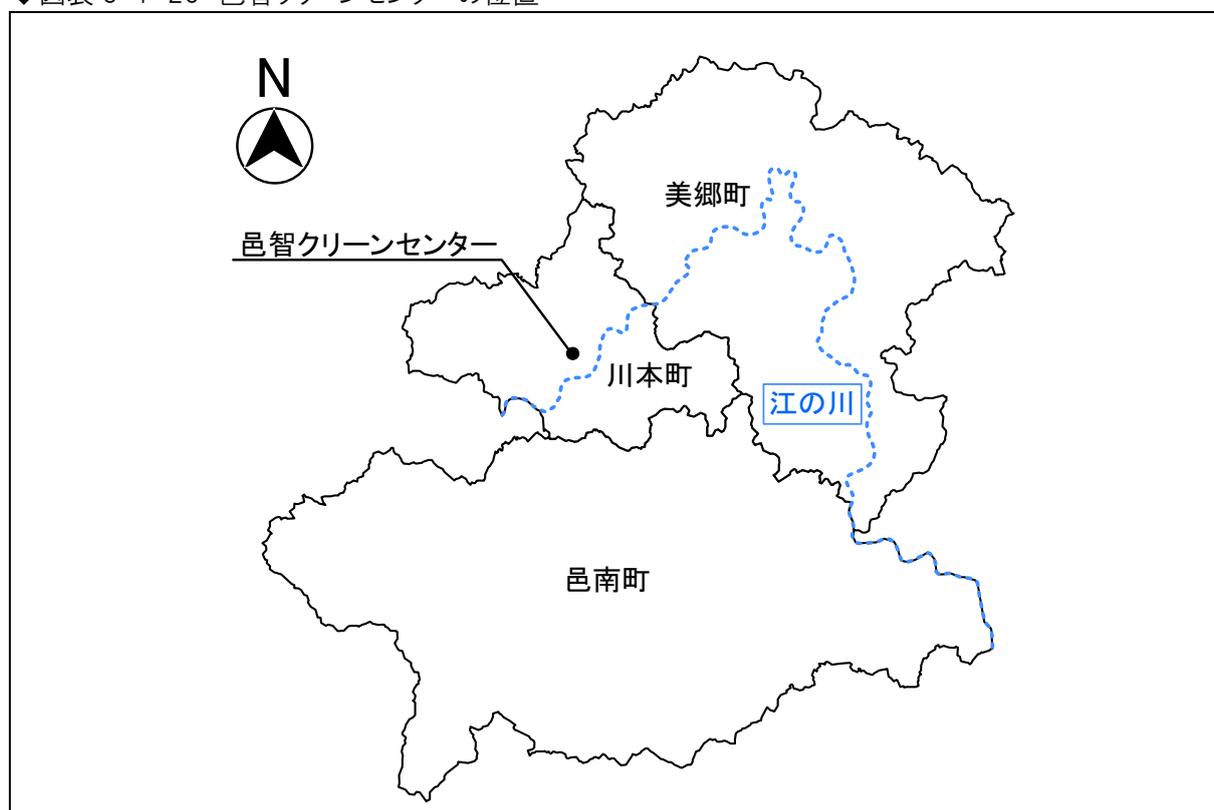
7-2-1 施設の概要

本町から排出される可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、邑智クリーンセンターで中間処理後、焼却残渣や資源化不適物を埋立処分地施設に最終処分している。

◆図表 3-1-24 邑智クリーンセンターの概要

施設名	処理対象ごみ	中間処理方法	供用開始年月
ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	平成 10 年4月
可燃ごみ共同処理施設	可燃ごみ	焼却	令和4年4月予定
リサイクルプラザ	不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別・圧縮・貯留	平成 11 年4月
	有害ごみ	貯留	
	資源ごみ(カン)	選別・圧縮・貯留	
	資源ごみ(ビン)	選別・貯留	
埋立処分地施設	焼却残渣・資源化不適物・沈砂	—	平成 11 年4月
埋立処分地施設	焼却灰、焼却飛灰固化物、 不燃物処理残渣、沈査、ガレキ	—	令和4年4月予定
リサイクルセンター	資源ごみ(ペットボトル)	選別・圧縮・貯留	平成 16 年4月
	資源ごみ(容器包装プラスチック)	選別・圧縮・貯留	
	資源ごみ(容器包装紙)	選別・貯留	
	資源ごみ(古紙)	選別・貯留	
ストックヤード	資源ごみ	貯留	平成 22 年8月

◆図表 3-1-25 邑智クリーンセンターの位置



◆図表 3-1-26 邑智クリーンセンターの施設



可燃ごみ共同処理施設



不燃ごみ処理施設



(写真:五洋・協和エクシオ特別共同企業体2022年1月の工事写真)



最終処分場完成イメージ

7-2-2 ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、平成10年4月に供用を開始し、可燃ごみの中間処理（焼却処理）を行っている。

ごみ焼却施設における令和2年度の処理量は2,835t/年、年間焼却日数は287日であり、稼働日当たりの処理量は9.9t/日（2,835t/年÷287日/年）である。この処理量は、公称能力（12t/8h）の約82.3%である。平成22年度に施設の延命化のため基幹改良工事を行った。

あわせて、直接搬入可燃ごみに含まれるプラスチック類、木材や剪定枝をRPF化し、適正処理の困難なものを委託処理するため、2軸破碎機とストックヤードを平成22年度に整備した。

また令和4年4月より川本町、美郷町、邑南町、大田市で共同整備を行う可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる。処理方式は現ごみ焼却施設と同じ方式のストーカ炉であり、公称能力は40t/16h(20t/16h×2炉)となる。

◆図表 3-1-27 ごみ焼却施設の概要

名	称	邑智クリーンセンターごみ焼却施設
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
供	用	期 間 平成 10 年4月～令和4年3月
処	理	方 式 機械化バッチ燃焼焼却炉(ストーカ式)
公	称	能 力 12t/8h(6t/8h×2炉)
排	ガ	ス 処 理 方 式 バグフィルタ
ガ	ス	冷 却 方 式 水噴射冷却方式
飛	灰	処 理 方 式 薬剤処理
排	水	処 理 方 式 クローズドシステム
熱	利	用 なし

名	称	可燃ごみ共同処理施設
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 879 番地8
供	用	開 始 令和4年4月予定
処	理	方 式 准連続式燃焼焼却炉(ストーカ式)
公	称	能 力 40t/16h(20t/16h×2炉)
排	ガ	ス 処 理 方 式 有害ガス除去装置+高性能集じん機(バグフィルタ)
ガ	ス	冷 却 方 式 水噴射冷却方式
飛	灰	処 理 方 式 薬剤処理
排	水	処 理 方 式 クローズドシステム
熱	利	用 熱回収率 10%以上/焼却廃熱を利用した温水供給(場内利用)等

7-2-3 リサイクルプラザ・リサイクルセンター

リサイクルプラザは、分別収集した不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ、カン、ビンを種類別に選別し、資源化を行うことを目的としている。

家電リサイクル法施行後、処理対象物量の減少など、処理対象物にみあった処理方法について検討が必要となっている。

リサイクルセンターは、分別収集した資源ごみを種類別に選別し、資源化を行うことを目的としている。

令和2年度リサイクルセンター及びリサイクルプラザで処理及び選別された1,484tの処理対象物の内、粗大スチール、粗大アルミ、その他鉄くず、乾電池・蛍光管等、カン、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙、古紙類、牛乳パックの年間資源化量は1,291t/年である。

◆図表 3-1-28 リサイクルプラザの概要

名	称	リサイクルプラザ
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
供	用	開 始 平成 11 年4月
公	称	能 力 5t/5h
処 理 方 式	不 燃 ご み	破碎・磁力選別・不燃可燃選別・アルミ選別・圧縮・貯留
	粗 大 ご み	切断機・破碎・磁力選別・不燃可燃選別・アルミ選別・圧縮・貯留
	有 害 ご み	貯留
	資 源 ご み (カ ン)	選別・圧縮・貯留
	資 源 ご み (ビ ン)	選別・貯留

◆図表 3-1-29 リサイクルセンターの概要

名	称	リサイクルセンター
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
供	用	開 始 平成 16 年4月
公	称	能 力 1.7t/5h
処 理 方 式	資 源 ご み (ペ ッ ト ボ ト ル)	選別・圧縮・貯留
	資 源 ご み (容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク)	選別・圧縮・貯留
	資 源 ご み (容 器 包 装 紙)	選別・貯留
	資 源 ご み (古 紙 類 ・ 牛 乳 パ ッ ク)	選別・貯留

7-3 最終処分システム

埋立処分地施設の現在の埋立対象物は、破碎処理後の不燃物、焼却残渣及び沈砂であり、令和2年度の最終処分量は329t/年（沈砂を含む）であった。令和元年度時点での残余容量は2,083m³であり、施設計画処分容量の15%程度であることから、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事を行った。

◆図表 3-1-30 最終処分場の概要

名 称	埋立処分地施設
所 在 地	島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
埋 立 開 始 年 月	令和4年4月
埋 立 面 積	7,300m ² (令和4年2月現在)
埋 立 容 量	40,300m ³
埋 立 方 式	セル方式とサンドイッチ方式の併用
浸 出 水 処 理 方 式	前処理→生物処理(接触ばつ気)→凝集沈殿→砂ろ過+活性炭+キレート吸着→消毒
浸 出 水 処 理 能 力	30m ³ /日
廃 棄 物 の 種 類	焼却灰、焼却飛灰固化物、不燃物処理残渣、沈査、ガレキ

8. ごみ処理行財政の実績

8-1 ごみ処理行政の組織

本町におけるごみ処理行政の担当部署は、住民課保険・衛生係である。

◆図表 3-1-31 ごみ処理行政の組織及び事務分掌

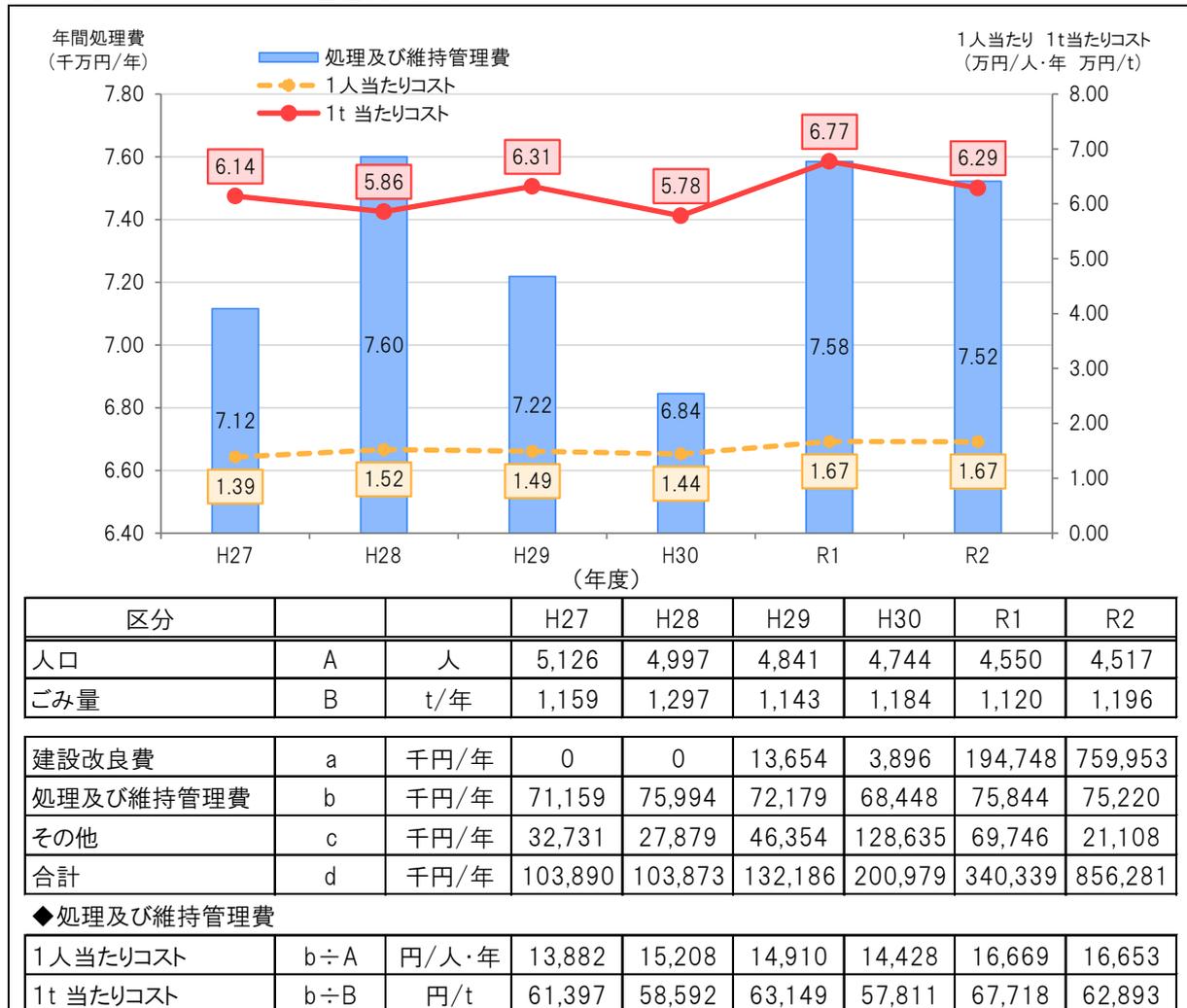
住民課保険・衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ○ 環境衛生に関すること。 ○ 自然環境の保護に関すること。 ○ 公害対策に関すること。 ○ 一般廃棄物処理業許可に関すること。
-----------	--

8-2 ごみ処理に要する経費

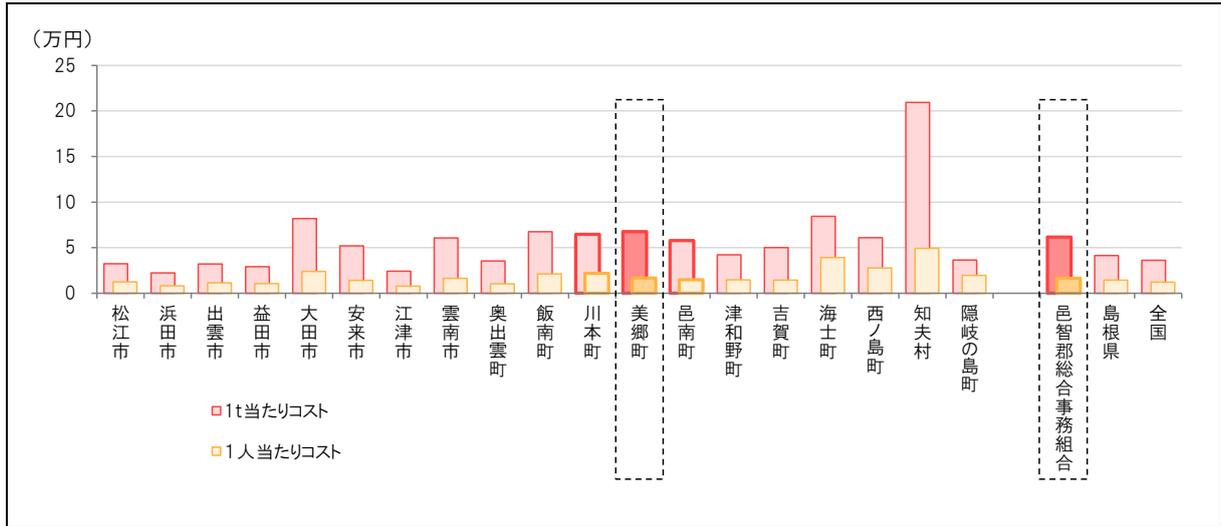
建設・改良費を除く年間処理経費は、令和2年度において約9,632万円である。

処理及び維持管理費に関しては、住民1人当たり、ごみトン当たりとした場合、本町では各々約1.7万円/人、約6.3万円/tである。島根県内他市町村との比較では、住民1人当たりは下位（低額）、ごみトン当たりは上位（高額）にある、ごみ排出量が少ないことも一因であると考えられるが、処理の効率化も必要性があるものと判断される。

◆図表3-1-32 ごみ処理経費の推移



◆図表 3-1-33 ごみ処理経費の比較(令和元年度)



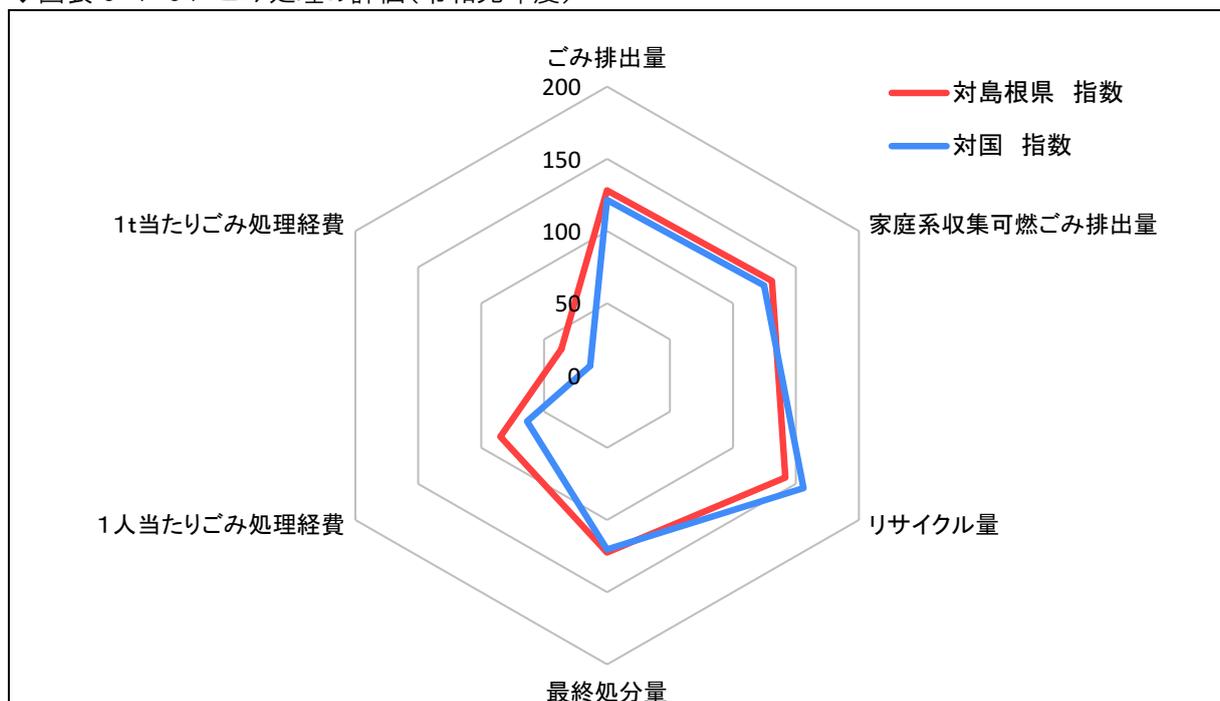
9. ごみ処理の評価

本町のごみ処理について、令和元年度実績を基に6つの指標（1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系収集可燃ごみ排出量、1人1日当たりのリサイクル量、1人1日当たりの最終処分量、1人当たりの年間ごみ処理経費、1t当たり年間ごみ処理経費）を全国平均、島根県平均と比較して評価した。具体的には、全国平均値あるいは島根県平均値を100として本町の値を指数化し、レーダーチャート図として示した。なお、レーダーチャートに示される六角形が大きいほど良好な状況にあることを示す。

本町の評価は、6つの指標のうち全国平均を下回るのはごみ処理経費で、その他は全国平均を上回っている。これは島根県平均との比較においても同様である。

ごみ処理経費が特に大きく下回っている理由として、小規模施設にてごみ処理を行っていることが想定される。

◆図表 3-1-34 ごみ処理の評価(令和元年度)



	指標値				指数	
	本町	島根県	全国	単位	対島根県	対国
ごみ排出量	674.4	940.0	859.5	g/人・日	128	122
家庭系収集可燃ごみ排出量	311.9	451.3	414.3	g/人・日	131	125
リサイクル量	281.6	199.0	180.4	g/人・日	142	156
最終処分量	64.9	83.8	81.6	g/人・日	123	121
1人当たりごみ処理経費	16,669	14,469	12,205	円/人・年	85	63
1t当たりごみ処理経費	67,718	41,371	36,311	円/人・年	36	14

注) 1.指数は、以下の算定式による。

ごみ排出量、可燃ごみ排出量、最終処分量、ごみ処理経費

$$\text{指数} = (1 - (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$$

リサイクル量

$$\text{指数} = (1 + (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$$

2.ごみ処理経費は、建設改良費、処理及び維持管理費、その他のうち、毎年のごみ処理経費として継続して必要と判断される処理及び維持管理費とした。

資料：環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果」

10. 関係各市町の動向

可燃ごみ処理については、市町村合併等により広域処理が進んでおり、合併後の市町村単独で処理している自治体は、島しょ部を除き、松江市、出雲市、奥出雲町となっている。出雲市において平成15年より大田市、雲南市・飯南町事務組合の一部分の地域の可燃ごみを対象に共同処理を行ってきたが、平成24年11月、出雲市が次期可燃ごみ施設を単独で建設・処理を行う意向を表明し、令和3年度に共同処理を終了した。

一方で、資源ごみ・不燃ごみは、広域化のメリットが得にくいこともあり、単独での処理体制としている自治体が大半である。

◆図表 3-1-35 可燃ごみ処理体制の状況(令和3年度)

自治体	処理体制	施設状況	
松江市	単独(溶融)	エコクリーン松江:255t/日(H22)	
安来市	民間委託(焼却)	安来市清瀬クリーンセンター:52t/日(H19より休止)	
奥出雲町	単独(焼却)	仁多可燃物処理センター:20t/日(S56)	
出雲市	単独	新出雲エネルギーセンター:200t/日(R3)	
川本町	邑智郡総合事務組合(焼却)	邑智クリーンセンター:12t/日(H10) 可燃ごみ共同処理施設:40t/日(R4 供用開始予定)	
美郷町			
邑南町			
江津市	浜田地区広域行政組合(溶融)	エコクリーンセンター:98t/日(H18)	
浜田市			
益田市	益田地区広域市町村圏事務組合(焼却)	益田地区広域クリーンセンター:62t/日(H19)	
吉賀町			
津和野町			
海士町	単独(焼却)	海士町清掃センター:7t/日(H11)	
西ノ島町	単独(焼却)	西ノ島町ごみ焼却施設「清美苑」:5.3t/日(H30)	
知夫村	単独(焼却)	知夫村ゴミ焼却場:1.6t/日(H27)	
隠岐の島町	単独(焼却)	島後清掃センター:25t/日(H6)	
大田市	中間処理後、出雲市へ委託処理(R4から邑智郡総合事務組合へ委託)	大田可燃物中間処理施設:45t/日(H14)	
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合(ごみ燃料化)	雲南エネルギーセンター:32.9t/日(R2)
	掛合・吉田	雲南市・飯南町事務組合(中継施設)	いいしクリーンセンター:8.4t/日(R3)
飯南町			

◆図表 3-1-36 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理体制の状況(令和3年度)

自治体		処理体制	施設状況
松江市		単独	西持田リサイクルプラザ:16t/日(H10) 川向リサイクルプラザ:64t/日(H14) エコステーション松江:59t/日(H14) 美保関不燃物処理場:5t/日(H7) 姫津クリーンセンター:11t/日(H10)
安来市		単独	安来市高尾クリーンセンター:20t/日(H5) 安来市広瀬一般廃棄物処理前処理施設:4t/日(H3) 安来市伯太農産廃棄物処理施設:6.9t/日(H3)
奥出雲町		単独	仁多クリーンセンター:7t/日(H11)
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ:12.5t/日(H16)
	掛合・吉田		いいしクリーンセンター:2.4t/日(H15)
飯南町			
出雲市		単独	平田不燃物処理センター:20t/日(S63) 佐田クリーンセンター:3t/日(H6) 出雲クリーンセンター:50t/日(H7) 出雲リサイクルセンター:45t/日(H8) 斐川クリーンステーション:13t/日(H8)
大田市		単独	大田リサイクルセンター:4.9t/日(H13) 大田市不燃物処分場:8t/日(H27) 大田市容器包装リサイクルセンター:2t/日(H23)
川本町	邑智郡総合事務組合		邑智クリーンセンター リサイクルプラザ:5t/日(H11) リサイクルセンター:1.7 t/日(H16)
美郷町			
邑南町			
江津市		単独	島の星クリーンセンター:14t/日(H7) 江の川リサイクルセンター:2.8t/日(H14)
浜田市		単独	浜田市不燃ごみ処理場:20t/日(H4) 民間処理施設
益田市		単独	益田市リサイクルプラザ:16t/日(H15)
海士町		単独	海士町リサイクルセンター:5t/日(H11)
隠岐の島町		単独	島後リサイクルセンター:2.7t/日(H13)
吉賀町	鹿足郡不燃物処理組合		鹿足郡不燃物処理組合 リサイクルプラザ:6.1t/日(H16)
津和野町			

資料:環境省廃棄物処理技術情報「一般廃棄物処理実態調査結果」

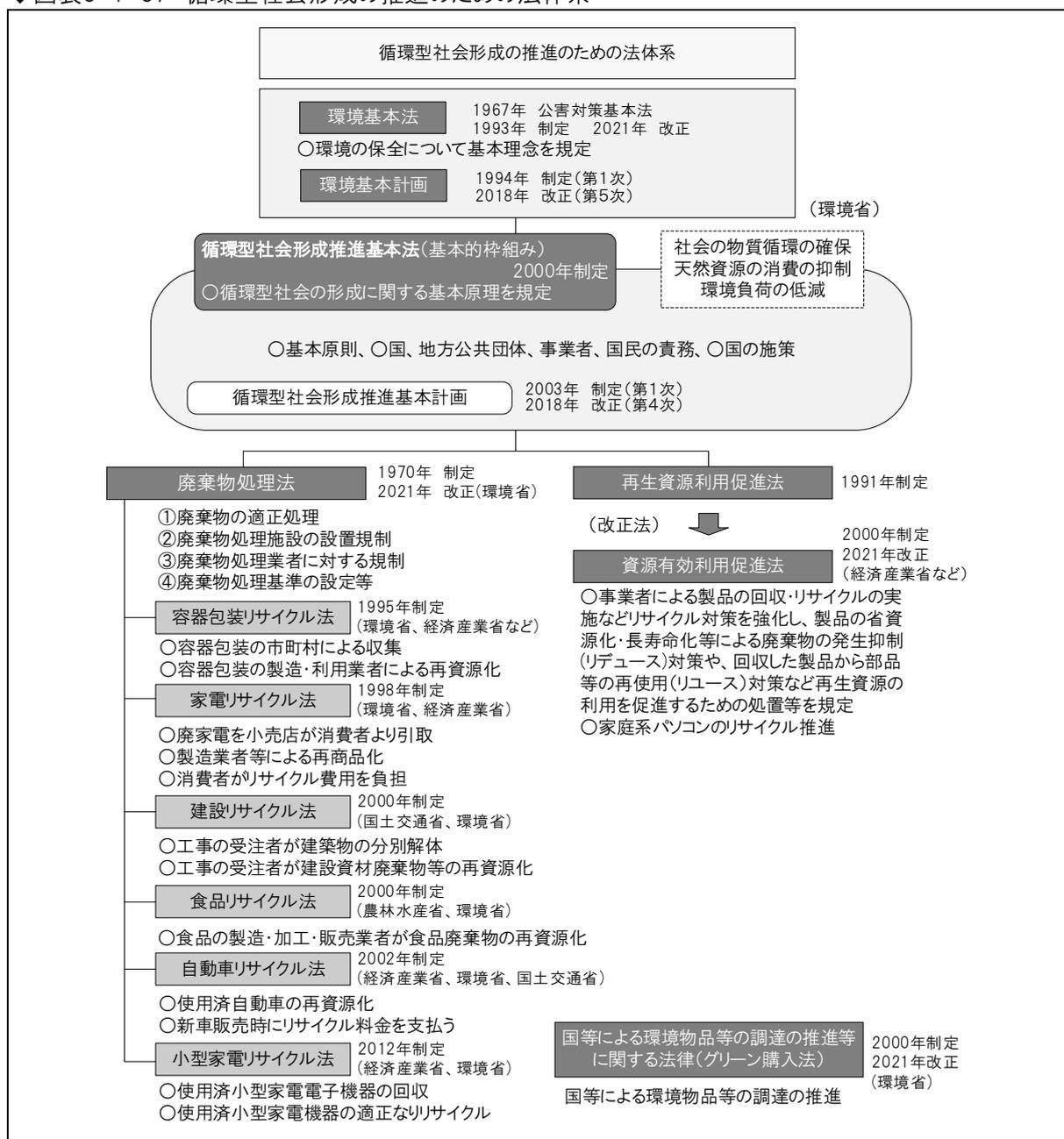
11. 関係法の整備状況

国においては、「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）を平成12年6月に制定した。循環基本法において廃棄物の処理に関しては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。また、循環基本法と一体的に廃棄物処理法についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されている。

近年の廃棄物処理法においては、有害使用済機器の適正な保管の義務付けや、廃棄物の不適正処理への対応を強化した内容などが改正されている。

また新たな法制度として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年6月4日成立、同年6月11日に公布となった。なお施行日は公布後1年以内で、政令で定める日となる。

◆図表3-1-37 循環型社会形成の推進のための法体系



出典:環境省ホームページ

12. 国等の上位計画

12-1 第4次循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環基本法に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を平成30年6月19日に閣議決定しており、その概要は以下に示すとおりである。

◆図表 3-1-38 第4次循環型社会形成推進基本計画の概要



12-2 循環型社会形成推進交付金制度（廃棄物処理施設設置補助）

国は、平成17年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。

これは、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的とした、①地方の自主・裁量性の極めて高い制度である、②戦略的な目標設定と事後評価を重視している、③国と地方が構想段階から協働し循環型社会づくりを推進するの3点を特徴としている。

また、交付の対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体である。

交付金の額は、算定対象事業費の1/3を市町村に一括交付するものである（ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2）。

現時点における制度は、目的の違い等から3つの制度となっている。

◆図表3-1-39 各交付金制度の目的及び対象事業

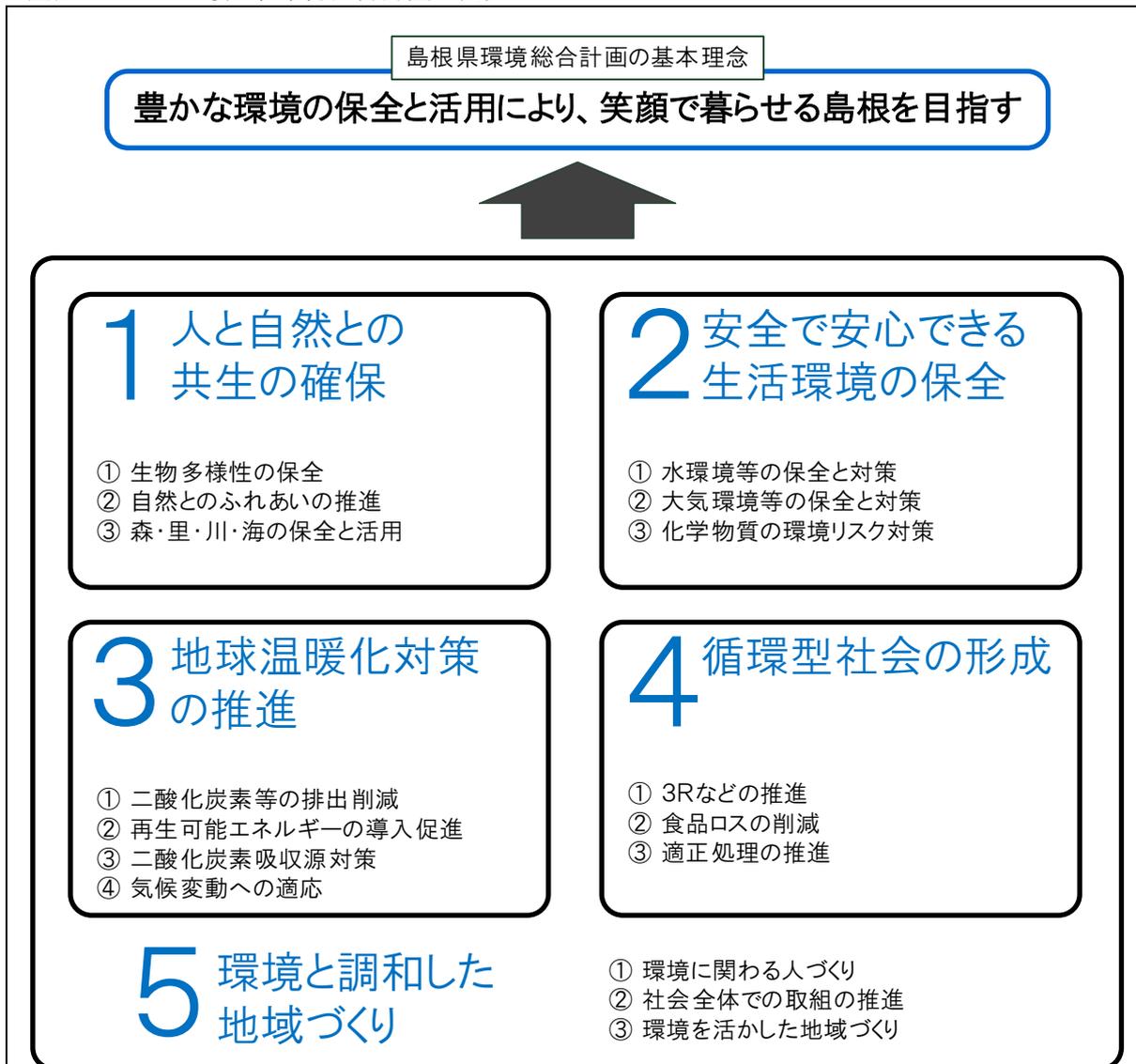
制度	目的	対象事業(対象施設)
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)	廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 施設整備に関する計画支援事業 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業
廃棄物処理施設整備交付金	廃棄物処理施設整備計画に示す災害対策の強化、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保	マテリアルリサイクル推進施設、 エネルギー回収型廃棄物処理施設、 エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設 最終処分場、最終処分場再生事業、 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 施設整備に関する計画支援事業 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業 災害廃棄物処理計画策定支援事業
循環型社会形成推進交付金	循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するため	マテリアルリサイクル推進施設、 エネルギー回収型廃棄物処理施設、 エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設 高効率原燃料回収施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場、最終処分場再生事業、 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 漂流・漂着ごみ処理施設、コミュニティプラント 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業 廃棄物処理施設根幹的設備改造 可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設 施設整備に関する計画支援事業 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

12-3 島根県環境総合計画

島根県では、令和3年3月に環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、循環型社会推進計画の3計画が同時に改定年度を迎えたことから、新たな環境問題を含めた諸課題・諸施策を共有し、効果的・効率的な施策展開を図るため、環境基本計画をベースに諸計画を盛り込んだ「島根県環境総合計画」を新たに策定した。

島根県環境総合計画の概要は、以下のとおりである。

◆図表 3-1-40 島根県環境総合計画の概要



一般廃棄物に関する目標値

目 標	基準年[H30 年度]	目標年[R7年度]
一般廃棄物の排出量 10%以上削減	239 千t	215 千t
一般廃棄物の再生利用率 23%以上	21.9%	23%
一般廃棄物の最終処分量 14%以上削減	21 千t	18 千t

資料：島根県ホームページ

13. ごみ処理に関する課題

本町では、今後、ごみの排出から処理・処分に至るごみ処理において、以下の課題に取り組む必要がある。

13-1 排出に関する事項

ごみの排出抑制が必要
<p>〔家庭系〕</p> <ul style="list-style-type: none">● 収集ごみ排出量は、平成23年度以降増加傾向にある。高齢化社会が進む今日においてもできる限りの排出抑制を推進し、焼却量や最終処分量の削減が必要である。● ごみの排出抑制は、第5次(前期)計画と同様に、排出量の多い可燃ごみを対象とし、食品ロスなどによるごみの発生を抑制し、加えて資源ごみの分別徹底を実施することで可燃ごみの排出抑制を推進する必要がある。 <p>〔事業系〕</p> <ul style="list-style-type: none">● 直接搬入ごみは、事業所からのごみが含まれており、排出者責任に則って事業所自ら処理を行うべきものである。事業者に対し、独自の取組によるごみの減量化や資源化について指導していく必要がある。
ごみの分別徹底が必要
<ul style="list-style-type: none">● 組合の分別は、10種13分別として資源化に取り組んでおり、リサイクル率が島根県内ではトップクラスであるなど、一定の成果がある。また、家庭系収集可燃ごみの令和2年度実績は、第5次(前期)計画時の目標値を達成している。そのため現状の排出量を維持することを目標に、引き続き可燃ごみとして排出している資源物(プラスチック類等)の分別徹底が必要である。● また、事業系ごみについても家庭系と同様に分別徹底を図ることが焼却対象ごみの減量につながるため、事業者に対し、独自の取組による資源化について指導していく必要がある。なお、独自の取組が困難である事業者等に関しては、家庭系ごみと同様の分別排出について指導していく必要がある。
新たな社会的動向への対応が必要
<ul style="list-style-type: none">● 現在、食品ロス問題は国連や各国政府が食品ロス削減に向けた数値目標を掲げるなど、社会的問題として注目されている。日本においても各自治体や企業において取り組みがなされるなど、社会全体での対策が急務であり、組合においても食品ロスの削減対策を実施することが必要である。● プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年6月に成立したことで、今後容器包装以外のプラスチック類の市町村による分別回収・再商品化する仕組みが設けられる。組合においても、国の方針に従いプラスチック資源の分別収集を検討・実施する必要がある。

13-2 収集・運搬に関する事項

行政サービスの維持が必要
<ul style="list-style-type: none">● 行政サービスとしての収集運搬体制を維持することが必要である。特に、高齢化社会が進んでいく将来において、介護事業者等によるごみ搬入が想定されるため、収集運搬許可制度の充実、安定化を図る必要がある。

13-3 中間処理に関する事項

安定かつ適正処理が継続できる可燃ごみ処理体制の構築が必要

- 組合の焼却施設は、平成22年度に基幹的設備の更新を行い10年間の延命化を目標とした。その後設備の更新から11年が経過しており、目標とした10年間の延命化を達成した。しかし、施設の老朽化が進み、今後のさらなる施設運営の維持は困難である。一方で、周辺自治体では、出雲市において平成15年より大田市、雲南市・飯南町事務組合の一部分の地域の可燃ごみを対象に共同処理を行ってきたが、平成24年11月、出雲市が次期可燃ごみ施設を単独で建設・処理を行う意向を表明し、令和3年度末に共同処理を終了した。
- こうした状況を踏まえ、効率的な可燃ごみ処理を行うために、令和4年4月より川本町、美郷町、邑南町、大田市で共同整備を行う可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる。

リサイクル施設の再構築が必要

- 組合のリサイクル施設は、組合設立時に整備したリサイクルプラザ、容器包装リサイクル法に対応するために整備したリサイクルセンターである。このうち、リサイクルプラザについては、家電リサイクル法の施行後、処理対象物量が減少するなど、現状のまま維持していくことによる財政負担増が懸念される。
- 効率的なリサイクルを行うため、特に粗大ごみや小型家電について、委託処理も含めた処理体制を再構築する必要がある。
- 国のプラスチック資源循環促進に関する制度化等の動向を注視し、組合においても国の方針に整合する取組が必要である。

13-4 最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

- 組合の最終処分量(率)は、近年、全国及び島根県平均に比べやや多くなっている。埋立物の有効利用等の検討が必要である。
- 加えて、最終処分場の容量には限りがあるため、できる限り長く使用するためにごみ排出抑制を推進し、最終処分量を削減することが必要である。

最終処分場の再整備が必要

- 組合の最終処分場は、平成31年4月から令和4年3月まで最終処分場延命化工事が実施された。
- 今後もごみの飛散や悪臭防止対策のための覆土、浸出水の調整等、適正な管理が必要である。

13-5 その他の事項

災害時の一般廃棄物及び災害廃棄物処理体制の構築が必要

- 近年、大規模地震や台風、豪雨による災害はいたるところで発生しており、本町でも災害ごみの発生を度々経験している。
- 可燃ごみ共同処理施設における処理、さらには広域的な処理など、発生する災害の規模に応じた処理体制の構築が必要である。

第2節 ごみ処理の目標

1. 基本方針

本町の目指す将来像は、総合計画において「美しいまち・ひと・くらしがつながるみんなの美郷」としている。

こうした将来像を実現するためには、廃棄物処理体制の充実はもちろん、住民や事業者が循環型の日常生活や事業活動に取り組むことが必要である。

ごみ処理の基本方針は、第5次（前期）計画を継承して「①3Rの推進」、「②住民・事業者・行政の協働による取組の推進」とし、加えて「③ごみ処理の効率化の推進」とする。

◆図表 3-2-1 ごみ処理の基本方針

◆ 将来像

美しいまち・ひと・くらしがつながるみんなの美郷

◆ ごみ処理の基本方針

① 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

- ・ 循環型社会の形成には、住民の日常生活や事業者の事業活動を循環型に転換することが必要である。
- ・ そのため、住民の日常生活や事業活動において、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進するものとする。

② 住民・事業者・行政の協働による取組の推進

- ・ 循環型社会の形成は、住民や事業者が具体的な取組を実践することから始めることが必要である。
- ・ そのため、住民・事業者・行政の協働による取組を推進するものとし、各々は、それぞれの役割を確実に実行するものとする。

③ ごみ処理の効率化の推進

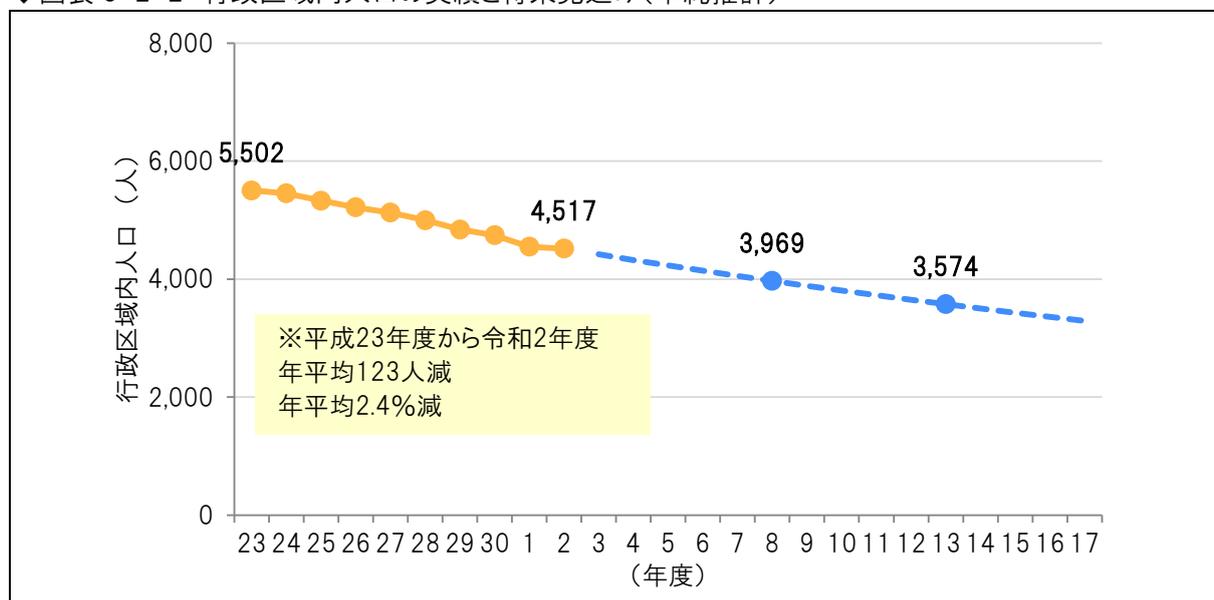
- ・ 安定したごみ処理を継続していくためには、ごみ処理の効率化が必要である。
- ・ そのため、処理体制の再編など、効率化が図れる処理システムを構築していくものとする。

2. ごみ排出量等の将来見込みと既定計画の進捗

2-1 行政区域内人口の実績と将来見込み(単純推計)

本町の行政区域内人口は減少傾向にあり、令和2年度実績は4,517人である。行政区域内人口は、国立保障人口問題研究所による将来推計人口を参考に将来推計しており、計画目標年度の令和13年度には約21%減の3,574人と見込んでいる。

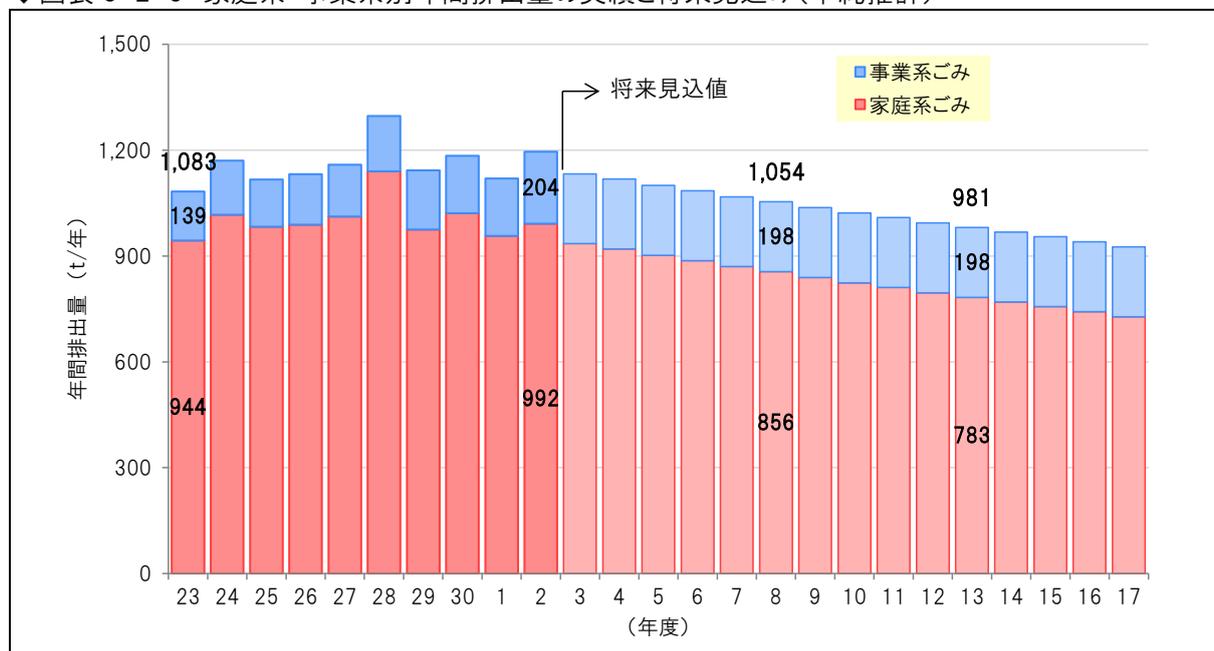
◆図表 3-2-2 行政区域内人口の実績と将来見込み(単純推計)



2-2 家庭系・事業系別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)

本町の家庭系ごみ年間排出量は減少傾向にあり、事業系ごみ年間排出量は横ばい傾向にある。家庭系ごみについては、行政区域内人口の減少と共に徐々に減少するものと見込んでいる。

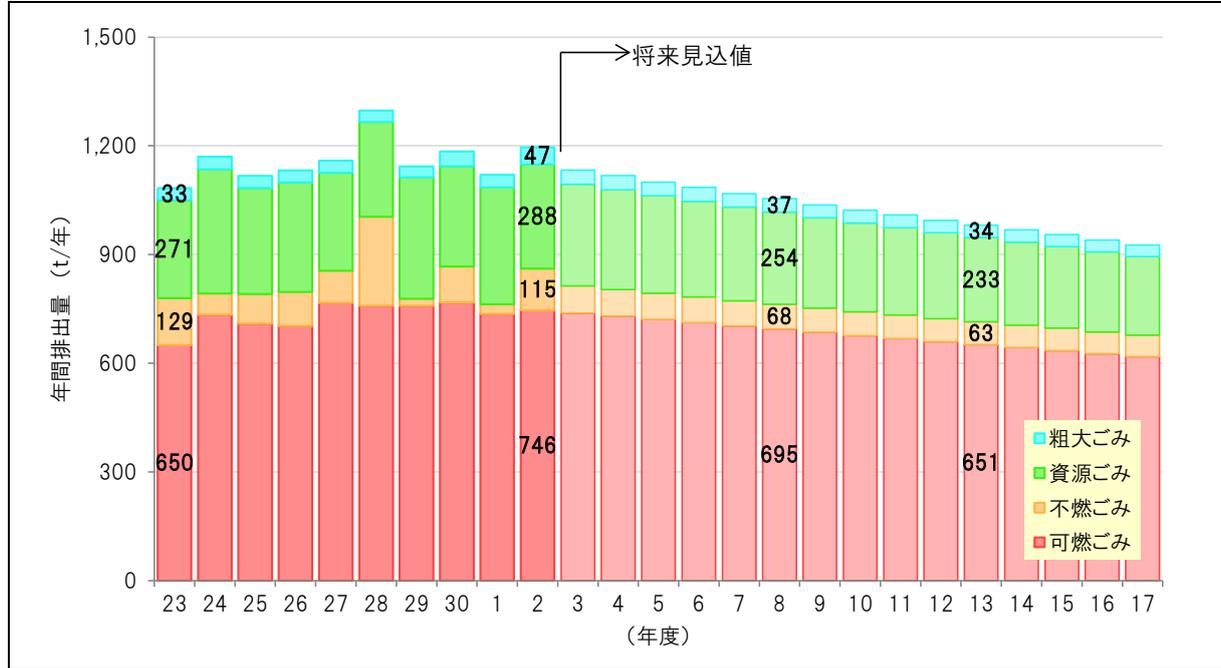
◆図表 3-2-3 家庭系・事業系別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)



2-3 種類別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)

本町の種類別年間排出量は減少傾向にある。今後も、行政区域内人口の減少と共に徐々に減少し、同様の傾向で推移するものと見込んでいる。

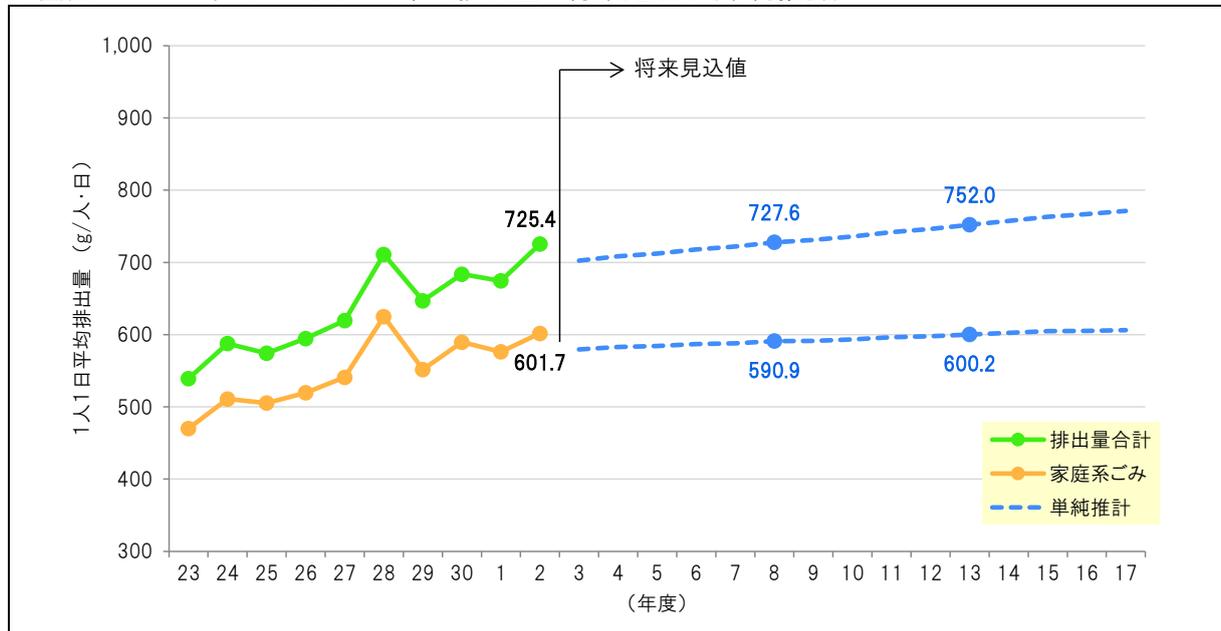
◆図表 3-2-4 種類別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)



2-4 1人1日平均排出量の実績と将来見込(単純推計)

本町の1人1日平均排出量は、排出量合計、家庭系ごみとも増加している。この増加傾向の主因は、高齢化等によるワンウェイプラスチックの利用増加などによる家庭系可燃ごみの増加などが考えられる。

◆図表 3-2-5 本町の1人1日平均排出量の将来見込み(単純推計)



3. 既定計画の数値目標値の達成状況（進捗）

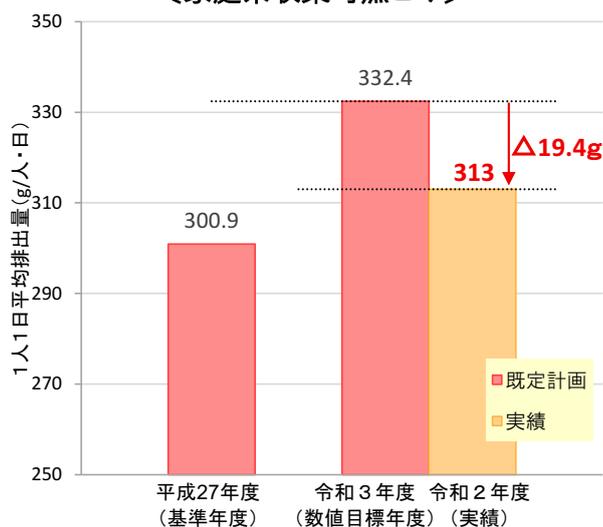
3-1 既定計画の目標値

既定計画では、ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量に関し、以下の目標値を設定している。
排出抑制目標は、収集ごみ、直接搬入ごみに関し、可燃ごみを対象に目標値を設定している。

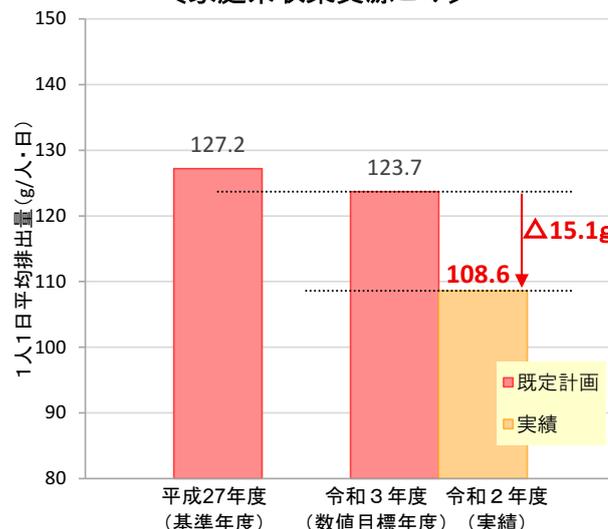
〔排出抑制目標〕

- **家庭系収集可燃ごみ**の排出抑制目標は、長期的な排出量として適正処理の目安を 400g/人・日とし、排出抑制及び分別徹底により単純推計より約 25 グラムを排出抑制するものとして令和 13 年度の目標量を 375.0g/人・日、令和3年度の目標量を **332.4 g/人・日**とする。
- **家庭系収集資源ごみ**の排出抑制目標は、分別徹底により単純推計から令和 13 年度には 5 グラム増(121.6g/人・日)、令和3年度には **2.5 グラム増(123.7 g/人・日)**を目標とする。

〔家庭系収集可燃ごみ〕

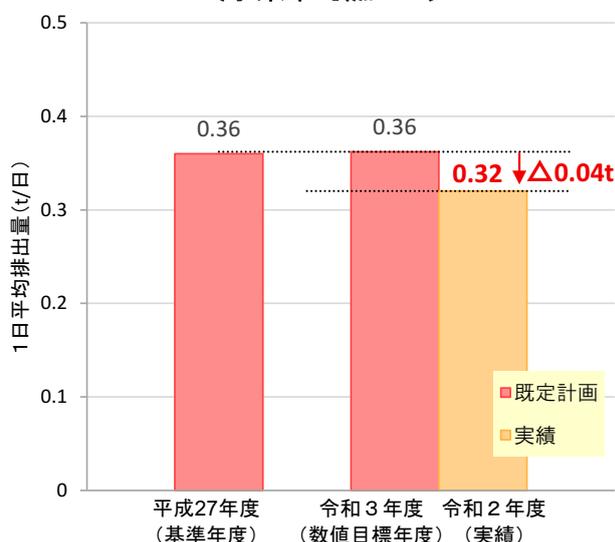


〔家庭系収集資源ごみ〕



- **事業系可燃ごみ**の排出抑制目標は、令和 13 年度までに平成27年度実績より概ね 5%削減するものとし、令和 13 年度に 0.34トン、令和3年度に **0.36トン**とする。

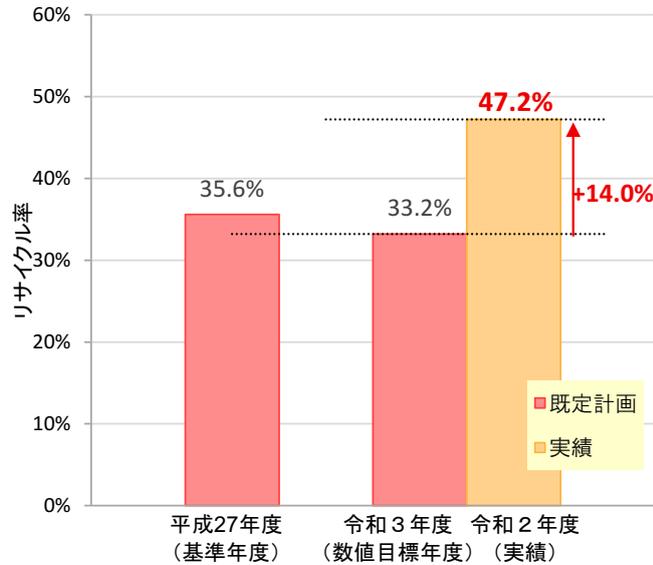
〔事業系可燃ごみ〕



資料：美郷町一般廃棄物処理基本計画(第5次計画：前期計画 H29 年度～H33 年度)抜粋 ※R2 は実績を追記

〔リサイクル目標〕

- リサイクル目標は、分別徹底により令和3年度にリサイクル率を **33.2%**とし、令和13年度には36.6%とする。

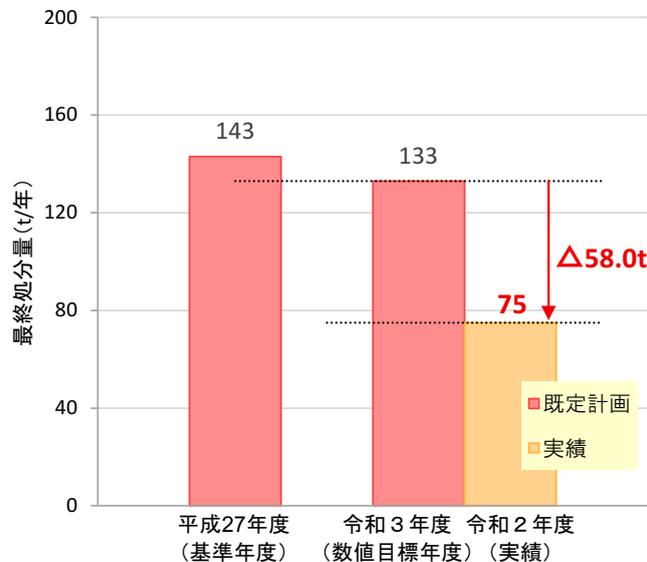


資料:美郷町一般廃棄物処理基本計画(第5次計画:前期計画H29年度~H33年度)抜粋 ※R2は実績を追記

- 注)1.平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことにより、平成31年度から令和3年度の工事期間中は焼却残渣(主灰)の資源化を行った。
- 2.第5次(前期)計画目標値について、前期計画策定当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて(令和4年4月から)焼却残渣の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋立てとなった。

〔最終処分目標〕

- 最終処分目標は、令和3年度に排出抑制により最終処分量を **133トン**とし、令和13年度には65トンとする。



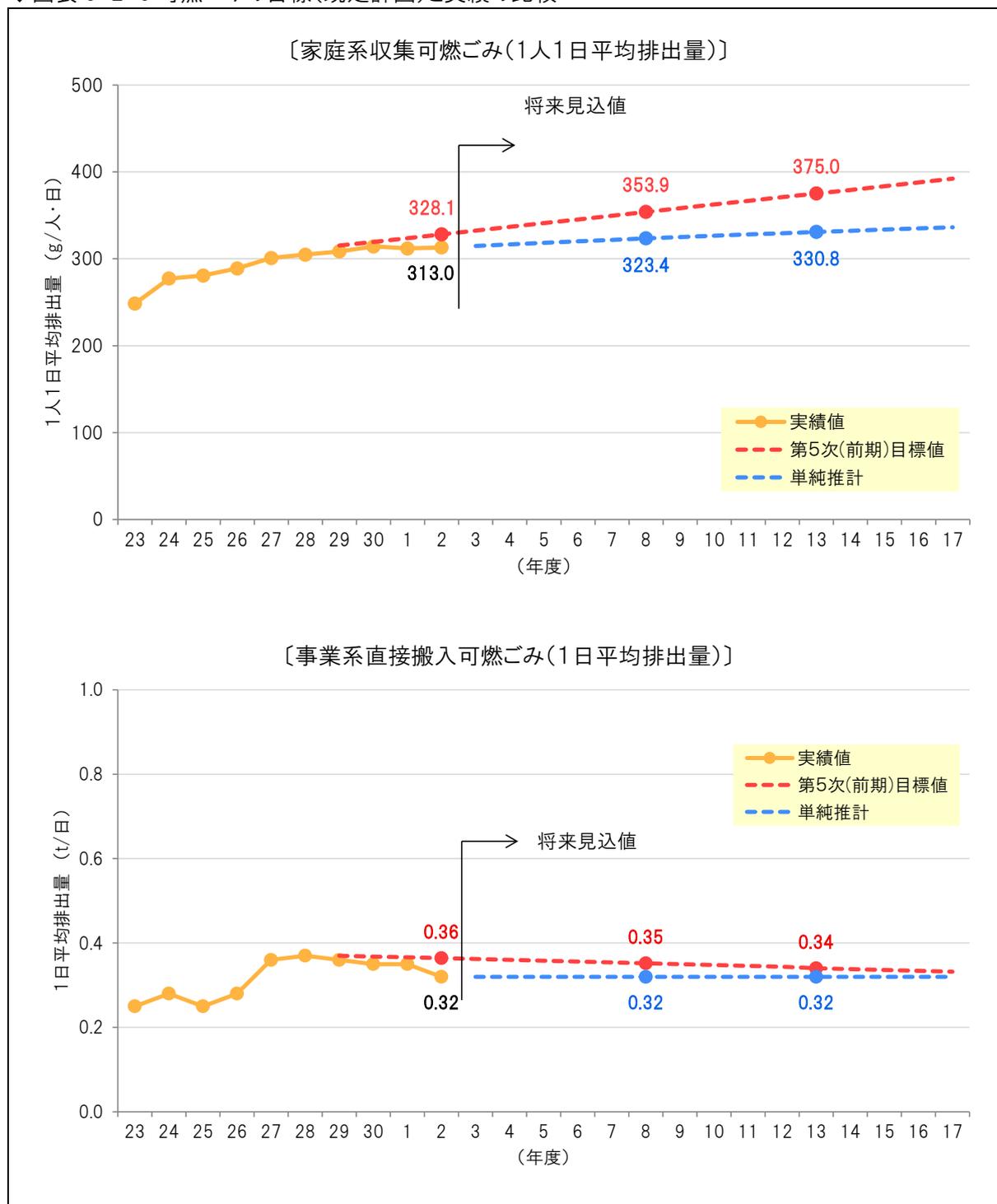
資料:美郷町一般廃棄物処理基本計画(第5次計画:前期計画 H29 年度~H33 年度)抜粋 ※R2 は実績を追記

- 注)1.平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことにより、平成31年度から令和3年度の工事期間中は焼却残渣(主灰)の資源化を行った。
- 2.第5次(前期)計画目標値について、前期計画策定当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて(令和4年4月から)焼却残渣の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋立てとなった。

3-2 排出抑制目標の進捗

家庭系収集可燃ごみの1人1日平均排出量は増加し続けているが、第5次（前期）計画における目標量以下で推移している。事業系直接搬入可燃ごみについては横ばい傾向にある。

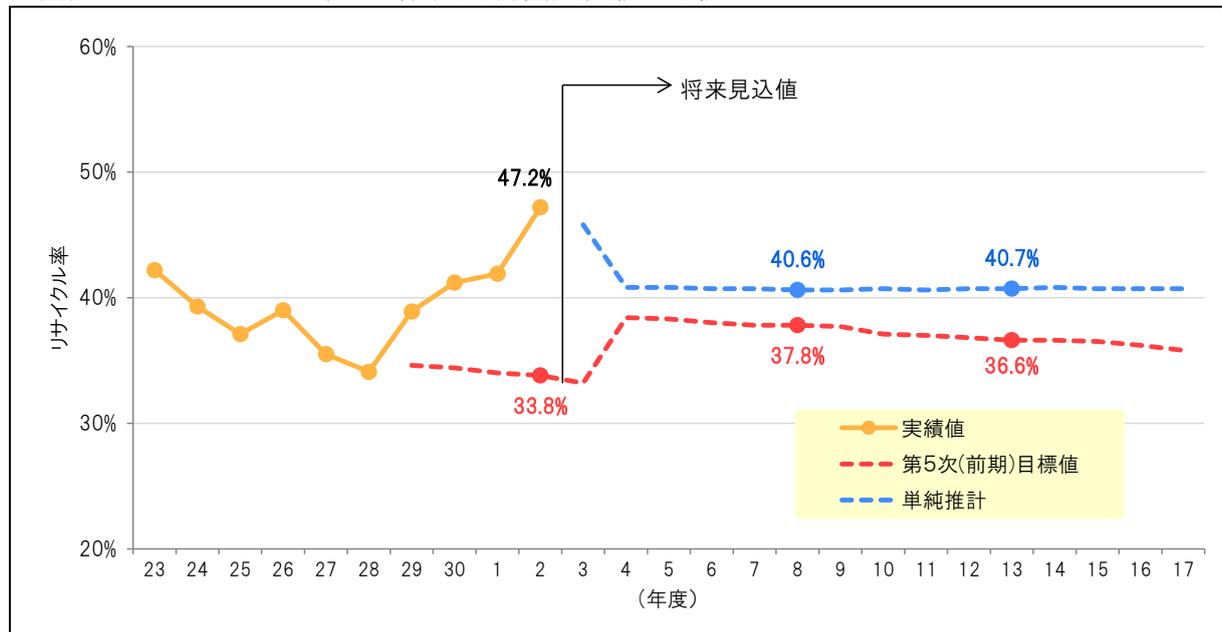
◆図表 3-2-6 可燃ごみの目標(既定計画)と実績の比較



3-3 リサイクル目標の進捗

リサイクル率は、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の間に焼却残渣（主灰）を資源化したため、大幅に増加した。また第5次（前期）計画目標値について、前期計画策定当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣（主灰）全量の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、目標値にずれが生じている。リサイクル率はわずかに増加傾向にあるが概ね横ばいである。

◆図表 3-2-7 リサイクル率の目標(既定計画)と実績の比較



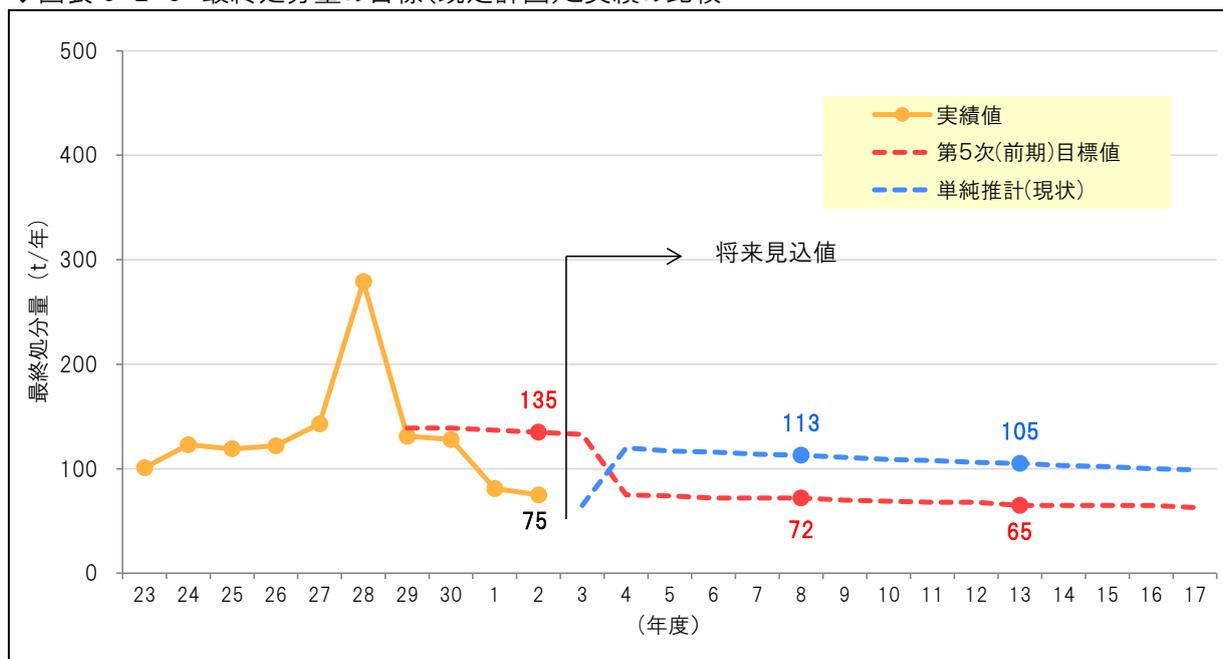
3-4 最終処分目標の進捗

最終処分量は平成28年度までは増加傾向にあり、特に平成28年度は災害ごみによる直接埋め立て量の増加がみられた。

平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に焼却残渣（主灰）を資源化したため、最終処分量は大幅に減少した。また第5次（前期）計画目標値について、前期計画策定当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣（主灰）全量の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、目標値にずれが生じている。

最終処分量は減少傾向にあり、これは人口減少に伴った事業系直接搬入可燃ごみや家庭系収集可燃ごみの減少による焼却残渣量の減少が一因であると考えられる。

◆図表 3-2-8 最終処分量の目標(既定計画)と実績の比較



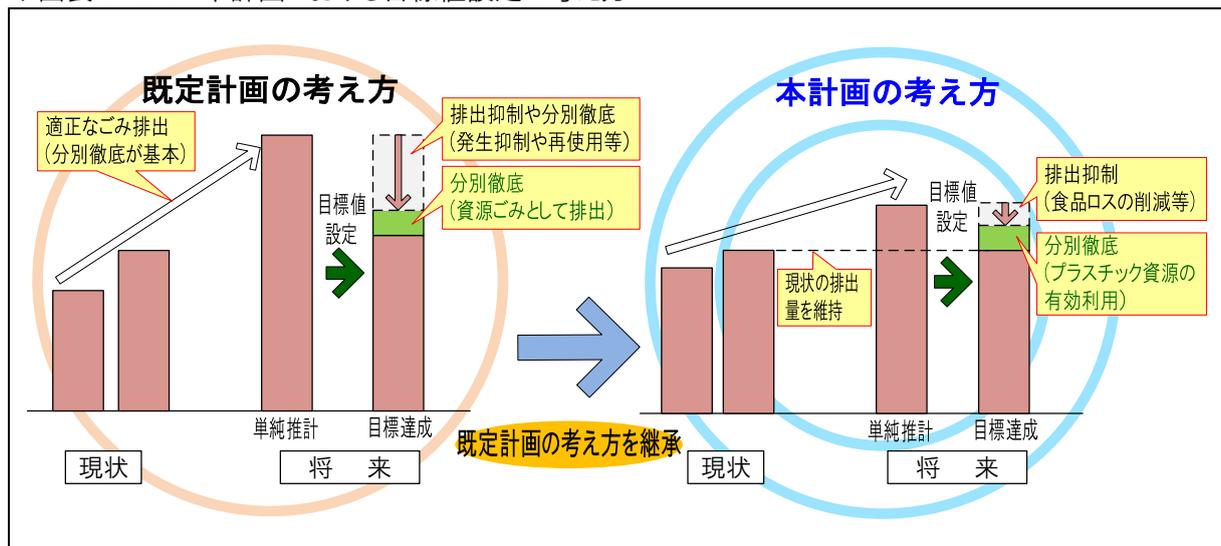
4. 目標値の設定

4-1 目標値設定方針

組合の1人1日平均排出量は、令和2年度752.8グラムである。この量は全国平均918グラム（令和元年度実績）に比べ大幅に少なく、第四次循環型社会形成推進基本計画（環境省）において国が示す850グラム（2025年度目標）を現時点で100グラム程度下回っている。

既定計画（第5次前期計画）期間内において取り組みの成果が発揮され、令和3年度（既定計画における数値目標年度）目標値を概ね達成する見込みとなっていることから、本計画においては、既定計画における目標値設定の考え方を継承し、微増傾向にある単純推計値に対して目標値を設定し、現状の排出レベルを維持することを目標とする。

◆図表 3-2-9 本計画における目標値設定の考え方



また既定計画目標値について、規定計画策定当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、リサイクル率は減少、最終処分量は増加と目標値にずれが生じている。

◆図表 3-2-10 既定計画目標値と本計画目標値(本町)

	令和2年度 実績	令和13年度 既定計画目標値	令和13年度 本計画目標値
家庭系収集可燃ごみ	313.0g/人・日	375.0g/人・日	313.0g/人・日
家庭系収集資源ごみ	108.6g/人・日	121.6g/人・日	116.0g/人・日
事業系可燃ごみ	0.32t/日	0.34t/日	0.33t/日
リサイクル率	47.2%	36.6%	42.5%
最終処分量	75t/年	65t/年	102t/年

4-2 排出抑制目標

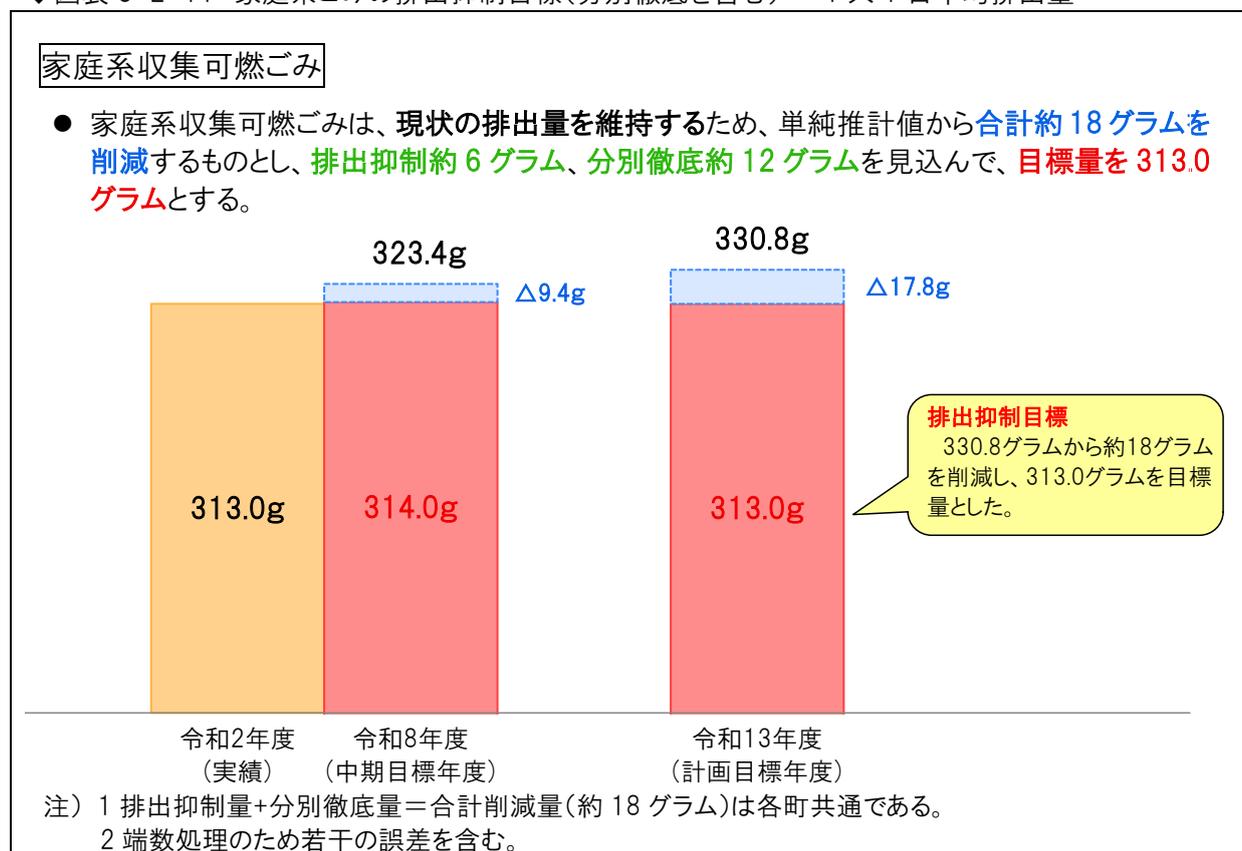
4-2-1 家庭系ごみ

家庭系ごみの目標値は、第5次（前期）計画と同様に、排出量の多い可燃ごみを対象として設定した。具体的には、発生抑制によるごみ減量に加え、分別徹底による可燃ごみの排出抑制を進めるものとし、あわせて資源ごみの増について数値目標を設定した。

まず、家庭系収集可燃ごみの令和2年度実績は313.0グラムであり、第5次（前期）計画時の目標値の328.1グラムを達成していることから、現状の排出量を維持することを目標とした。

増加する排出量に対し現状の排出量を維持するため、ごみの減量と分別徹底により約18グラムを削減し、計画目標年度の家庭系収集可燃ごみの目標量を313.0グラムとした。なお、約18グラムのうち12グラムは分別徹底により資源ごみとして分別排出するものとした。この目標値は、長期的な目標としたため組合、組合構成町（川本町、美郷町、邑南町）で共通とした。

◆図表 3-2-11 家庭系ごみの排出抑制目標(分別徹底を含む)・・・1人1日平均排出量



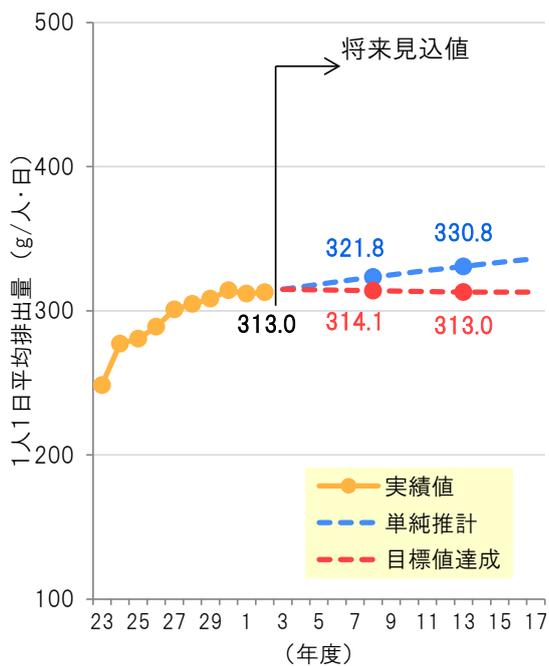
家庭系収集資源ごみ

- 家庭系収集資源ごみは、**分別徹底により12グラム増**を見込む。

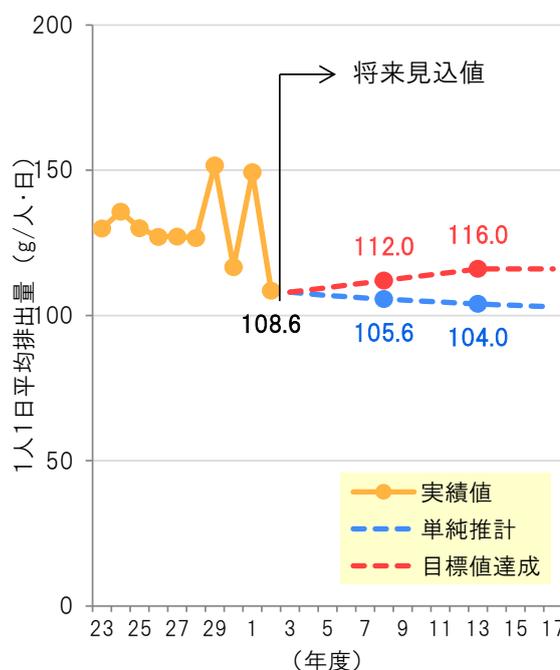


分別徹底
単純推計より約12
グラムを増加させる。

家庭系収集可燃ごみ



家庭系収集資源ごみ

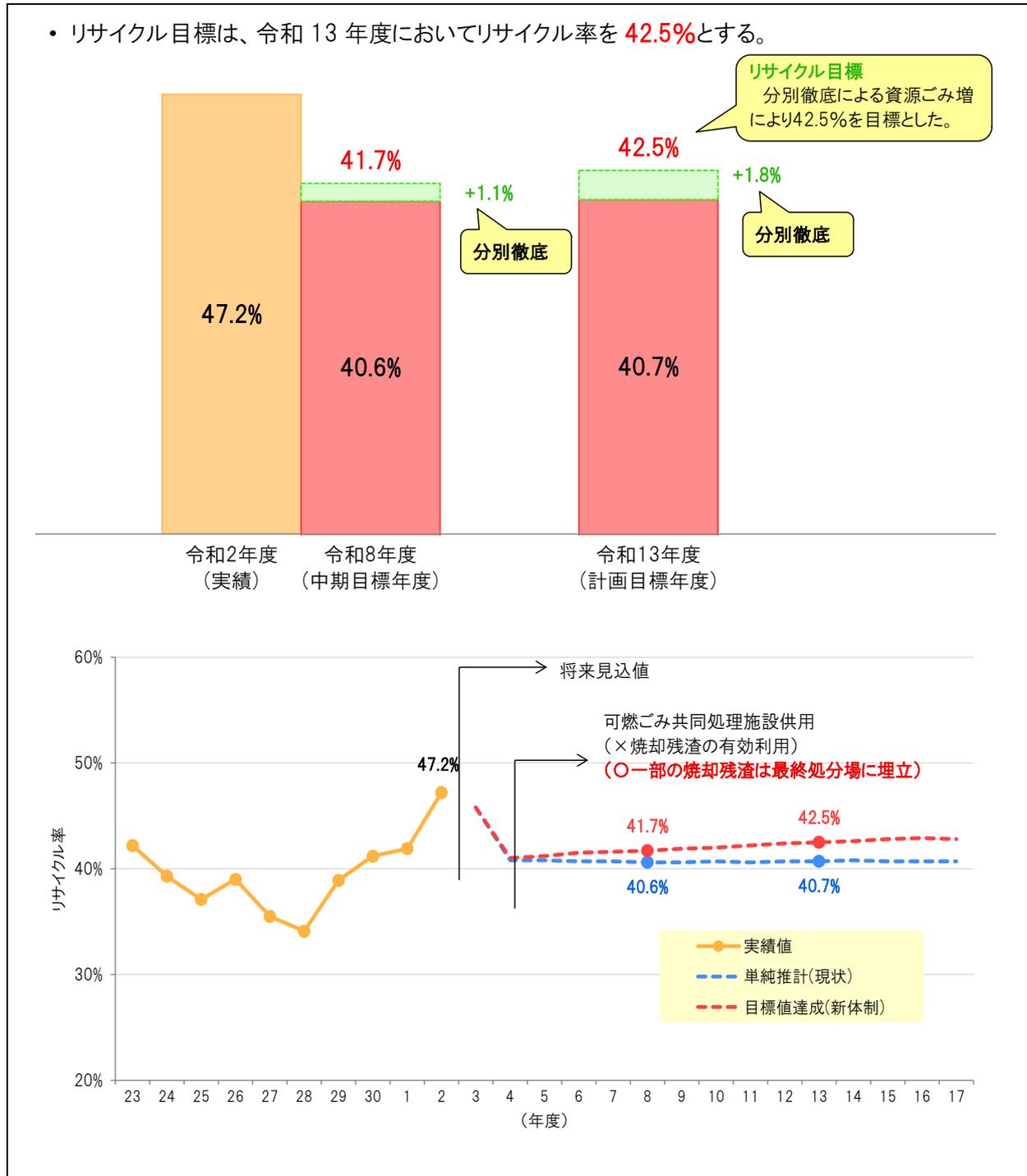


なお事業系ごみは、近年の排出実績が各町ともに横ばいから減少の推移となっていることから、今後も概ね横ばい傾向が継続することが予想されるため、削減及び分別目標値は設定しないこととした。

4-2-2 リサイクル目標

リサイクル目標は、リサイクル率を指標とする。リサイクル率の実績は、資源化している紙類の減少等により徐々に減少している。そのため、分別徹底による現状レベルの維持を基本とし 42.5%を目標とした。

◆図表 3-2-12 リサイクル目標・・・リサイクル率

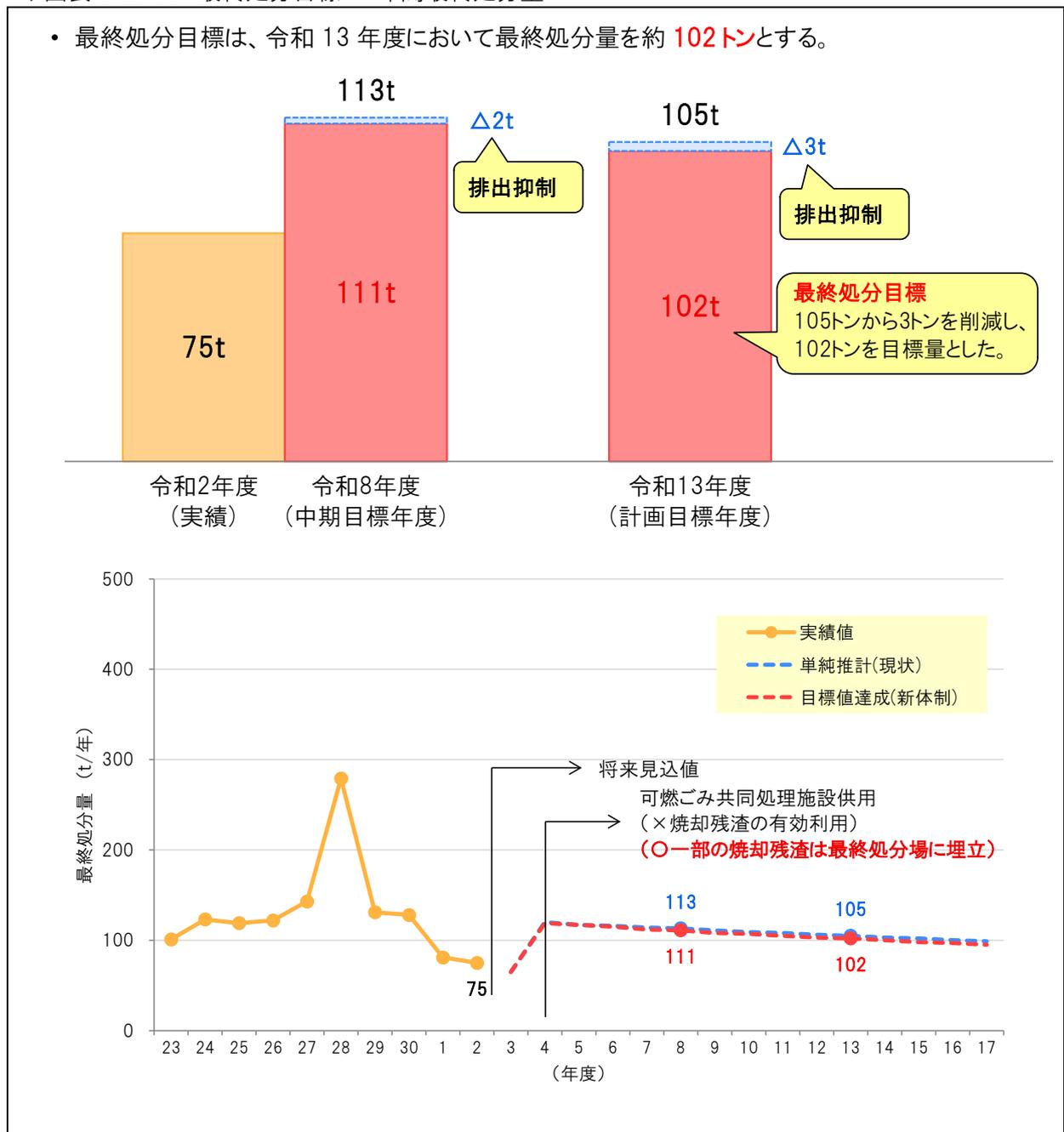


4-2-3 最終処分目標

最終処分目標は、年間最終処分量を指標とする。最終処分量の実績は減少傾向にある。そのため、分別徹底による現状レベルの維持を基本とし、令和13年度においての目標量を102トンとした。

なお、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に主灰を資源化したため、最終処分量は大幅に減少した。また第5次（前期）計画目標値について、前期計画策定当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣（主灰）全量の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、将来見込値は令和2年度よりも増加する見込みである。

◆図表 3-2-13 最終処分目標・・・年間最終処分量

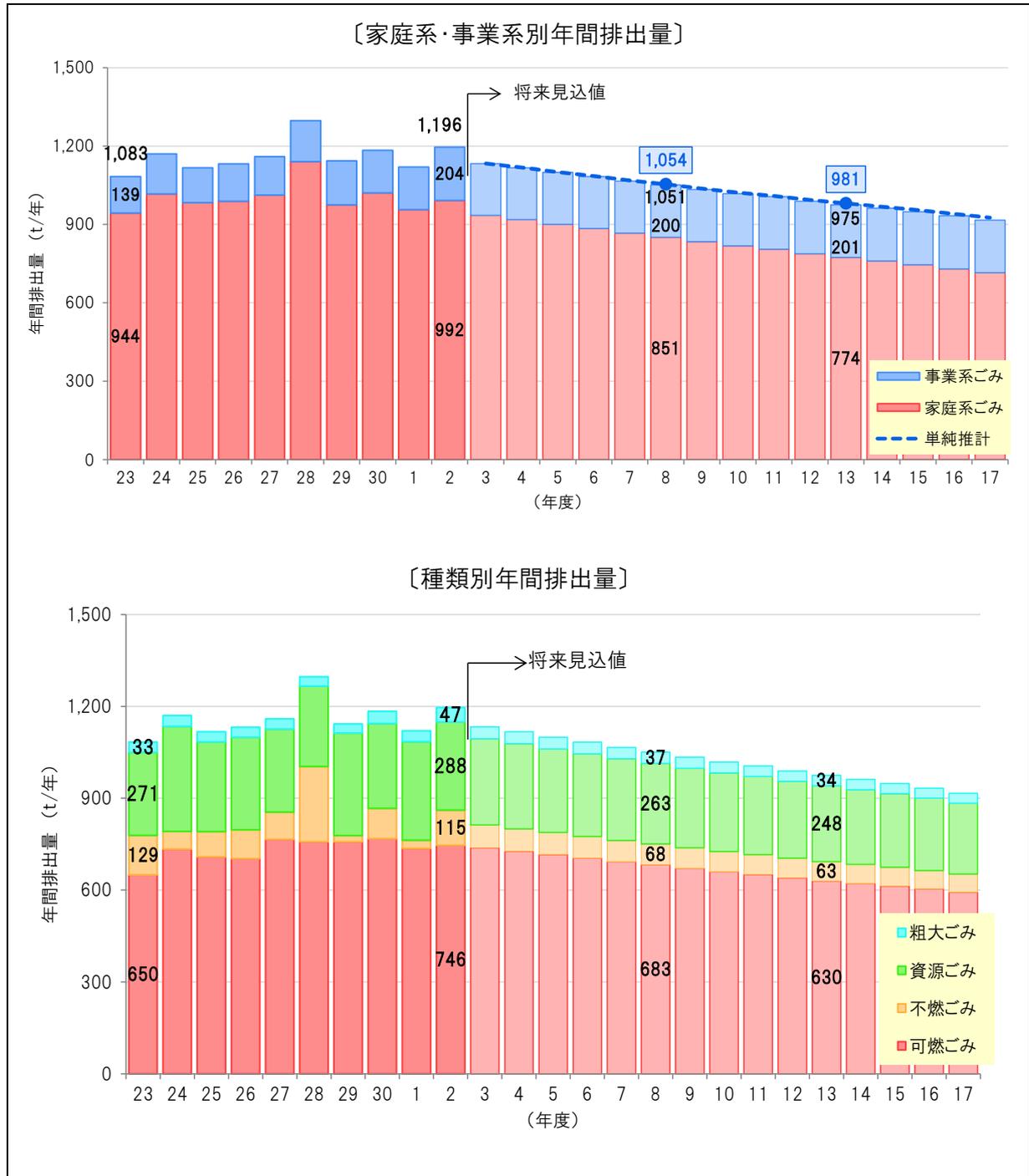


4-3 総括

将来のごみ排出量は、目標値を達成することで現状のまま推移（単純推計）した場合に比べ令和13年度において0.6%程度の抑制を見込む。

ごみ種類別には、主として可燃ごみを減少させ、資源ごみの1人1日平均排出量の増加を見込む。

◆図表 3-2-14 年間排出量目標



本計画において見込将来ごみ排出量等に関し、国、島根県が示す排出量の削減や再生利用率等の目標値と実績値による排出量を比較した。

国の目標項目である「総排出量」「家庭系ごみ排出量」「最終処分量」は第四次循環基本計画と比較をした。「再生利用率」においては、第四次循環基本計画の目標は物質フロー図の「出口側の循環利用率」でありこれにはエネルギー回収量も含まれることから、組合ではエネルギー回収を行っていないために比較対象として不相当であった。よって「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の目標である「再生利用率」と比較をした。

国では平成12年を基準年とし（県は平成30年を基準年）、目標年度の令和7年度において総排出量目標値を約850g/人・日、家庭系ごみ排出量を約440g/人・日と設定している。その他、再生利用率（リサイクル率）は増加、最終処分量については削減させるものとしている。

「総排出量」

国の目標値は、令和2年度現在ですでに達成しており、令和7年度においても達成する見込みである。県の目標値に関しては、削減率（%）では目標に届かないが、1人1日平均総排出量では720.4グラムと県平均の見込値916.1グラムを大きく下回る見込みである。

「家庭系ごみ排出量」

本計画における排出抑制目標値を達成したとしても、国の目標値を3グラム程度上回る見込みである。しかし、組合では家庭から排出される直接搬入可燃ごみ及び直接搬入不燃ごみのうち、紙類やプラスチック類をRPF原料として選別し、有効利用している。この資源ごみとして排出されてはいるが、資源として利用しているものを除く家庭系ごみ排出量は令和7年度343.0g/人・日となる見込みである。

「再生利用率」

国及び県の目標値を令和2年度現在ですでに達成している。令和7年度においてはビン・カンや古紙類等の減少により令和2年度実績よりも低下することが見込まれるが、国及び県の目標値を大幅に達成した状態を維持する見込みである。

「最終処分量」

国及び県の目標値に関して、削減率（%）ベースでは達成が困難な状況であるが、1人1日平均最終処分量（g/人・日）では島根県平均の見込値を下回る見込みである。

なお、可燃ごみ共同処理施設の供用開始後、焼却残渣（主灰）は全量埋立てとなるが、将来のさらなる最終処分量削減を目指し、焼却残渣の有効利用を再開するよう検討するものとする。

◆図表 3-2-15 目標達成状況

国 目標	目標値	R7(対H12率)	達成／未達成
総排出量	約850g/人・日	720.4g/人・日	達成
家庭系排出量	約440g/人・日	442.7g/人・日	未達成
再生利用率	約27%	41.6%	達成
最終処分量	約70%減	23.8%減	未達成
県 目標	目標値	R7(対H30率)	達成／未達成
総排出量	約10%減	10%減	未達成
家庭系排出量	約14%減	15.1%減	達成
再生利用率	約23%	41.6%	達成
最終処分量	約14%減	12.5%減	未達成

美郷町	国基準年度	県基準年度	国・県目標年度
	平成12年度	平成30年度	令和7年度
総排出量 美郷町	506.3g/人・日	683.8g/人・日	720.4g/人・日
県	951.2g/人・日	954.7g/人・日	916.1g/人・日

家庭系排出量 美郷町	262.5g/人・日	441.1g/人・日	442.7g/人・日
国	738.5g/人・日	594.0g/人・日	440.0g/人・日

最終処分量 美郷町	58.6g/人・日	73.9g/人・日	75.7g/人・日
国	227.9g/人・日	82.5g/人・日	67.1g/人・日
県	211.3g/人・日	82.2g/人・日	76.7g/人・日

- 注) 1. 家庭系ごみ排出量及び目標値は資源化物をのぞく値である。
2. 再生利用率には RPF 燃料化量も含まれる。

◆図表 3-2-16 目標達成状況(家庭系ごみ排出量から RPF 化量をのぞいた排出量実績)

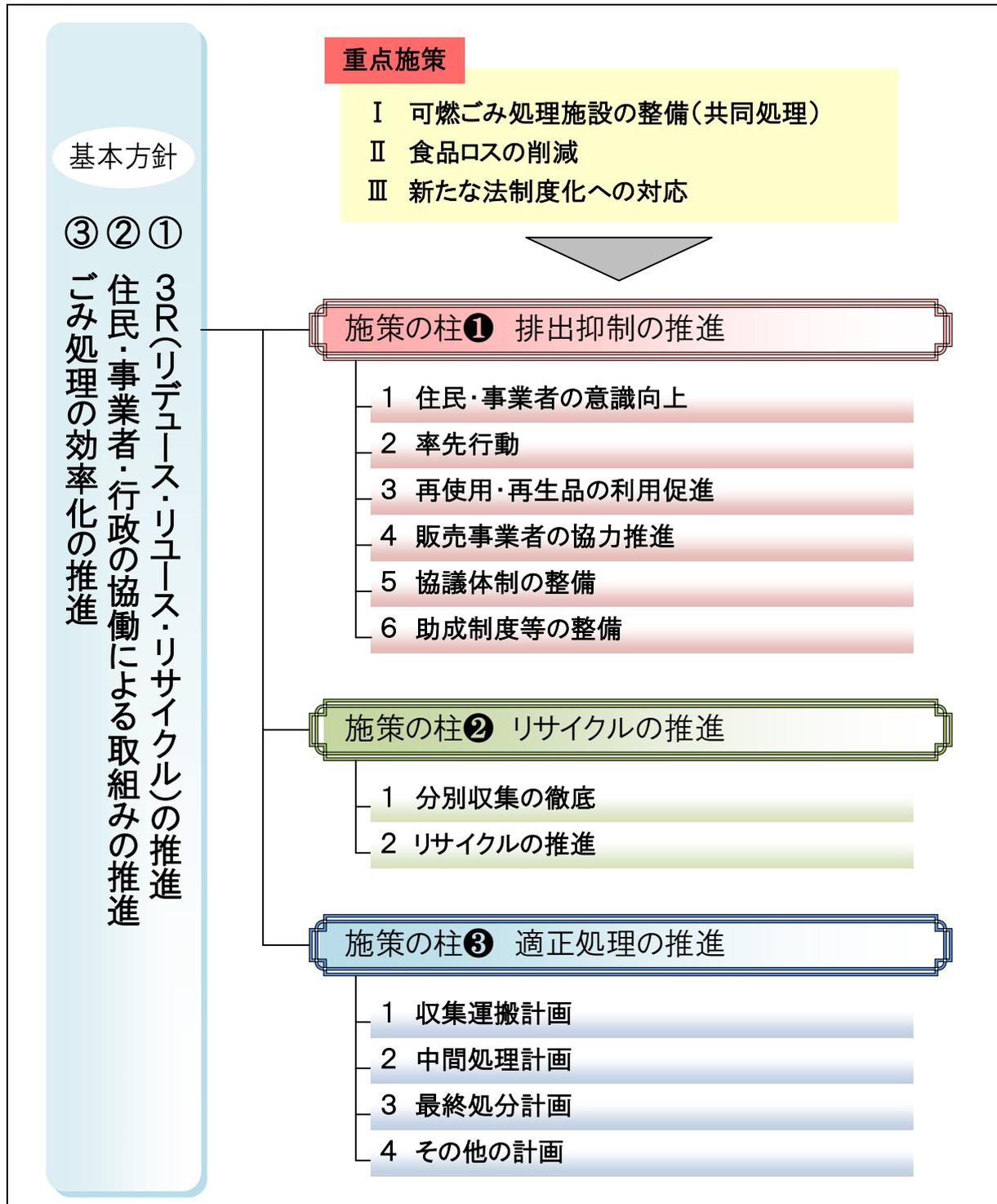
美郷町	国基準年度	県基準年度	国・県目標年度
	平成12年度	平成30年度	令和7年度
家庭系排出量 美郷町	262.5g/人・日	441.1g/人・日	442.7g/人・日
RPF化量	0.0g/人・日	68.0g/人・日	99.7g/人・日
RPF化をのぞいた 家庭系排出量	262.5g/人・日	373.1g/人・日	343.0g/人・日
家庭系排出量 国	738.5g/人・日	594.0g/人・日	440.0g/人・日

第3節 施策の体系

本計画の施策は、「3Rの推進」、「住民・事業者・行政の協働による取組みの推進」、「ごみ処理の効率化の推進」を基に、3つの施策の柱を中心に展開していくものとする。

また、ごみ処理の効率化の推進のための処理システムの再構築等は、重点施策と位置付け中期計画期間（令和4年度～令和8年度）において確実に実施していくものとする。

◆図表 3-3-1 施策の体系



第4節 重点施策

1. 共同処理体制による可燃ごみ処理施設の整備

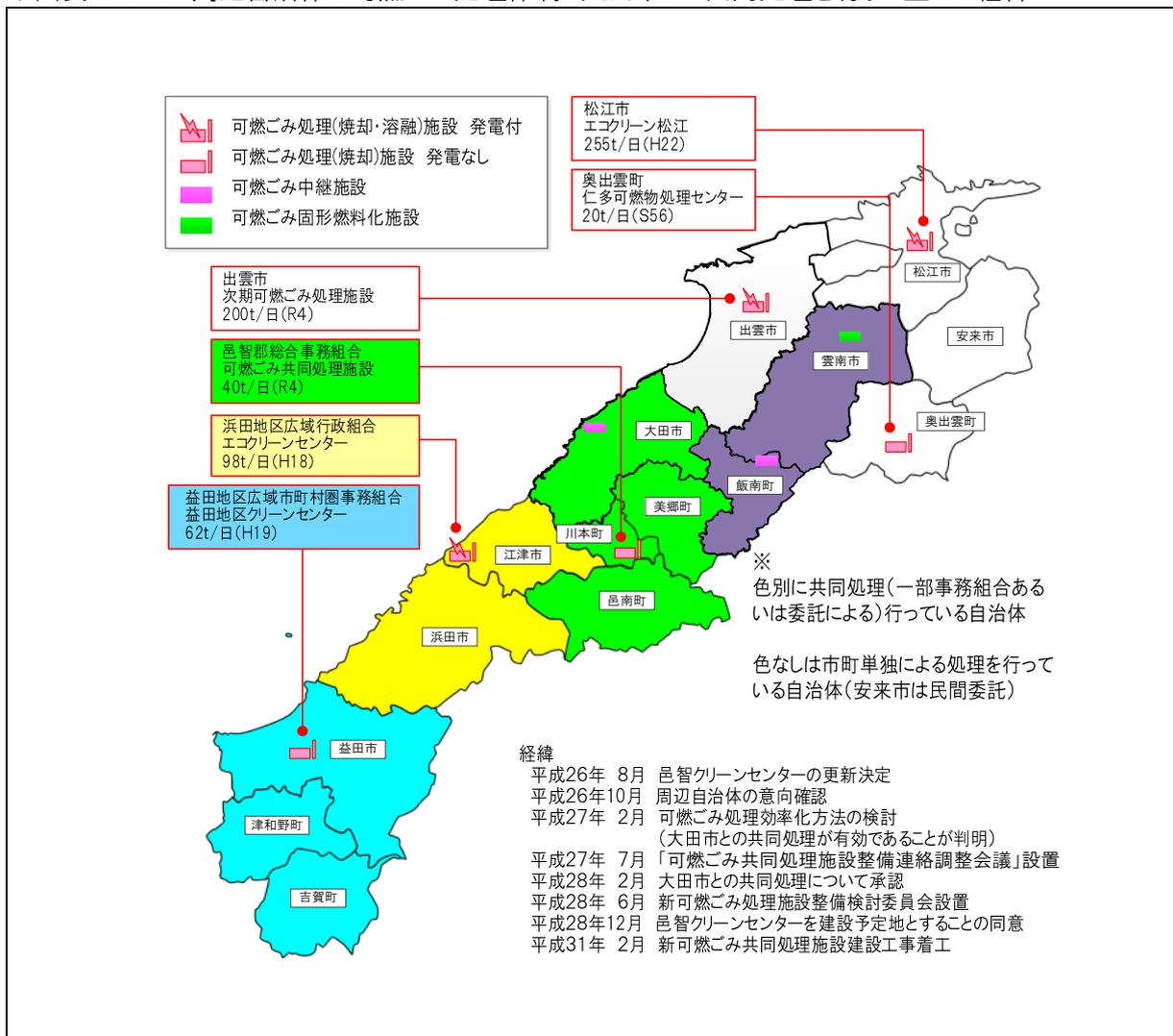
1-1 共同処理体制

島根県市町村の可燃ごみ処理体制は、ダイオキシン類対策を背景とした広域化が進められ、組合の邑智クリーンセンターもその一環として整備された。その他、出雲市において平成15年より大田市、雲南市・飯南町事務組合の一部分の地域の可燃ごみを対象に共同処理を行ってきたが、平成24年11月、出雲市が次期可燃ごみ施設を単独で建設・処理を行う意向を表明し、令和3年度末に共同処理を終了した。

一方、組合の焼却施設は、老朽化等に対応するため、平成22年度基幹的設備改良工事を行い長寿命化を図った。その後、順調な運転管理を続けているものの、10年を経過し施設更新の時期をむかえた。

このように、当該地域において処理体制の再編が課題となったことから、ごみ処理効率化に向けた共同処理に関する検討を行い、組合は大田市との共同処理を実施するに至った。

◆図表 3-4-1 周辺自治体の可燃ごみ処理体制と大田市との共同処理を行うに至った経緯



1-2 施設整備概要

可燃ごみ共同処理施設は、現邑智クリーンセンター焼却施設と同じ焼却方式を採用する。処理能力は、1日40トンとし、焼却工程で発生する熱を回収し、場内給湯等に有効利用する。また、施設立地地域の環境を保全するため、ダイオキシン類はもちろん、新たに法制度化された水銀についても排ガス対策には万全を期する。

◆図表 3-4-2 可燃ごみ共同処理施設の整備概要

施設建設用地	邑智郡川本町大字川下 879 番地 8
施設方式	熱回収施設(焼却施設)
処理能力	40t/日
運転方式	間欠運転式(稼働時間 16 時間程度)
排ガス対策	有害ガス除去装置+高性能集じん器(バグフィルタ)
有効利用	熱回収率 10%以上 / 焼却廃熱を利用した温水供給(場内利用)など
供用開始予定	令和4年4月

施設配置



2. 食品ロスの削減

2-1 食品ロスの現状

まだ食べることができる食品が、生産・製造・販売・消費等の各段階において廃棄されることを「食品ロス」という。現在、これからの未来に向けて、食品ロスを減らすためのさまざまな取り組みが行われている。

世界では、年間 13 億トンもの食料が廃棄されており、そのうち日本では 612 万トン（平成 29 年度推計値）もの食料が廃棄されている。これは東京ドーム 5 杯分とほぼ同量であり、日本人 1 人 1 日当たり、お茶碗 1 杯分を廃棄している計算となる。

◆図表 3-4-3 食品ロスの現状



資料：農林水産省・環境省調べ、FAO、総務省人口推計(平成 29 年)

食品ロスを放置すると、大量の資源損失となるだけでなく、食料生産・運搬・廃棄等の段階で多量のエネルギーを消費していることから地球環境に多大な悪影響を与えている。また、将来的な人口増加による食料危機に対して、適切な対応が困難となる。よって食品ロスの削減は、先進国及び途上国どちらにとっても、避けて通れない喫緊の課題である。

現在、地球上には約 77 億もの人々が生活をしているが、途上国を中心に 8 億人以上（約 9 人に 1 人）が十分な量の食料を口にできず、栄養不足で苦しんでいる。その一方で、先進国では余った食料がまだ食べることができるが廃棄されているのが現状である。日本の食料自給率は先進国の中でも低く、多くの食料を海外からの輸入に頼っている。しかしながら、多くの食品ロスを生み出しているという状況は、社会全体で解決していかなくてはならない課題の一つである。

2-2 食品ロスの削減と日本の目標

国連や各国政府は、食品ロス削減に向けて具体的な数値目標を掲げ、効果的な方法を探っている。こうした流れを受け、日本でも自治体や企業での積極的な取り組みが全国規模で広がりつつある。

食品ロスや貧困、地球環境の悪化に関して国際的な関心が高まる中、2015年の国連サミットでは、食料の損失・廃棄の削減などを目標とする「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択された。2030年までの達成を目指す国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs、Sustainable Development Goals）として17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が示され、各国や地域で積極的な取り組みが始まっている。

SDGsのターゲットの一つに、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」という目標（ターゲット12.3）が盛り込まれており、食品ロスの削減を通じてこのターゲットを達成するには個人、事業者、自治体、NPO法人など、さまざまな方面からの協力が不可欠である。

◆図表 3-4-4 SDGs「世界を変えるための17の目標」



資料：国際連合広報センター

日本の目標

国は事業系食品ロスを、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を立てている。同様に家庭系食品ロスについても2030年度までに半減させる目標を設定している。私たち一人ひとりが身近なところから食品ロス削減を意識する事が、目標達成には必要不可欠である。

◆図表 3-4-5 事業系食品ロス量の推移と削減目標



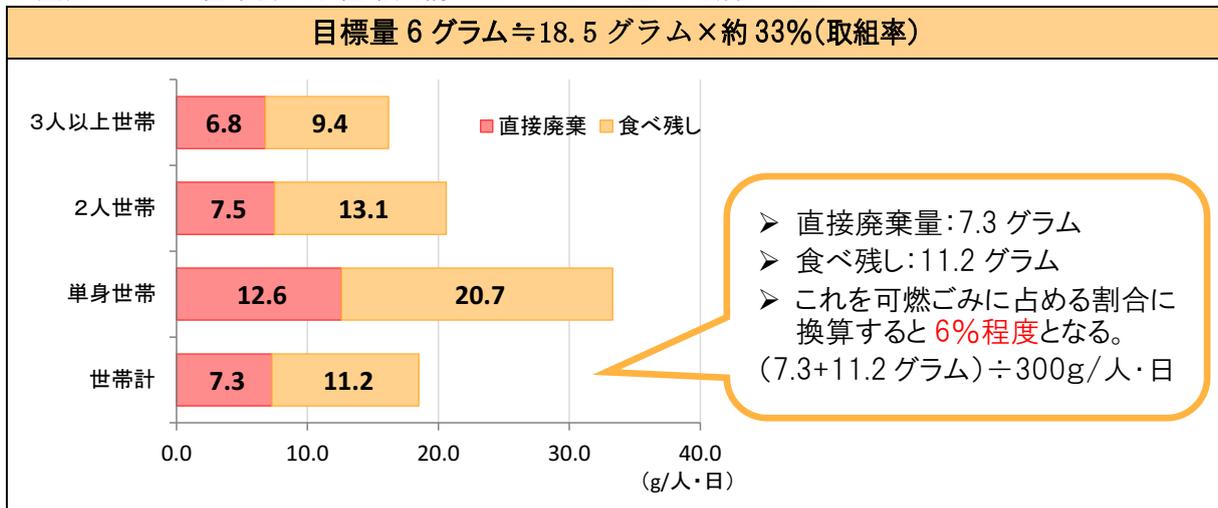
資料：農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」

食品ロスの削減・・・目標 食品ロス6グラム削減

農林水産省の全国調査によると、賞味期限切れ等により廃棄された食品（直接廃棄）が7.3グラムであり、食べ残したことにより廃棄された食品が11.2グラムであった。これを可燃ごみ中の割合に換算すると6%程度となる。

手付かず食品の削減方法を広く啓発し、約3人に1人の住民が取り組むものとして6グラムの食品ロスを削減する。

◆図表 3-4-6 世帯計及び世帯員構成別の1人1日当たり食品ロス量



資料:農林水産省「平成26年度食品ロス統計調査(世帯調査)」

2-3 具体的施策

食品ロス削減推進法（正式名称：食品ロスの削減の推進に関する法律）では、毎年10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日と定めている。組合管内においても、食品ロスの削減に向けた取り組みを広げていくため啓発資料の提供、イベントの開催などを検討していく。

◆図表 3-4-7 生ごみ対策に関する具体的施策

具体的取組	川本町	美郷町	邑南町	組 合
啓発資料の提供 手つかず食品削減の取組として、エコクッキングを推奨する。そのため、広報紙に具体的な事例を紹介するなどにより啓発する。	継続・充実	継続・充実	継続・充実	支援
イベント開催の検討 環境イベント等の開催を検討する。	検討	検討	検討	検討

注) コロナ過の中でのイベント開催は非常に困難であり、現状においては、啓発資料等の電子媒体での提供等を重点的に実施すべきであると判断している。

3. 新たな法制度化への対応

3-1 新たな法制度化の概要

プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和3年6月に成立したことにより、今後、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられる。具体的には、メーカー等が務めるべき環境配慮設計に関する指針が策定され、この指針に適合した製品であることを認定する制度が新設される。小売業者や飲食店などには使い捨てのスプーンやストローなどプラスチック製品の提供の削減が求められる。また、家庭から排出されるおもちゃやハンガーなどのプラスチック製品を市町村が分別収集・再商品化する仕組みなども設けられる。

◆図表 3-4-8 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

基本方針

- ① プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ② ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

設計・製造 プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

環境配慮設計指針の策定・認定制度 → 消費者が自由に選択できる社会へ



～内容～

- ✓製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定。指針に適合するプラスチック製品の設計を認定する仕組みを設ける。
- ✓国は率先して認定製品を調達する（グリーン購入法上の配慮）。またリサイクル材料を利用する設備を支援することで、認定製品の利用を促進する。

販売・提供 使い捨てプラスチックをリデュース

小売・サービス事業者等による使い捨てプラの使用合理化 → 消費者のライフスタイル変革へ



～内容～

- ✓使い捨てプラスチックの提供事業者（小売・サービス業等）が使い捨てプラの排出抑制のため取り組むべき判断基準の策定を行う。
- ✓主務大臣の助言・指導のほか、多量に使い捨てプラを提供する事業者に勧告・公表・命令の措置を行う。

排出・回収・リサイクル 排出されるプラスチックを広く回収・リサイクル

あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進



～内容～

①市区町村の分別収集・再商品化

- ✓ 容器包装リサイクル法を活用し、市町村と再商品化事業者が連携した再商品化の仕組みを導入することで、プラスチック資源の分別回収を促進する。
- ✓ 主務大臣が認定した場合、市区町村による選別・梱包等を省略し再商品化事業者が実施可能となる。

②製造・販売事業者等による自主回収

- ✓ プラスチック製造・販売事業者が使用済みプラスチック製品について自主回収・再資源化計画を作成する。
- ✓ 自主回収・再資源化計画を主務大臣が認定することにより、事業者は廃棄物処理法の業許可が不要で再資源化が可能となる。

③排出事業者の排出抑制・再資源化

- ✓ 排出事業者が排出抑制や再資源化等促進のため取り組むべき判断基準を策定する。
- ✓ 事業者は再資源化計画を作成し、主務大臣が認定することにより、廃棄物処理法の業許可が不要で再資源化が可能となる。
- ✓ 主務大臣の助言及び指導のほか、多量にプラスチックを排出する事業者に勧告・公表・命令の措置を行う。

資料：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」

現在、組合管内では、容器包装リサイクル法ルートを活用した容器包装プラスチックの資源化を実施している。プラスチック資源循環促進法の施行後は、国の方針に従い、プラスチック製のおもちゃやハンガー等、容器包装以外のプラスチック類の分別回収について検討する。

◆図表 3-4-9 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

方法等	概要
分別収集による場合	➤ 容器包装プラスチック程の排出量は見込めないことから、月 1～2 回程度の収集を検討。
拠点回収による場合	➤ 回収ボックスの設置(各町役場、支所等)

第5節 排出抑制の推進(排出抑制計画)

1. ごみ排出抑制に関する基本的方向

ごみの発生・排出削減のために、事業者は「環境に配慮した事業活動」に取り組み、住民（消費者）は「環境・資源問題、廃棄物処理に配慮した生活に転換」し、行政は「様々な角度から支援」を行うものとする。

2. 具体的施策と取組

2-1 住民・事業者意識の向上

施策1.「リサイクル講習会」

重点施策関連

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・地域の公民館活動等で開催される、リサイクルやごみに関する講習会の支援及び推進、内容充実のため、情報の提供や担当職員の派遣等を行う。
- ・あわせて講習会で活用される環境教育資料の作成や貸し出しを行うなど、講習会の内容充実に努める。
- ・講習会の開催情報をポスターやチラシでPRし、多くの住民の参加を促す。
- ・実際に組合の施設を活用した講習会や啓発展示を行い、住民がより身近にリサイクルやごみ処理について学ぶことのできる場を提供する。



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は講習会に積極的に参加し、リサイクルやごみに関する知識・実情等を学ぶ。
- ・事業者は積極的に地域活動に参加し、講習会の開催情報が記載されたポスター等の掲示に協力する。

施策2.「広報による先進事例の紹介」

重点施策関連

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・3RやSDGs、廃プラスチック及び食ロス問題等に関する先進的な取り組み事例について、広報誌やポスター等に分かりやすく掲載することで住民や事業者に広く紹介する。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民及び事業者は広報を参考に先進的事例を学び、日々の生活に活用する。

施策3.「ごみ減量推進・分別徹底チラシ等による啓発」

重点施策関連

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・ごみの減量等を目的に、過剰包装の改善のほか、ごみ分別の徹底及び資源化物の排出方法に関するチラシを定期的に作成・配布し、啓発を行う。
- ・住民が正しく分別を実施できるよう、組合において作成している「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」を改正するなど情報の更新を行っている。
- ・各種情報は広報誌及びホームページ等に掲載することで広く周知するほか、しおりやポスターは転入者や希望者に対して配布を行うことで、誰でもごみの分別方法及び正しい排出方法を知ることができる環境を整える。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民及び事業者はごみを排出する前に、資源化可能なものが含まれていないか、チラシ及びしおり、ポスター等の内容を参考に正しい分別を行い、排出する。
- ・住民は簡易包装の商品を優先的に選択するなど、ごみをつくらない生活を心がける。
- ・事業者は製品の販売に際し、過剰包装とならないような販売方法を検討・実践する。

施策4.「環境学習の充実」

重点施策関連

検討・継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・未来を担う小・中学生だけでなく、その親世代（成人）も含めた施設見学等の環境教育を行い、家庭で実践できる環境にやさしい生活方法やごみの減量方法等の啓発を実施する。
- ・親世代に対しては、製品の購入方法を工夫することでごみの減量になるだけでなく、家計に役立つ等のメリットもあわせてPRする。
- ・各種地域イベントで環境学習ができるブースを設け、住民が誰でも自由に環境教育に触れられる場を提供することで、意識の向上を図る。



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は施設見学及び地域イベント、公民館活動等に参加し、積極的に環境教育に触れる。
- ・事業者は地域の活動に参加するほか、関連イベントのポスター掲示等によるPRに協力する。

施策5.「マイバック運動の実施」

継続

〔行政の役割〕(本町)

- ・買い物時にはごみの削減を目的に、ビニール袋や紙袋を利用せずマイバックを持参するよう呼びかけるなど、マイバック運動を推進する。



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は買い物時にマイバックを持参するほか、マイバックが長持ちする使用方法を検討する。
- ・販売事業者は、マイバッグの持参を推進する。

2-2 率先行動

施策6.「再生品の調達」

〔行政の役割〕(本町・組合)

・グリーンマーク（出典：公益財団法人古紙再生促進センター）やしまねグリーン製品（出典：島根県）マークなどがついた、廃棄物の発生抑制や資源循環を促進する製品や環境配慮製品を率先して調達する。

継続



〔住民・事業者の役割〕

・住民は各種環境ラベル等を目印に、再生品や環境配慮製品を積極的に購入・利用する。

施策7.「しまエコショップの利用」

〔行政の役割〕(本町・組合)

・3Rや省資源に取り組む店舗が登録するしまエコショップ登録制度について、その内容や仕組み、登録店を住民や事業者に広報誌やポスター等で広く周知する。
・住民にはしまエコショップの優先的な利用を、事業者には新規登録及び登録の継続を働きかける。

継続

〔住民・事業者の役割〕

・住民はしまエコショップを優先的に利用する。
・事業者はしまエコショップの新規登録を検討、また登録を継続するよう努める。

2-3 再使用・再生品の利用促進

施策8.「不要品交換の推進」

〔行政の役割〕(本町)

・地域イベント等でフリーマーケットを開催し、不要品を再利用（リユース）できる場を提供する。
・フリーマーケットの開催を広報誌やポスター・チラシでPRする。

継続



〔住民・事業者の役割〕

・住民は出品側・購入側ともに積極的にフリーマーケットに参加し、製品をごみとして捨てる前に、再利用することを意識した生活をする。
・事業所は関連イベントのチラシやポスターの掲示等によるPRに協力する。

2-4 販売事業者の協力推進

施策9.「販売店協力の要請」

〔行政の役割〕(本町)

継続

・スーパー等において行っている食品トレイ、牛乳パック等の資源回収や簡易包装の実施を一層進めるため、回収品目の追加や、まだ資源回収を行っていないスーパー等の販売店に対し協力を要請する。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は協力店にて積極的に資源回収を利用し、トレイは洗ったうえで回収ボックスに出すなど、適切な資源化に協力する。
- ・事業者は協力店となり、回収品目の拡大も検討・協力する。



2-5 協議体制の整備

施策 10.「協議会の活用推進」

〔行政の役割〕(本町)

継続

- ・住民団体、事業者、行政が一体となってごみ問題を意識し、考え、かつ行動をしていくため、ごみに関する時事問題について審議会の場で協議していく。
- ・住民や事業者からの行政要望を踏まえ、効率的な施策を検討・実施する。

〔住民・事業者の役割〕

・住民・事業者は協議会に積極的に参加し、身の回りのごみに関する問題や行政に対する意見・要望などを提言する。



施策 11.「推進員の育成」

〔行政の役割〕(本町)

継続

- ・ごみの出し方等の指導を行うとともに、地域の声を行政に届ける推進員を育成する。
- ・ごみステーションの管理や不法投棄のパトロールを行う。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民・事業者は推進員になる。



2-6 助成制度等の整備

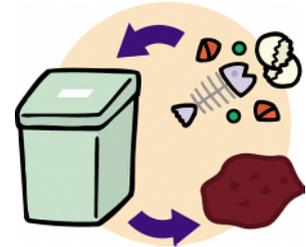
重点施策

施策 12.「助成制度の充実」

調査・検討

〔行政の役割〕(本町)

- ・ごみの減量を目的に、生ごみの堆肥化を促進するための助成事業の効果を検証し、コンポスト（生ごみ堆肥化容器）や生ごみ処理機の将来の再開を検討する。
- ・コンポストや生ごみ処理機の使用方法及びメリット、助成金等について広報紙やポスター等に掲載し、住民や事業者に対し利用の促進をする。



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民や、農業・漁業等生ごみの発生がある事業者はコンポスト等の使用を検討・実践する。

3. 施策のスケジュール

ごみの発生・排出削減のための施策は、これまでの施策を継続することとする。重点施策、重点施策関連であるものは、数値目標年度（令和8年度）までの5年間において充実させるものとする。

◆図表 3-5-1 排出抑制施策のスケジュール

施策 No.	取り組む施策	R4	R5	R6	R7	R8
1	リサイクル講習会 重点施策関連	継続・ 充実				
2	広報による先進事例の紹介 重点施策関連	継続・ 充実				
3	ごみ減量推進・分別徹底チラシ等による啓発 重点施策関連	継続・ 充実				
4	環境学習の充実 重点施策関連	検討・継続・ 充実				
5	マイバック運動の実施	継続				
6	再生品の調達	継続				
7	しまエコショップの利用	継続				
8	不要品交換の推進	継続				
9	販売店協力の要請	継続				
10	協議会の活用推進	継続				
11	推進員の育成	継続				
12	助成制度の充実 重点施策	調査・検討				

第6節 リサイクルの推進(再資源化計画)

1. リサイクルの推進に関する基本的方向

ごみの資源化促進のため、ごみの分別収集によるリサイクルを進めることにより、バージン資源の保全など地球環境保全に資するとともに、焼却量の削減によるダイオキシン類排出量の削減や、最終処分量の最小化など地域の環境保全に資するものとする。

2. 具体的施策と取組

2-1 分別収集の徹底

住民が排出するごみは、現在 10 種 13 分別収集としている。分別徹底や排出方法の正確性が図れない場合、資源ごみは選別処理の困難性が高くなり、再資源化が困難となることが想定される。可燃ごみについては、焼却過程において異物が混入すると装置の破損を招き、施設の停止や補修費の増加を招くことも想定される。よって、再資源化の促進と安定した処理を維持していくため、分別徹底に関する施策を実施するものとする。

重点施策関連

施策1.「分別徹底に関する広報・啓発等」

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・ごみを正しく分別することへの必要性を示した啓発資料を作成すると共に、チラシ及びポスター、広報誌などに掲載し、周知する。
- ・施設見学及び出前講座、各種イベント内ブース等において啓発資料を作成・活用し、参加者が理解しやすいように工夫した啓発活動を行うほか、講座の開催情報を広報誌に掲載するなど情報を広く公開する。
- ・地域の公民館活動等の支援のため、情報提供や担当職員の派遣等を行う。
- ・「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」の配布のほか、美郷町公式 LINE を活用しつつ、住民が容易に分別方法を知り得る環境を提供する。

継続・充実



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は出前講座やイベント等に積極的に参加し、分別徹底の必要性について理解したうえで実践を試みる。

施策2.「転入者・自治会未加入者等への啓発」

〔行政の役割〕(本町)

- ・賃貸住宅居住者は自治会に加入していない場合があるため、転入等の事務手続き時において窓口で説明を行うほか、「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」の配布を行う。

継続・充実

〔住民・事業者の役割〕

- ・ごみの正しい分別方法をしおりやポスターをよく読み理解し、ごみの排出をするよう努める。

2-2 リサイクルの推進

施策3.「資源回収業者の協力要請」

継続

〔行政の役割〕(本町・組合)

・資源化物は、委託収集及び許可業者による収集、直接搬入のほかに、民間の資源回収業者による回収も行われている。行政は更なるごみの減量を目的に、資源回収業者に資源回収促進の協力を要請する。

〔住民・事業者の役割〕

・資源物はごみとして出さず正しく分別を行い、資源回収業者による回収も合わせて利用する。

施策4.「プラスチック等のRPF化(有効利用)」

継続

〔行政の役割〕(組合)

・容器包装以外のプラスチックや木製品等については、民間ノウハウを活用したRPF化により有効利用する。

〔住民・事業者の役割〕

・分別の徹底に協力する。

3. 施策のスケジュール

リサイクルの推進のための施策は、これまでの施策を継続するものとする。重点施策、重点施策関連であるものは、数値目標年度（令和8年度）までの5年間において充実させるものとする。

◆図表 3-6-1 リサイクルの施策のスケジュール

施策No.	取り組む施策	R4	R5	R6	R7	R8
1	分別徹底に関する広報・啓発等 重点施策関連	継続・ 充実				
2	転入者・自治会未加入者等への啓発	継続・ 充実				
3	資源回収業者の協力要請	継続				
4	プラスチック等のRPF化(有効利用)	継続				

第7節 適正処理の推進(ごみ処理計画)

1. ごみ処理方法及び処理主体

本町管内から排出されるごみについて、排出者別・ごみ種類別に排出から処理・処分に至る工程ごとに処理主体を明確化した。

◆図表 3-7-1 処理方法と処理主体

区 分	排 出	収集運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系 ごみ	住 民	組 合	組 合	焼 却 破碎選別 資源化	組 合	埋立処分
事業系 ごみ	事業者	事業者 (許可業者)				

注)

1. 組合が処理主体となる収集運搬や中間処理に委託を含む。
2. 事業系ごみの収集運搬に関する許可(許可業者)は、本町による許可とする。
3. 可燃ごみの処理主体は組合であるが、処理体制は大田市も含めた共同処理を前提とする。

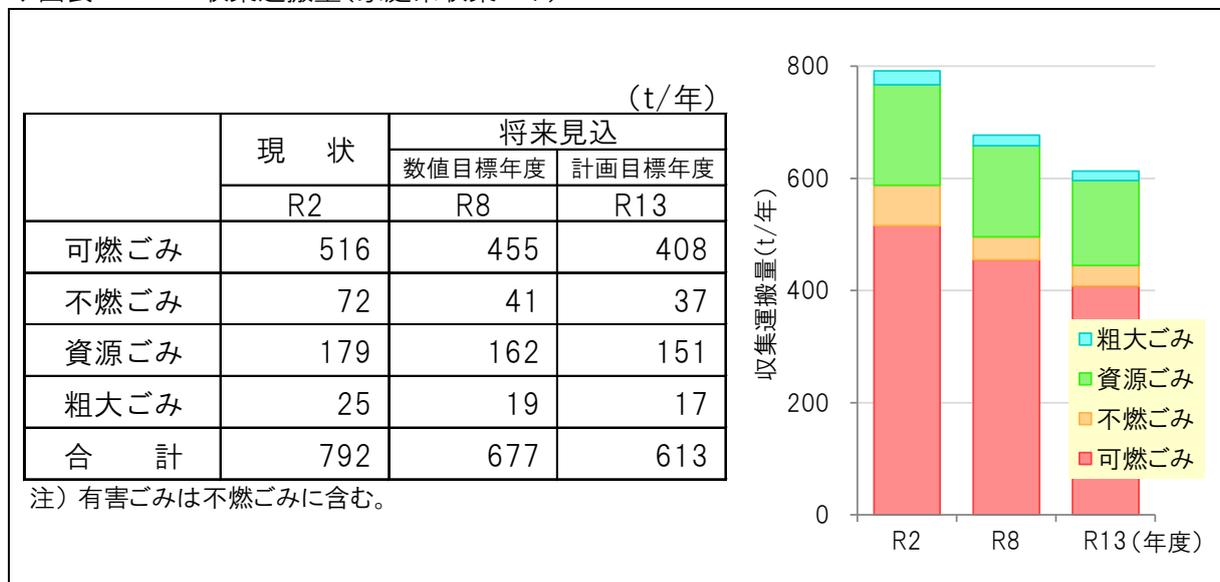
2. 収集運搬計画

- 計画収集区域は、行政区域全域とする。
- 収集運搬作業は、排出者である住民とのごみの受け渡しを行うため、行政サービスの向上が図れる収集運搬体制を維持していく。
- 高齢化社会が進んでいくことを踏まえ、福祉のまちづくりを推進できる収集運搬体制を整備する。

2-1 収集運搬量

本町の家庭系収集ごみの年間合計収集運搬量は、行政区域内人口の減少に応じて減少すると見込んでいる。そのうち、可燃ごみ年間合計収集運搬量も同様に減少すると見込まれるが、増加している住民1人1日平均排出量を抑制することで令和8年度に455トン、令和13年度に408トンと見込んでいる。

◆図表 3-7-2 収集運搬量(家庭系収集ごみ)



2-2 収集運搬体制

収集運搬の処理主体は、組合であるが、具体的には以下により行うものとする。

◆図表 3-7-3 収集運搬体制

	可燃ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
家庭系収集ごみ	委託(組合)				
家庭系直接搬入ごみ	住民あるいは許可業者				
事業系ごみ	事業者あるいは許可業者				

注) 一般廃棄物の収集運搬に関する収集運搬許可は、本町による。

2-3 収集運搬に関する施策

施策1.「住民サービスの維持・向上」

新規・継続・充実

〔行政の役割〕(組合)

① 収集頻度

ごみの収集・運搬に関し、住民サービスの向上は、収集頻度を多くすることがあげられるが、一方で、収集・運搬の負担を増やし、ごみ処理経費の増大や排気ガスによる二酸化炭素排出量の増加を招くこととなる。

現在、本町では住民の理解と協力を得てステーション方式による分別排出と収集・運搬を組合により実施しているところであるが、住民の高年齢化が進んでいる今日において、ごみ分別を前提としたごみ出しは困難なものとなる。

今後とも、収集・運搬に関する住民サービスの維持と、行政負担のバランスを考慮して収集・運搬体制を組合と連携して整備していくものとする。

なお、収集ステーションは、住民要望により設置しているため、その管理は、地区住民により行うものとする。

〔行政の役割〕(本町)

② 収集カレンダー

本町では、広報誌及び公式LINE（美郷町公式LINE）を活用し、町からのお知らせ以外にもごみに関する各種情報を配信している。住民の居住地に応じたごみ収集日カレンダー機能、収集日の通知機能のほか、ごみの分別方法が確認できるなど、住民が便利かつ容易にごみを排出できるようなサービスを提供しており、今後とも住民の生活に寄り添ったサービスの維持・向上を図るものとする。

施策2.「収集委託業者指導等」

継続

〔行政の役割〕(組合)

本町の家庭系収集ごみは、すべてのごみ種類について組合により民間業者に委託して収集運搬を行っている。

収集作業は、定時性を失う場合、遅れたごみ排出により、収集されないごみが残る苦情の原因となる。また、収集されないままステーションにごみが残ると、カラスや猫によるごみの散乱を招き、公衆衛生の維持ができなくなる。

こうした点を回避するため、収集委託業者に対し、定時性のある収集を行うよう指導していくものとする。

なお、分別不徹底のごみについては、収集を行わない措置により住民の分別徹底を促しており、委託業者に対してもその趣旨を説明し、実行するよう指導するものとする。

施策3.「直接搬入ごみの搬入可能時間の拡大」

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

組合において、可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる令和4年4月より、家庭系及び事業系直接搬入ごみの搬入時間が1時間延長となり、住民及び事業者の利便性向上を図るものである。なお、土日祝日の搬入は家庭系直接搬入ごみのみ可能で、毎月第3日曜日となる。

◆図表3-7-4 家庭系直接搬入ごみ搬入時間の変更前・変更後

	変更前(令和4年3月31日まで)	変更後(令和4年4月1日から)
搬入時間	【平日】 9:00～15:00	【平日】 9:00～16:00
	【土日祝(年6回のみ)】 9:00～15:00	【毎月第3日曜日(年12回)】 9:00～16:00

注) お盆及びゴールデンウィーク、年末年始は例外となるため、町のホームページや広報誌等で告知。

施策4.「家庭系ごみ及び事業系ごみ収集運搬許可制度」

継続

〔行政の役割〕(本町)

家庭で大量に発生したごみや事業者が事業活動に伴い排出するごみは、これまで排出者自らが処理施設に搬入していた。しかし、家庭系ごみについては、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、体の不自由な住民のごみの排出や家の整理などの場面で収集運搬業者への需要が増加している。事業系ごみについても、清掃を業として行っている事業者や介護を行っている事業者のごみの運搬に関する専門業者への委託などの需要があきらかとなった。それらの状況を踏まえ、ごみの収集運搬に関し、本町において平成25年度より許可制を導入している。

今後の許可については、ごみの排出状況と現在の許可業者の収集運搬状況から行うものとし、無意味な許可は行わないものとする。

◆図表3-7-5 収集運搬許可制導入の目的と許可方針

目的	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が排出する一般廃棄物について、事業者自らの責任による処理を進める。 建築物清掃業により排出される一般廃棄物は、現状において建築物管理者自らによる運搬が必要であるため、これを業者委託により運搬できるようにするなど、効率的な収集運搬を促進する。 家庭系ごみのうち、一時多量ごみなど、通常のごみ収集に排出できないごみの効率的な運搬を促進する。
許可方針	<ul style="list-style-type: none"> 法並びに町条例に基づく許可条件を満たしていること。 排出事業者に対して分別指導等ができること。 施設への搬入において、処理側の負担が軽減できるよう、収集運搬量の平準化(一時保管等の対応)が可能であること。 事業系ごみの排出量等を見極めたうえで、無意味な許可は行わないこと。

◆図表3-7-6 収集運搬許可数及び収集運搬量の実績(令和元年度)

	美郷町
収集運搬許可数	4件
許可収集運搬量	178,380kg

注) 1.し尿処理の収集運搬許可業者は含まない。

2.美郷町許可収集運搬量:178,380kgのうち、山興緑化(有)処分場への搬入量 150,980kg

施策5.「拠点回収モデル事業」

継続

〔行政の役割〕(組合)

組合では、収集運搬の効率化とリサイクルの推進を目的として、平成19年度より拠点回収モデル事業を実施している。この事業のねらいは主に収集運搬の効率化であるが、資源ごみの品目によっては住民の利便性を低下させてしまうことも懸念される。また、回収拠点は、従前のステーションとは異なり、広範囲なエリアを対象とするため、その運営についても地域の協力が不可欠である。

一方で、住民にとっては、収集ごみとして排出する場合に必要となる指定袋の購入が不要となるなど、コスト感を持って取組むことができる。

これまでの実績では、年間20～30トン程度を回収（収集）しており、住民1人当たり90グラム程度である。この回収量は、家庭系収集資源ごみの1人1日平均排出量（令和2年度実績107.2グラム）に比べやや少ないものの、一定の効果が得られていると考えられる。

以上を踏まえ、拠点回収モデル事業を継続しつつ、意向などを調査したうえで、対象品目、拠点エリアの大きさ等を検討し、他地域への普及など資源ごみ収集のあり方について検討を行っていくものとする。

◆図表 3-7-7 拠点回収の概要

モデル地区	邑南町高海地区
排出場所	自治会館(回収容器を設置)
収集頻度	2回/月(第2・4月曜日)
ごみの種類	容器包装プラスチック、容器包装紙、カン、ビン、ペットボトル、段ボール、紙パック、新聞、雑誌、乾電池、蛍光灯、不燃物等

◆図表 3-7-8 今後の調査検討方針

項目	方法	内容
住民の意向・取組状況	アンケートによる	要望、問題点、利用有無、頻度
利用実態(回収量)	計量データ等による	住民1人1日当たりごみ排出量
定期収集との兼ね合い	一定期間の調査による	従前のステーションに排出される量



施策6.「小型家電の分別」

継続

〔行政の役割〕(組合)

平成24年に法制度化された「使用済み小型電子機器再資源化促進法」(以下「小型家電リサイクル法」という。)に対し、組合では、邑智クリーンセンター(リサイクルプラザ)での負荷軽減から仕分け作業により回収し、委託処理している。

しかし、仕分け作業は施設のプラットホームで行うなど、安全かつ安定した処理ができない。そのため、リサイクルプラザの処理機能の見直し等も踏まえた施設整備が必要となる。

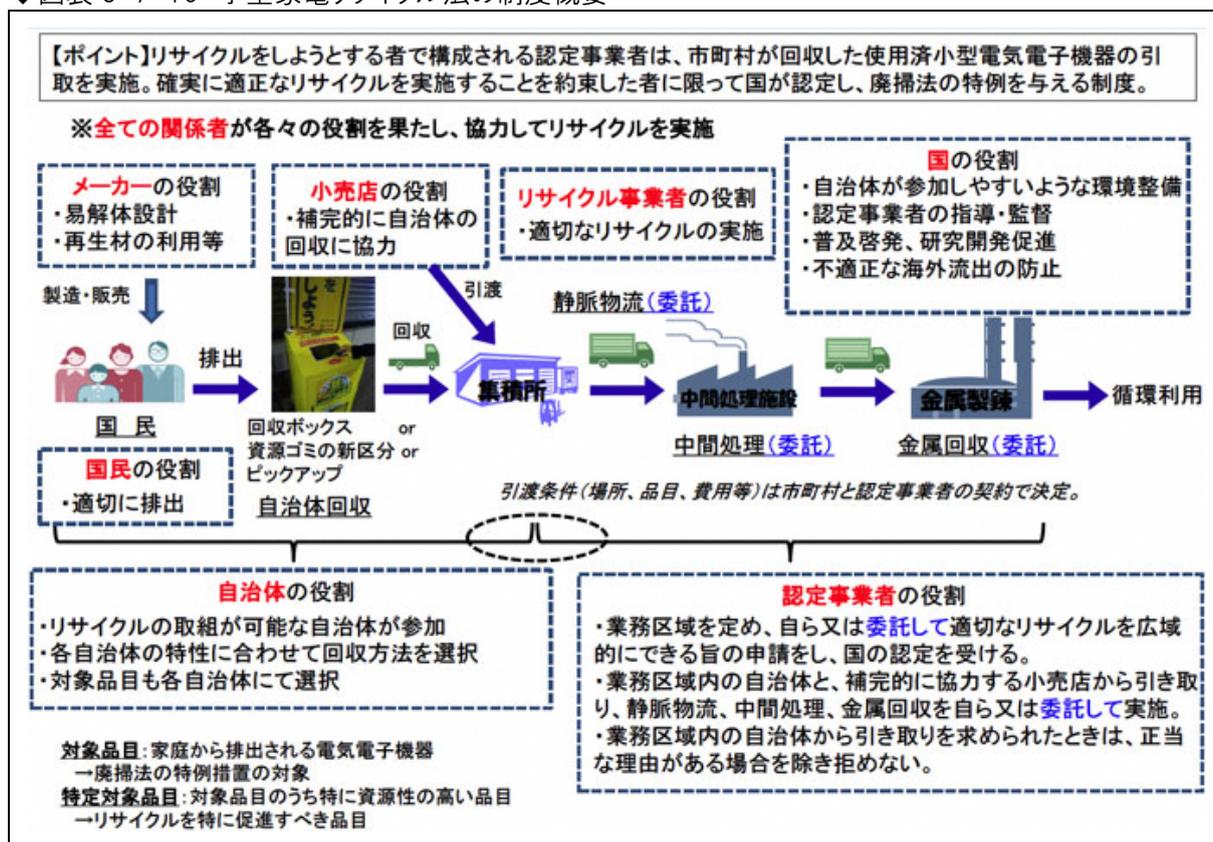
また、処理(再資源化)は、金属回収等にとどまっており、法に基づく引き渡し(再資源化)は行っていない。

以上を踏まえ、小型家電を効率的に回収、再資源化するための処理体制整備を必要に応じて組合と協議する。

◆図表3-7-9 小型家電回収状況

排出方法	収集方法	処理・保管方法	処理方法
従来どおり不燃ごみ・粗大ごみとして分別	現収集体制による	行政により選別・保管 (不燃ごみ処理施設の空スペースを活用)	専門業者へ委託 (金属等を回収)

◆図表 3-7-10 小型家電リサイクル法の制度概要



資料: 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済み製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第10回)より」

重点施策

施策7.「福祉向上のための収集サービス」

検討

〔行政の役割〕(本町・組合)

高齢者や要介護者・要支援者等は、今後、高齢化の進行等により増加が予想されるため、こうした住民への収集サービスについて検討が必要である。

本町の収集方式であるステーション方式は、決められた場所にごみを自ら出す必要があるため、山間部などごみステーションが遠い場合、高齢者や介護が必要な住民、障がいのある住民にとっては負担が大きい方式である。こうした住民を対象に収集サービスの向上を図るため、他自治体では、認定制度による戸別収集が行われている。

本町において、収集サービスの向上と効率的な収集運搬を図るため、戸別収集（ふれあい収集）の導入について各町と協議・検討していくものとする。

なお、介護者が要介護者に代わってごみ出しを行うケースもあるため、介護者あるいは団体等への分別周知も行うものとする。



重点施策

施策8.「事業系ごみの収集」

検討

〔行政の役割〕(本町・組合)

現在、組合管内では、事業系ごみの収集を行っておらず、排出事業者が自ら施設に搬入するか、収集運搬許可業者に委託して搬入されている。

本町において、収集サービスの向上と効率的な収集運搬を図るため、事業系ごみの収集（定期収集）の導入について組合と協議・検討していくものとする。

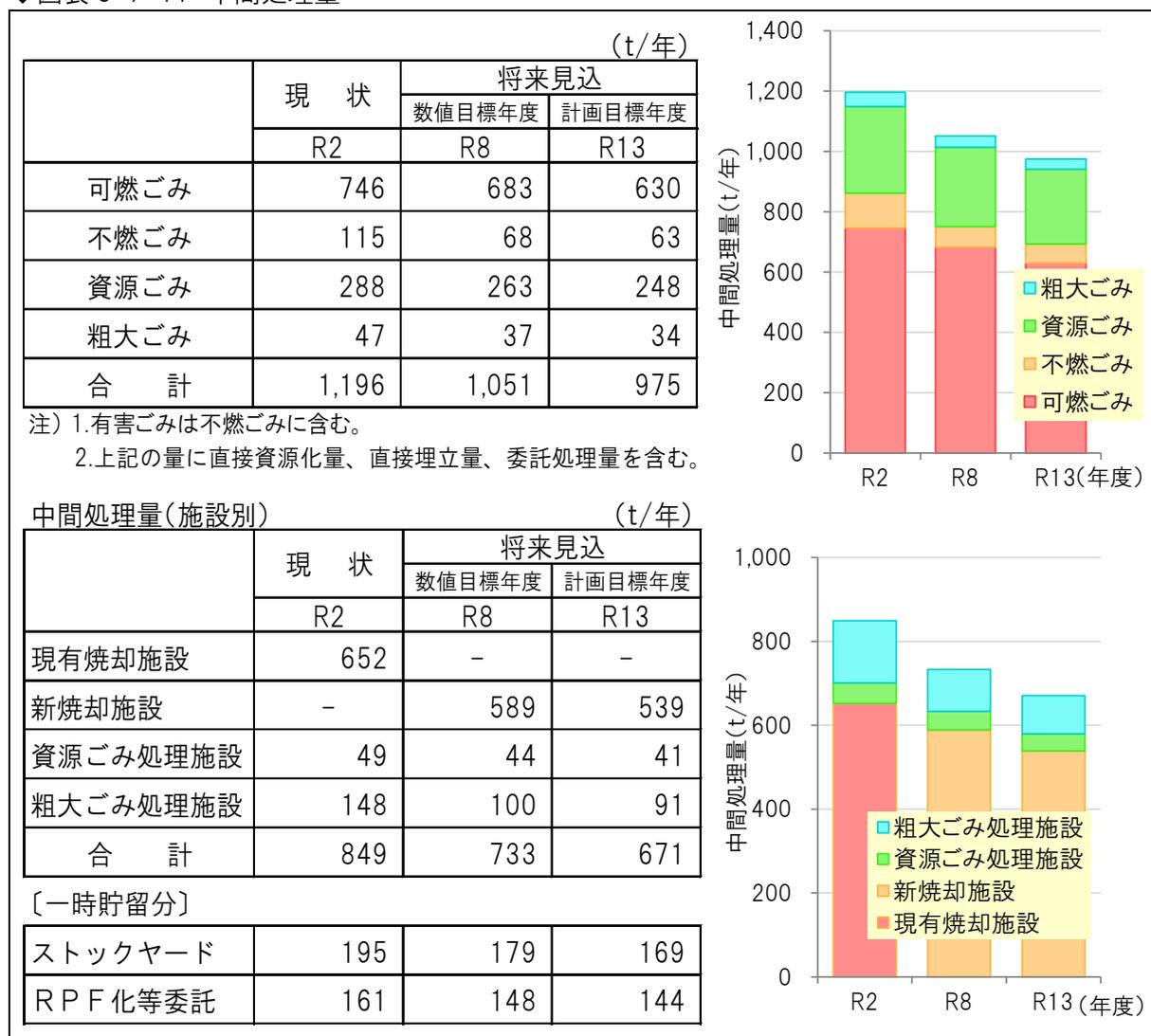
3. 中間処理計画

- ・ 計画処理区域は、行政区域全域とする。
- ・ ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行うものとする。
- ・ 可燃ごみの処理は、共同処理による効率化を図るものとする。

3-1 中間処理量

本町の家庭系収集ごみの年間合計量は、行政区域内人口の減少に応じて減少すると見込んでいる。そのうち、可燃ごみ年間量も同様に減少すると見込まれるが、増加している住民 1 人 1 日平均排出量を抑制することで減少させ、令和 8 年度に 683 トン、令和 13 年度に 630 トンと見込んでいる。

◆ 図表 3-7-11 中間処理量



3-2 中間処理に関する施策

施策9.「可燃ごみ共同処理施設の維持管理」

新規

〔行政の役割〕(組合)

令和4年4月より川本町、美郷町、邑南町に新たに大田市を加えた4市町で共同整備を行う可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる。(詳細は第1節6-2-2ごみ焼却施設を参照)

周辺自治体との共同処理を実施することで、施設の維持管理の効率化及び経済的有利性、エネルギー回収による環境負荷の低減を図る。

今後は、可燃ごみ共同処理施設の適正な維持・管理に努め、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処理を行っていくものとする。

施策10.「リサイクル関連施設等に関する整備検討」

新規

〔行政の役割〕(組合)

リサイクル関連施設は、資源ごみ(ビン・カン)、不燃ごみ、粗大ごみを処理するリサイクルプラザと、資源ごみ(古紙、ペットボトル、容器包装プラスチック)を処理するリサイクルセンターを維持管理している。

そのうち、リサイクルプラザは組合設立時に整備した施設であり、家電リサイクル法の施行により大型家電(テレビや冷蔵庫など)が処理対象外となったことで処理量が減少した。また、小型家電製品等は複数の素材で製造されているため、破碎設備での処理を行うと設備の維持管理費(特に点検補修費)は負担増となるなど、組合のごみトン当たり処理費の高額化の一因となっている。

こうした点を踏まえ、旧焼却施設解体後の跡地利用を含め、リサイクル関連施設の再整備やストックヤードの拡張等について検討を行うものとする。

施策11.「中間処理のための処分業許可制度」

新規

〔行政の役割〕(本町)

事業に伴い発生する木くず・竹・草等木質系廃棄物、し尿及び汚泥について、堆肥化可能なものについては邑智クリーンセンターで処分するよりも資源化することが望ましい。また、邑智クリーンセンターで処分しきれない量が発生する場合もありうる。その観点から、町内で発生した木くず・竹・草等木質系廃棄物、し尿及び汚泥のうち堆肥化等により資源化できるものに限定して、山興緑化有限会社へ一般廃棄物処分業を許可する。それ以外について無意味に新たな許可はしない。

4. 最終処分計画

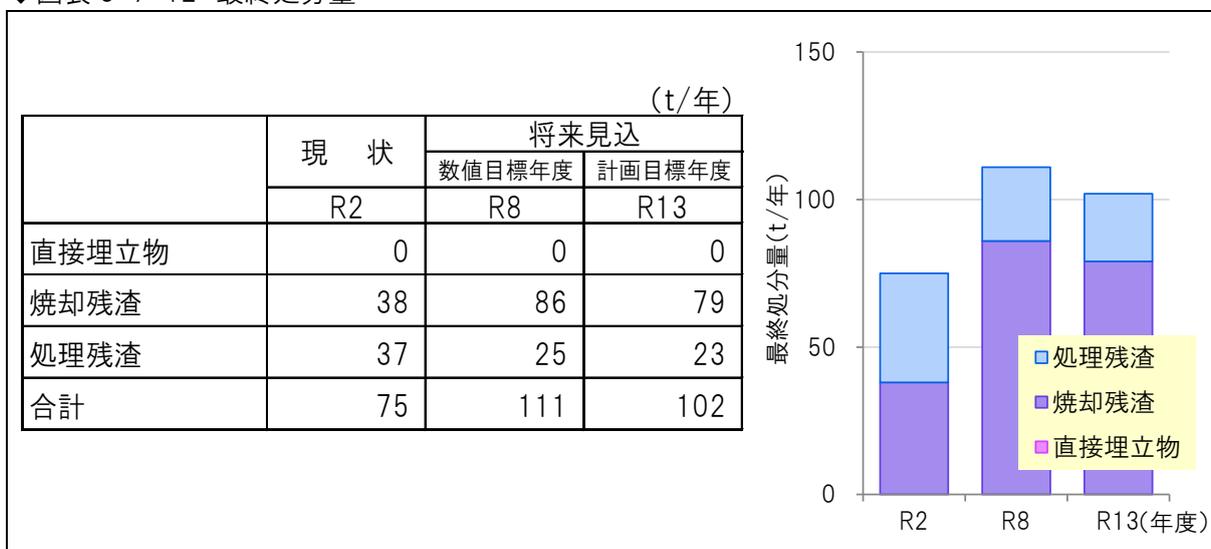
- 計画処理区域は、行政区域全域とする。
- 分別徹底により資源化を促進し、もって最終処分量を削減する。
- 最終処分場の維持管理を引き続き行い、地域環境保全に努める。

4-1 最終処分量

本町の最終処分量合計は、令和2年度で年間75トン程度である。なお、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に主灰を資源化したため、図表中の令和2年度焼却残渣量には主灰が含まれていない。

以降、主灰は最終処分場に埋立てとなったため、令和2年度から令和8年度には最終処分量が増加しているが、長期的には減少傾向にある。

◆図表 3-7-12 最終処分量



4-2 最終処分に関する施策

施策 12.「最終処分場の維持管理」

継続

〔行政の役割〕(組合)

組合の最終処分場は、平成11年度より埋立てを開始しており、残余容量が少なくなったことから、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事を実施した。

今後も最終処分場の機能を適正に維持していくため、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処分を行っていくものとする。

なお、最終処分場の維持管理は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（平成10年6月16日 総理府・環境省令 第2号）に基づいて行う。

◆図表 3-7-13 最終処分場延命化工事の概要

区分	工事概要
処分場	✓ 既設処分場 14,300m ³ を 26,000m ³ 拡張。(合計 40,300m ³)
浸出水処理施設	✓ 増設に伴う浸出水の増加に対応できるよう、既設浸出水処理施設(20m ³ /日)を新浸出水処理施設(30m ³ /日)に更新。

5. 施策のスケジュール

適正処理の推進のための施策は、これまでの施策を継続するものとする。重点施策や新規の施策であるものについては、数値目標年度（令和8年度）までの5年間において充実させるものとする。

◆図表 3-7-14 適正処理の施策のスケジュール

施策 No.	取り組む施策	R4	R5	R6	R7	R8
1	住民サービスの維持・向上	新規・継続・ 充実				
2	収集委託業者指導等	継続				
3	直接搬入ごみの搬入可能時間の拡大	継続・ 充実				
4	家庭系ごみ及び事業系ごみ収集運搬許可制度	継続				
5	拠点回収モデル事業	継続				
6	小型家電の分別	継続				
7	福祉向上のための収集サービス 重点施策	検討				
8	事業系ごみの収集 重点施策	検討				
9	可燃ごみ処理施設の維持管理	新規				
10	リサイクル関連施設等に関する整備検討	新規				
11	中間処理のための処分業許可制度	新規				
12	最終処分場の維持管理	継続				

6. その他の計画

6-1 不法投棄対策

不法投棄防止に関しては、各種啓発パンフレットの配布や防止看板の設置等を行うとともに、住民と協力し、ごみが不法投棄されやすい場所に花壇を設置するなど、ごみを捨てにくい環境作りに取り組むものとする。加えて、組合並びに警察等関係機関と連携してパトロールを実施していくものとする。また本町では美郷町公式LINEを活用し、住民が簡単に不法投棄を通報できるようなシステムを導入することで、迅速な対応や不法投棄が頻繁に発生する地点の把握を行っている。



6-2 在宅医療系廃棄物対策

家庭から排出される在宅医療系廃棄物には、医師等の訪問を伴わずに患者自らが行う医療処置により、感染性のある物質が付着した注射針等が含まれている可能性がある。収集運搬業者の意図せぬ感染や負傷事故を防ぐためにも、安全で適切な廃棄システムを構築する必要がある。

組合においては在宅医療系廃棄物に関して、原則として医療機関・販売業者等を通じ、専門業者等で処理を行うものとし、収集運搬及び処分については行わないものとする。そのため、適正処理について医療機関に要請する。

6-3 感染症に罹患した場合の廃棄物対策

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者による廃棄物を家庭及び事業所から排出する際には、感染拡大を防止するために、国の「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠した処理を行うことが求められている。本町において、感染症に罹患した場合の廃棄物の処理方法について住民に広く周知するなど、廃棄物が感染経路とならないように対策を実施する。

6-4 災害時の一般廃棄物及び災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められるため、処理体制を構築する必要がある。本町では「地域防災計画」及び「災害廃棄物処理計画」を策定している。内容としては、地域防災計画を勘案したうえで、国・島根県等の指導事項に基づき、地震や豪雨などの大規模災害時の対応について網羅したものとしている。実際に発生した災害廃棄物の処理については組合とも協議・検討を行い適正に処理する。

6-5 脱炭素社会への貢献

地球温暖化の防止対策として、化石燃料使用量を減らし、施設の更新にあたってはエネルギー回収に努める。また、令和4年4月から供用開始となる可燃ごみ共同処理施設では、熱利用のかたちでエネルギー回収を実施し（熱回収率10%以上）、回収した焼却廃熱は場内の温水供給に利用する。

本町においては、町有施設から排出する二酸化炭素排出量を把握し、削減目標に取り組むため「地球温暖化対策実行計画」を策定している。今後の社会情勢や法規制といった計画の前提に大きな変化が生じた場合は必要に応じて目標や取り組み等の見直しを行う。

第8節 その他の計画

1. 施策推進のための体制づくり

ごみの発生・排出削減や再資源化の促進は、排出者である住民や事業者が積極的に取り組むことから始まる。そのためには、行政も加えた三者による協働が不可欠である。そのため、行政と住民・事業者をつなぐ協議会等の体制が不可欠である。

具体的には、住民、事業者、行政による協議会等により住民、事業者への施策に反映していくものとする。

2. 事業者の協力

ごみ減量のため、製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について組合と連携して島根県・国等の関係各機関への要請を行っていく。

同時に、本町管内の流通・販売事業者に対しても、過剰包装の自粛や資源ごみ回収等の取組を行うよう要請していくものとする。

さらに、本町管内から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。そのために、島根県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して組合と連携して、ごみ資源化への協力要請を行うとともに、管内の廃棄物再生事業者による安定した再資源化等を推進していくものとする。

3. 地域の諸計画との関連

本計画の上位計画としては、「美郷町第2次長期総合計画」、島根県が策定した「島根県環境総合計画」が位置づけられる。

こうした関連計画は、組合にとって大局的なごみ処理の方向性を示すものであることから、これらの諸計画を鑑みた上で、本計画の見直しや実施計画を策定していくものとする。

また、ごみの量、質を変化させる要因となり得る諸計画については、あらかじめその動向に注視し、必要に応じて対応していくものとする。